

第6回野田市総合計画審議会 次第

日時 令和5年2月1日（水）
午前10時00分から
場所 市役所 8階大会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議題
 - (1) パブリック・コメント手続の結果について
 - (2) 野田市総合計画後期基本計画の策定について（答申）
- 4 閉会

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|--------------|----------------|----|--|--|------------------------|----------|----------------------------|
| 第1章 計画の前提 | 1 将来人口 | 1 | 高齢化対策については、後段でも触れているようだが、地域によって状況が異なることとも思われ、交通インフラなのか買物難民なのか医療問題なのか地域特性に合わせて順位をきめて進めた方が良いと思う。 | 高齢化対策につきましては、基本目標2、基本方針1の高齢者福祉サービスの充実において、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要であるとされており、地域ごとの特性に応じた施策を推進します。 | P2 P25 | 修正 無し | 高齢者支援課 |
| | | 2 | 異常気象に伴い、災害復旧費用が増えるのではないだろうか。また、高齢化に伴う扶助費の増加もあるのでは？ | 後期基本計画の策定に当たり、基本構想の見直しは行わず、現在の内容を引き継ぐことから、財政の見直しについても当初の想定から修正することは考えていません。なお、災害復旧費用については、災害の発生規模が不確定であり、費用の想定ができないため、項目としては記載しているものの、費用については見込んでおりません。災害発生時には補正予算や予備費を活用して機動的に対応してまいります。また、扶助費については、障がい者や高齢者の増加に伴い、毎年度増加する見込みとしておりますが、国の制度等の見直しによる変動等は見込めない状況です。 | P4 | 修正 無し | 財政課 |
| | 3 都市構造・土地利用の方向 | 3 | 混雑緩和には①交差点を改良してスムーズな右左折直進を確保する。特に野田橋前後。②警察と連携して信号システムを改良する、ことが必要と思う。 | 基本目標4、基本方針2の道路交通体系の整備の主な事業として、県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進を記載しており、野田橋の交通渋滞の緩和事業として、千葉県、埼玉県及び近隣市町と連携し実施しています。 | P6 P58 | 修正 無し | 道路建設課 |
| | | 4 | 東京直結鉄道には野田市の観光来客を増やしたり、就業場所を増やす努力も必要。それなしでは就業人口や将来的には定住人口の減少につながるのでは。 | 東京直結鉄道の整備については、国等の関係機関に対し要望活動を行い、早期の事業着手に努めております。現状としては平成28年の交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道東京8号線の野田市までの延伸が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」とされていますが、鉄道沿線における宅地開発等が課題とされているため、検討を進めているところです。なお、ご意見にある就業場所の整備や観光来客の増加については、基本目標6、基本方針1の新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成において市内の多くの資源を活用し就業機会を創出することや、基本方針2の観光・イベントの振興において地域資源を活用した交流人口の拡大、観光の振興について記載しており、これらの施策、事業により進めてまいります。 | P6 P7 P81 P86 | 修正 無し | PR推進室 鉄道建設促進担当 商工労政課 |
| | | 5 | 野田線複線化には橋梁の複線化がポイント。その費用は？ | 基本目標4、基本方針3の鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実において、東武野田線の複線化については、市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上を図るため、関係機関に対する要請等に努めるものとしており、複線化整備の実施については、事業者及び関係機関に対し継続的な要望を行うなど、早期の実現に向けて努めております。 | P6 P66 | 修正 無し | 鉄道複線化担当 |
| | | 6 | バス路線は、運行頻度が少ないほど利用者が減る。高齢化率の高い地域を如何に拾うかもポイントではないかと思う。 | 路線バスを維持するため、市では運行事業者に対し、運行上必要な施設の維持に係る費用の補助を行っておりますが、これ以上の路線や便数の増加は見込めない状況にあることから、より市民の皆さんが身近に利用できる交通手段として、コミュニティバスを導入しております。なお、コミュニティバスの更なる利便性向上のため、令和6年度以降に開始する予定の新たなまめバスの運行計画の調査、検討を行っているところであり、運行本数の確保も含め進めていきたいと考えております。この他、まめバスを含めた公共交通機関が無い交通不便地域についても、高齢化率の高い地域を中心として、デマンド交通の導入も含め、新たな方式による交通支援対策の実施を費用対効果も含めて検討を進めています。 | P6 P66 | 修正 無し | 企画調整課 |
| | | 7 | 上質な居住環境には買物の利便性も必要。用途区域に特例を持たせて、人口密集度合いに応じた商業施設を誘致するなどの対策も必要では。買い物バスや宅配が一体となったシステムみたいなものも考えられてもよいかも。 | 現在の市街化区域内の土地利用を考慮し、商業施設を誘致することは考えておりません。なお、基本目標4、基本方針2の個性と魅力あふれる市街地の形成において、地区計画により無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備することとしており、住宅地については、住居の環境の悪化をもたらす恐れのある施設の混在を防止し、土地の住居専用性を高めること等が必要であると考えております。このため、住宅地に建設される商業施設は、現在の用途地域と整合性が図られている必要があると考えており、用途地域に特例を持たせて商業施設を誘致するのではなく、地域のニーズを踏まえ、現在の用途地域と整合性の図られた施設を、出店者の判断のもと立地させるべきと考えています。 基本目標6、基本方針1の商業の魅力向上による商店街等の活性化において、移動販売事業等の買物弱者対策について記載していますが、商業施設への買物バスについては、コミュニティバスが一部の商業施設に乗り入れ、もしくは商業施設近くに停留所を設置しており、それ以外の商業施設への送迎バス（買物バス）や宅配等については、利用者・購入者に対するサービスとして事業者が実施するものと考えています。 | P8 P79 P89 | 修正 無し | 都市計画課 商工労政課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------|----|--|--|------------|----------|-----------------------|
| 第1章 計画の前提 | 3 都市構造・土地利用の方向 | 8 | 災害に強いことも上質の条件 | 基本目標4、基本方針2の道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保において、災害に対応したまちづくりを進めることとしており、関係する計画である野田市国土強靱化地域計画に基づき、被害の発生抑制による人命の保護、ライフラインや交通ネットワーク等の被害の最小限化、早期復旧等の施策に取り組んでまいります。 | P7 P62 | 修正 無し | 防災安全課 管理課 都市計画課 |
| | | 9 | 農業振興には効率的な農地・農業が望ましいのでは。一定の生産人口を維持し、高齢化対策としても農地を集約して協同組合的にできないか。所有者が土地を売却するときは組合か市が購入するとか。このことが若年層の雇用の拡大にも役立てれば。 | 農業者の高齢化や後継者不足に対応し、農業生産人口の維持を図るため、基本目標6、基本方針1に農業の活性化の推進として新規就農者の発掘や地域営農の育成に努めることとしており、その一環として農業後継者育成事業を実施し若手農業者の育成に取り組んでおります。担い手農家に対しては、農地中間管理機構の活用や利用権設定等促進事業により農地を集約し農業振興を図っているところもあり、引き続き担い手への集約を進めてまいります。また、市は農地を所有することはできないことから、江川地区の農地を保全するため第3セクターの榎野田自然共生ファームを設立し、農地を所有し水稻の作付けを行っている事例があり、市内の遊休農地の状況等に応じ、農業法人等での農地所有について研究してまいります。 | P7 P12 | 修正 無し | 農政課 |
| 基本目標1 自然環境と調和するおおいのある都市 | 基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進 | 10 | 農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等しているのですから、現在の野田観光ガイドブックにも観光農園のページないので、主な事業に観光農園の推進を明記して、観光農園の紹介してください。 | 観光農園の推進は、農業への理解を深める施策のひとつと考えられ、市内には、イチゴ、梨、ブルーベリー、みかん等の体験農園が点在しておりますが、現状では市民等のニーズに十分応えられる状況には至っておりません。今後、農家の意見も伺いながら拡充策や推進策を進めてまいりますので、基本目標6、基本方針2の観光・イベントの復興における地域資源を活用した交流人口の拡大の主な事業に、「観光農園の推進」を追記します。 また、今後、市が発行する観光ガイドブック等において、体験等ができる農園の紹介を行ってまいります。 | P12 P85 | 修正 有り | PR推進室 農政課 |
| | | 11 | 野田市は緑地保護を目標にしているにも拘わらず、今回第一種農地に物流施設計画に積極的な対応をしているとのこと、真意を市民に示して欲しい。 | 基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進のとおり、市街化調整区域の一定の地域については、地域の振興又は発展に寄与するような適正な土地利用を図っていくこととしており、また、農地についても第一種農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、一般国道又は都道府県道の沿道の区域では、流通業務施設の建築は許可されることとなります。 市域の7割を市街化調整区域が占める本市においては、特に産業分野において市の活性化につなげるため、国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどの限定された土地については、特性を活かした土地利用の誘導が必要と考えておりますが、土地利用に当たっては、周辺の状況に配慮したものととなるよう指導を行ってまいります。 | P11 P89 | 修正 無し | 農政課 都市計画課 |
| | | 12 | 街が発展して森が無くなった、おおたかの森の轍を踏まないようにしてほしい。 | 基本目標1、基本方針1の環境保全の推進に森林の保全に関する記載を行っており、市民の森を増やすことにより対応していきたいと考えております。 | P11 | 修正 無し | みどりと水のまちづくり課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-------------------------------|-------------------|----|---|--|-----|------|----------------|
| 基本目標1 自然環境と調和する おいのある都市 | 基本方針2 循環型社会の推進 | 13 | 再生可能エネルギーの活用には、それに伴う公害対策の同時進行が必要と思う。そのことも明記すべきと思う。 | 意見に基づき、基本目標1、基本方針2のゼロカーボンシティの推進の施策の内容を、「野田市の地域特性に合った可能なエネルギー政策も検討します。」から「野田市の地域特性に合った可能なエネルギー政策を検討するとともに、これに伴う環境への影響にも配慮してまいります。」に修正します。また、市内における主要な再生エネルギーである太陽光発電については、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を目的に制定した「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」により設備の適正な設置及び維持管理について指導してまいります。 | P15 | 修正有り | 環境保全課 |
| | | 14 | 循環型社会の推進については、高齢化の中で資源品回収に協力できない人も増えてきている。回収システムの再構築が必要では。また、廃棄物や資源品の回収後処理の流れを市民が見聞きすることで協力できることが増えてくるのではないだろうか。教育・見学が必要。 | 基本目標1、基本方針2のごみの減量・リサイクルの推進の、資源回収の推進に関連しますが、現在行っている資源物を各地区で回収する集団資源回収は、地域コミュニティの活性化が見込めることから、高齢化の進む社会では好ましい方法と考えています。さらに、高齢者等を対象としたごみ出し支援、具体的には「ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業」において安否確認を含めた個別収集を実施しています。また、廃棄物や資源回収後の処理につきましては、ごみの出し方・資源の出し方のパンフレットに「ごみと資源物の現状とゆくえ」と題して掲載しているとともに、清掃工場やリサイクルセンターの見学は、小学校の校外学習の一環での実施及び一般の見学も実施しており、ごみの減量・リサイクルの周知に活かされていると考えています。 | P14 | 修正無し | 清掃計画課 清掃管理課 |
| | | 15 | 買い物時の過剰なプラスチック包材を減らすため販売店や包材メーカーに協力をお願いすることも必要では。 | 基本目標1、基本方針2のごみの減量・リサイクルの推進に関連する内容ですが、適正な包装については、販売店に対し野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第12条に基づく協力要請を行うとともに、ごみの出し方・資源の出し方のパンフレットなどに掲載し、市民へのPRをおこなっています。また、包材メーカーに対しては、国が容器包装リサイクル法に基づく働きかけを行い、包材を販売する企業が独自に環境に配慮した容器包装設計に取り組んでいます。 | P14 | 修正無し | 清掃計画課 |
| | | 16 | ゴミ発電は、やってみましたっけ？ | 昭和60年に設置された、現在の清掃工場では発電を行っておりません。 | P14 | 修正無し | 清掃計画課 清掃管理課 |
| | | 17 | 不法投棄の撲滅には、処理しやすいことと処理費が少ないことが望ましい。また、外国人への丁寧な説明が必要。 | 基本目標1、基本方針2の不法投棄の撲滅・環境美化の推進において、不法投棄防止のため、不法投棄パトロールの強化を主な事業として掲げており、その他にも不法投棄防止の看板や防犯カメラの設置などを行っております。なお、不法投棄を減らすためには、市民一人一人が環境問題に取り組み、ごみを減らすための意識の向上が必要と考えており、ゴミ出しルールの緩和を行うことは考えていません。また、外国人に対しては、ごみ出しルールの丁寧な説明が必要と考え、パンフレットやごみ分別促進アプリの外国語対応を行っており、廃棄物減量等推進員から、外国人に限らず排出者に対してごみ出しのルール説明を求められた場合は、清掃管理課職員が直接へ出向いて説明しております。 | P14 | 修正無し | 清掃計画課 清掃管理課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|--------------------------|-----------------------------|----|--|--|------------|------|-----------------------------------|
| 基本目標1 自然環境と調和するおのいる都市 | 基本方針3 生活環境の整備 | 18 | 水害対策については、揚水機の水没防止と台数確保を。 | 基本目標1、基本方針3の上下水道の整備促進のとおり浸水常襲箇所解消に対応してまいります。 なお、雨水排水ポンプ場の水没防止対策は、令和4年9月に策定した耐水化計画において、公共下水道（雨水）施設の浅間下排水ポンプ場は洪水（50年に1回程度の降雨）による被害は想定されていませんが、内水（市内の過去最大降雨）で想定される浸水深が20cmであることから施設の敷地内にあるハンドホール（地中に埋設してある電気線の修理などをするためのマンホール）から施設への浸水が想定されるため止水対策を行います。 また、現在施設へ流入する雨量を排水するために必要なポンプ台数は確保しておりますが、雨水幹線の整備に伴い排水流量が増える場合にはポンプを増設できるよう施設の整備を行っております。 このことから、市の考え方に変更がないため修正いたしません。 | P19 P62 | 修正無し | 下水道課 |
| | | 19 | 下水道整備にあたっては、市道私道関係なく多数世帯が使用する私道も宅地前までの配管敷設を。 | 私道の公共下水道は、「私道への公共下水道管布設取扱要綱」に基づき、公道と同様に下水道施設を整備することができます。 | P19 | 修正無し | 下水道課 |
| | | 20 | 水資源確保に関しては、異常気象のこともあり、遊休農地を活用して溜池として渇水期の対策をすることはできないだろうか。 | 水資源の確保については、基本目標1、基本方針3の上下水道の推進に関連した計画の水道ビジョン野田にある安定水源の確保において対応していきます。 なお、ため池は飲用水の安定した水供給には適しておらず、浄水処理や配水の設備が必要で、建設費に何十億円もの経費がかかります。仮に事業化した場合、水道事業は地方公営企業法において、独立採算制が原則となっているため、水道料金の値上げに直結することとなりますので、水は限りある資源であることを御理解いただき、渇水時期には節水のご協力を呼びかけてまいります。 | P19 | 修正無し | 水道部 |
| 基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市 | 基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進 | 21 | 「自立」が「自分で何とかしろ」とか「自分で生きろ」になってはいけないと思う。「持てる能力を十分に発揮して暮らし続ける」になるよう、支障となることを解決する（「してあげる」ではない）ことが必要と思う。 その為に⇒①買物支援や医者にかかりやすくするとか、機能保全、ゴミ出しシステム見直し、生活環境保全、障がい者スポーツ施設（家庭や作業場に閉じ込めない）、認知症高齢者へのGPS貸与などの応援が必要ではないだろうか。 ⇒また、地域の福祉活動の充実には、自治会の協力も必要と思う。（「自治会」の文言が無かった） ⇒さらに、買物支援サービスには、事業者の拡充とMAP化、ネットスーパーが利用できない向きには「受注～配達」までをコーディネートできる仕組みを作れないだろうか。 | 買物弱者対策については、基本目標2、基本方針1の高齢者福祉サービスの充実や基本目標6、基本方針1の商業の魅力向上による商店街等の活性化の中で、高齢化の進展に対応するため、買物弱者対策を実施するとしており、現在、生活協同組合パルシステム千葉との協働事業である移動販売事業「まごころ便」と「買物支援推進店制度」を実施しています。 また、その他ごみ出し等の支援についても、基本目標2、基本方針1の地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進及び高齢者福祉サービスの中で対応していくことと考えており、高齢者等を対象としたごみ出し支援、具体的には「ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業」を安否の確認を含めた個別収集を実施しています。また、徘徊高齢者家族に対する支援として無線発信機を貸し出すなどの事業を行っております。なお、自治会の記載については、基本目標2、基本方針1の支え合いによる福祉のまちづくりの推進の内容を、「市内全域で組織された地区社会福祉協議会やNPO・ボランティア活動等を…」から、「市内全域で組織された地区社会福祉協議会や自治会、NPO・ボランティア団体等を…」に修正します。 | P24 P79 | 修正有り | 高齢者支援課 商工労政課 清掃計画課 市民生活課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|--------------------------|---|--|---|--|------------|------|-----------------------------------|
| 基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市 | 基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実 | 22 | 「子ども館」は良いのだが、そこに行かなければならず、限られた地域の利用にならないだろうか。 | 基本目標2、基本方針2において、子どもの健全育成と子育て環境の充実を行うこととしており、子ども館以外の施策についても推進していきます。 また、市内には、新たに整備した「のだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）」等7館の子ども館があります。子ども館は、運営を広域的に行って、児童の健全な遊びを通じて、その健康を増進し、情操を豊にするために設置しており、いくつかの地区に1ヶ所程度設置しています。子ども館が子どもたちの要望に応えられるよう、指定管理者と協議し、いつでも楽しく安心して安全に遊べる環境整備に努めています。また、主に就学前の児童と保護者を支援する支援センター、つどいの広場、子育てサロンなどの施設を子ども館とは別に設置し、地域における子育て支援事業を推進し、市内全域を対象として、孤立しがちな子育て世帯に支援が行き渡るよう事業の周知を行い、子どもの健全育成の推進を図っております。これからもご意見にあったような限られた地域の利用にならないよう事業を推進してまいります。 | P30 P31 | 修正無し | 児童家庭課 |
| | | 23 | 拠点事業の充実とあるが、拠点は生活に合ったものである必要があると思う。内容によっては「市内数か所」ではなく「小学校区に数か所」という場合もあって良いかと思う。 | 基本目標2、基本方針2の安心できる子育て環境の整備における地域子育て支援拠点は現在市内に8か所を地域的なバランスを考慮して整備しており、就学前の児童を持つ親子に対して、相談、交流、講座開催、情報提供を実施しています。さらに、令和4年8月1日から、子ども館7館での就学前児童に対する事業（乳幼児サークル、子育て講座）に地域子育て支援拠点の機能を持たせ、支援拠点を増やしました。引続き地域に寄り添った支援を実施してまいります。 また、同施策中の子ども家庭総合支援拠点は、子ども家庭総合支援課が拠点として位置づけられる事業名であり、施設等を配置するものではありません。 | P31 | 修正無し | 児童家庭課 子ども家庭総合支援課 |
| | | 24 | 未就学児の人口の減少傾向をにらみ、一部でも行われているようだが、小学校の活用を方針に入れても良いのではないだろうか。 | 小学校の活用については、これまでに若木小学校において老人デイサービスセンターの設置や、その他各中学校において地域教育コーディネーターの活動の拠点、支援ボランティア等、地域の方々のコミュニケーションの場となる地域ルームとして活用を行っており、また、国の「新・放課後子ども総合プラン」及び市の行政改革大綱において、既存の校外の学童保育所については、空き教室を活用することが望ましいとしていることから、老朽化の進んでいる学童保育所については、教育部局や学校と調整の上、順次空き教室を活用して、学校内へ移設を進めております。 少子化の影響により、今後、小中学校において空き教室が増加することが想定されますので、活用できる用途の検討を、関係部署と協議しながら進めてまいります。本内容については行政改革大綱等で検討したいと考えているため、記載は行いません。 | P30 P31 | 修正無し | 学校教育課 児童家庭課 高齢者支援課 行政管理課 |
| 25 | 待機児童ゼロ対策には、保育士の待遇改善を必ず入れてほしい。実際の業務に関しては、時間帯によってはボランティアの活用も方策では。 | 保育士の処遇改善については、既に国の処遇改善等加算に対する月2万円の上乗せや、保育士就労奨励金、保育士のお子さんの優先入所、家賃補助、駐車場補助等の処遇改善策を行っています。保育士の配置については、定数を超える保育士の配置について補助金を支給する等、保育士が働きやすい環境整備も支援しております。また、高齢者等のボランティアにも活動していただいています。なお、保育士の処遇改善等による確保については、基本目標2、基本方針2の幼児教育・保育の推進の主な事業に、「保育士の確保対策の推進」を追記します。また、同様に介護職員の処遇改善等の対応が必要となっていることから、基本目標2、基本方針1の高齢者福祉サービスの充実の主な事業に、「介護職員の確保対策の推進」を追記します。 | P25 P32 | 修正有り | 保育課 | | |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|--------------------------|---------------------------|----|---|--|-----|------|-----------------------|
| 基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市 | 基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実 | 26 | 主な事業 新型インフルエンザ等行動計画の推進を、適宜見直して推進にはいかがですか。 | ご意見に基づき、主な事業の「新型インフルエンザ等行動計画の推進」から「新型インフルエンザ等行動計画の推進及び見直し」に修正します。 | P36 | 修正有り | 保健センター |
| | | 27 | 健康づくりには、市で、アプリを使って歩数管理をするのはどうだろうか。65歳以上が登録し、市に日々のデータが自動送信され、一定の歩数以上の人に地域クーポンが当たるとかすると面白そうで、ウォーキングもはやるのでは？ | 基本目標2、基本方針3の市民の健康づくりの推進において、健康・スポーツポイント事業の拡充を行うこととしており、現在の事業では、健康増進に関する行動へのポイント付与し、獲得したポイントに応じ景品と交換していますが、ポイントの申請は書面により行っています。これに代わりアプリを導入することで、健康づくりのきっかけやモチベーション維持、習慣化という点で非常に有効であると認識しているため、歩数管理等も含め同事業の拡充の中で検討してまいります。 | P35 | 修正無し | 保健センター スポーツ推進課 |
| 基本目標3 豊かな心と個性を育む都市 | 基本方針1 質の高い学校教育の充実 | 28 | 「鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える」とあるが、伝えてどうするのがポイントでは。私的には、平和の取組につなぐべきと思うし、「平和の維持を願う」宣言みたいなものもあても良いかもしれない。 | 鈴木貫太郎翁の功績は、終戦時の内閣総理大臣として日本を終戦に導き、現在の平和な日本の礎を築いたことであり、この平和が未来永劫続くよう、子どもたちの平和に対する意識を向上させるため小中学校における学習の充実を進めるとともに、地域資源として広く知らしめることにより、鈴木貫太郎記念館に訪れた方の平和意識の向上を図り、平和な国の維持の一端を担ってまいりたいと考えております。 なお、「平和の維持を願う」宣言については、平成9年5月に日本国憲法、地方自治法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言しています。 | P42 | 修正無し | 生涯学習課 |
| 基本目標3 豊かな心と個性を育む都市 | 基本方針3 国際交流の推進 | 29 | 「さんあーる」の多言語展開では外国人居住者に説明しやすくなったが、今後さらに公共施設等の外国語表記を充実させるとともに、在住外国人の地域活動参画や地域活動への協力機会の増などの視点も必要かと思う。特に、自治会活動において、食文化を通しての交流や、賃貸物件居住者であっても地域の防災訓練や行事に参加する等の生活上の交流も必要と思う。 | 基本目標3、基本方針3の国際的な交流と協力の推進において、多言語による生活情報の提供の充実を行うこととしており、これに関連して公共施設等における外国語表記の充実では、市役所本庁舎内の各課表示看板の等のローマ字併記を進めてまいります。 また、現在の自治会における加入率の低下に市としても危機感を抱いており、自治会における負担の軽減等の対策について協議しているところです。外国人の加入については、加入率の増加等にも資するものであり、今後協議してまいりたいと考えておりますが、基本目標3、基本方針3において在外外国人と地域との交流の活性化を図るとしているため、記載の修正は行いません。 | P51 | 修正無し | 営繕課 市民生活課 企画調整課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-------|-------|----|--|--|------------|------|-----|
| 基本目標4 | 基本方針1 | 30 | <p>野田市総合計画後期基本計画（素案）について、利根川・江戸川の氾濫という点から私見を述べたいと思います。</p> <p>【議論の前提として——地球温暖化と豪雨】 現在地球温暖化が危機的なレベルに向かい、これまでは想定していなかった規模の豪雨が発生する可能性が高く、その対策が緊急に求められている、ということはほぼ定説になっています。 であるとする、野田市において最も恐ろしい事態は利根川・江戸川の堤防が決壊することであると言えます。もちろん内水氾濫の対策も同時に行わなければなりません、被害の規模と人命への脅威という点では、この二大河川の決壊こそが最大の脅威であると言えます。 【「基本計画（素案）」の欠陥】 この点に関する「野田市総合計画後期基本計画（素案）」の記述は、あまりにお粗末と言わざるを得ません。 まず基本目標6の基本方針3「生活環境の整備」を見ると、「15. 浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり」という市民の意見に対し、「反映した施策」として「上下水道の整備促進」という余りに簡略な記述が見られるのみです。また同項目の「2）基本方針」においては、「気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による雨水氾濫の被害リスクが高まっていることから（略）総合的な浸水対策を進めます」という具体性を欠いた目標があるのみです。 内水氾濫よりはるかに甚大な被害が予想される利根川・江戸川の氾濫及び堤防決壊については、「防災まちづくりの推進」（55ページ）の中で、「利根川・江戸川の堤防強化について、一層の促進を図ります」と書かれているだけです。「一層の促進」とは具体的にはどのような施策を意味するのでしょうか。全くわかりません。 【考えられる対策】 私はこの方面では素人ではありますが、研究の結果、次のような対策があることを知りました。 1. 堤防のかさ上げ。 これは有効な対策ではありますが、対岸とのバランスが必要であり、またかさ上げのためには堤防の幅も広げる必要があるため、緊急対策としては難があります。 2. コンクリートなどで堤防を覆う。 これも有効ではありますが、景観上、難があります。 そこで緊急性、及び財政上の観点から有利なのが次の二つです。 3. 鋼矢板の打ち込み。 4. 地下連続壁を堤防内に打設。 この二つの工法は既に建築・土木工事でごく普通に行われています。さらに2の工法とも並立可能です。つまり、とりあえず緊急対策として3もしくは4を行い、検討を経たうえで2を行うという方法です。 【管理について】 利根川・江戸川は一級河川であり、管理は国の責任となっています。しかし両河川の氾濫によって迷惑をこうむるのは流域の市民であり、市民には安全を求める権利があり、市及び県には市民の安全を保障する義務があります。とすれば「川の安全は国におまかせ」というのは無責任であり、上記の対策を国に要求する責務があるというべきです。ただ、野田市が単独で行っても効果は薄いでしょう。しかし流域の自治体、すなわち野田市、流山市、松戸市、柏市、市川市ならびに千葉県が声を合わせ、国に緊急な対策を要求すれば、国も知らぬ顔の半兵衛を決め込むことはできないと思われます。また不幸にして利根川・江戸川の堤防決壊が起った場合、上の要求があった場合となかった場合とでは国の賠償責任に大きな違いが生じるとも思われます。 【結論】 従って「基本計画」には上記の考えを組み込み、流域自治体の連携と国への要求について検討し、明確に言及すべきと考えます。</p> | <p>国が管理する利根川・江戸川につきましては、流域自治体と連携し、五県連合利根川上流改修促進期成同盟会や利根川治水同盟等の活動を通じた国に対する河川整備の要望を行うとともに、利根川上流流域治水協議会や江戸川流域治水協議会等において国、県及び関連市町村との連携強化、情報収集に努めているところです。 しかし、ご意見のとおり、近年の異常気象による短時間で集中的な豪雨や大型の台風に起因した被害規模の拡大が懸念されていることから、引き続き関係機関に対し河川整備促進を働きかけるとともに、さらなる近隣自治体との連携に努めていくため、基本目標4、基本方針1の防災まちづくりの推進の記述を「水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。」に修正します。</p> | P17 P55 | 修正有り | 管理課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-------------------------|------------------------|----|---|--|------------|------|-----------------------|
| 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市 | 基本方針1 防犯・防災対策の推進 | 31 | 自助・共助を行うには、その為の仕組み作りが必要。「自分たちのまちは自分たちで守る」ためには、守るための道具と仕組みが必要。防災用品購入の支援はありがたいが、公助に繋がる自助・共助のイメージが欲しい。自助をしたくとも避難行動に支援の必要な人もおり、車いすなどの供与とか寝たきりの人の避難を助ける仕組みも急がれるのでは。さらに、水没・孤立が想定される地域の救助・避難設備（ボートであるとか）の配備も必要と思う。 | 基本目標4 基本方針1の防災まちづくり推進に自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の推進に努めることとしています。なお、支援が必要となる方の見極めや、どのような形で支援を行うかなどの課題があることから、計画の見直しを行っています。 また、救命ボートは一部の消防団には配備しており、自主防災組織等ではボートを使用した救助訓練を繰り返し行うことは困難で、災害時に二次災害となる恐れが高いため配備については考えていません。 | P55 | 修正無し | 高齢者支援課 防災安全課 |
| | | 32 | 「空き家の適正管理」は、行政による活用の提案もあり、望ましい姿と思う。高齢でアパートが借りられない人や、市中でもホームレスを見かけるので、特に交通の便の良いところは高齢者に貸すために市で買上げるなどの方策もあって良いかもしれない。解体補助とか地域の用に供した場合の税の減免なども考えられないか。 | 居住に係る支援については、基本目標4、基本方針2の道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保において、住宅セーフティネットの構築が重要であるとして、高齢者世帯やひとり親家庭世帯等に該当する世帯に対しては、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業により、家賃等の支払いが可能であるが「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な場合に、入居の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しております。また、住居がない生活困窮者に対しては、生活再建等を支援する団体と連携しながら、団体が運営する施設への入所を案内しています。 空き家への対応としては、空き家の活用として、基本目標6、基本方針1の商業の魅力向上による商店街等の活性化の空き家、空き店舗等の活用と連携した取り組みを進めるとともに、解体補助については、現在、危険空家除却工事について補助を行っているところですが、危険空家以外についても土地の利用促進を図るため解体の補助について検討を行いたいと考えています。 | P62 P79 | 修正無し | 営繕課 生活支援課 市民生活課 |
| 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市 | 基本方針2 安全で快適な都市基盤の整備 | 33 | 上段にも記したが、「民間賃貸住宅居住支援事業」にあたっては、特に高齢者と低所得者、ホームレスを念頭においてほしい。市内を徘徊している女性のホームレスが複数人いるように思われる。 | 基本目標4、基本方針2の道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保において、住宅セーフティネットの構築が重要であるとして「民間賃貸住宅居住支援事業」を実施しています。同事業は家賃等の支払ができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により民間住宅への入居に困窮している方の入居の確保及び入居後の安定した居住の継続を図ることを目的としたもので、対象は野田市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民登録をしているひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者及び心身障がい者世帯の方となっております。なお、ホームレスの方については住民登録がない、所得等を判断できない等により対象とならないことから、生活再建を支援する団体と連携しながら、団体が運営する施設への入所等を案内する等の対応の中で、関係部局が連携し同事業の適用についての課題解消に対応していきたいと考えています。 | P62 | 修正無し | 営繕課 生活支援課 |
| | | 34 | 余りにも抽象的で理解に苦しみます。先ずやるべきは高さ制限等含めた景観条例策定することです。現在建設されている物流センター含めて野田市は最悪な事態です。中里地区に計画されている物流施設の建設には反対です。住民の暮らしを優先にすべきです。見直しを求めます。 | 基本目標4、基本方針2の魅力ある景観の形成において、景観計画の策定及び景観条例の制定を位置付けており、現在、検討を進めております。 また、基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進において、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどについては地域の振興又は発展に寄与するような土地利用を図ることとしておりますが、物流センター等が建築される際には、「都市計画の決定又は変更の提案の手続に関する要綱」及び「宅地開発指導要綱」を十分に活用し、周辺環境への配慮や周辺住民への説明等を十分に指導してまいります。 | P61 | 修正無し | 都市計画課 |
| | | 35 | この景色がよく、2年前に来て、すぐに家の前に物流センター、悲しいです。家の前に物流センターが立つなら引越ししなかった。 物流センター反対です。 | 基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進において、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどについては地域の振興又は発展に寄与するような土地利用を図ることとしておりますが、物流センター等が建築される際には、「都市計画の決定又は変更の提案の手続に関する要綱」及び「宅地開発指導要綱」を十分に活用し、周辺環境への配慮や周辺住民への説明等を十分に指導してまいります。 | P61 | 修正無し | 都市計画課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-------------------------|------------------------|--|--|--|------------|----------------|--------------|
| 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市 | 基本方針3 公共交通の充実 | 36 | 野田市は縦長の形状でその真ん中を東武線が通っている。しかも関宿地区は駅まで歩いていけない距離。関宿方面からバスで東武線駅に行くにはバスの本数が少なかったり帰りの終バスが早かったりする。春日部に行くにもバス停に限られる。関宿城から次木・木間ヶ瀬・船形・市役所を通過して愛宕に抜けるくらいのモノレールなど有ると、貴太郎会館の活性化にもつながるような気がする。 | 公共交通の整備については、基本目標4、基本方針3により進めておりますが、市内の人口分布から費用対効果を考慮すると、地域交通としてのモノレール整備は事業として成立しないと考えております。交通の利便性を高める事業として、市ではコミュニティバスを導入しております。コミュニティバスについてもより市民の皆様の利便性向上のため新たな運行計画の検討を行っており、また、コミュニティバスを含めた公共交通の利用が困難な交通不便地域に対する対策についても検討を行っており、令和6年度以降の開始を目指しています。 そのほか、朝日バスが関宿地域を関宿城博物館から川間駅まで運行しており、路線バスの利便性向上と運行本数の維持を含め、コミュニティバスの利便性向上について調整しております。 | P66 | 修正無し | 企画調整課 |
| | | 37 | バスや鉄道は、運行本数が少ないと敬遠されて利用者が少なくなるし、本数を多くすると効率的な問題がある。縦に細長い野田市の交通の便をよくするには、横に短く頻度の高い公共交通機関が望まれるのではないだろうか。1台のバスが2時間かかって1往復する分、30分ならば4往復できる。 | 本市は、南北に長く東西に短いため、公共交通を設定しようとする、各路線の延長が南北に長いルートとなってしまう、十分な本数を確保できないことが課題であることは認識しております。しかし、距離の短い東西方向を主として路線を設定したルートの場合においては、広範囲にわたって拠点になる利用の多い目的地を複数設定することが出来ず、また、住宅地の配置からルート数も増やさざるを得ないため対応が困難です。なお、基本目標4、基本方針3の鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実において、地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入を進めることとしており、コミュニティバスの令和6年度以降の運行計画について現在調査、検討を行っております。市民の皆さんが便利に、継続的に利用していただけるようなルート設定を検討してまいります。 | P66 | 修正無し | 企画調整課 |
| | | 38 | 東武線の橋梁含めた複線化は、特急や急行の運行が早くなり、柏や大宮に行くのに一見便利だが、東京では不便を感じた。特急があり、区間快速や通勤快速、急行、準急等が走るため、普通電車の本数が減り、普通電車停車駅から普通電車停車駅に行くのに必要以上に時間がかかることだ。今の方がどこの駅からでも特急も急行も利用できて便利かも。 | 基本目標4、基本方針3の鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実において東武野田線の複線化を促進することとしております。東武野田線の複線化については、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるよう関係機関に働きかけるもので、複線化により、鉄道利用者は目的や用途に合わせ、列車種別を選択できるようになり、速達性や利便性等が一層高まると考えているため、本事業を継続していきます。 | P66 | 修正無し | 鉄道複線化担当 |
| 基本目標5 市民がふれあい協働する都市 | 基本方針1 協働によるまちづくりの推進 | 39 | 地域コミュニティの強化に関して、都市化の遅れた古い街ならではの問題があると感じる。新規開発地域は新しいつながりなので良いが、既存住宅街への入居は、既に出来上がっている集団の中に入るわけだからそれなりの覚悟がいる。歴史の古い街だと血縁関係で固まっている感があり、名字が違っていても親戚同士という街になる。そういう自治会には入りにくいし、敬遠されると思う。古い居住者同士の仲間意識が表に出ない活動が望まれる。 | 基本目標5、基本方針1の地域コミュニティの強化において自治会等への加入率が減少傾向にあることが課題と認識しております。市といたしましては、加入率が減少している要因は、自治会の役員になった際の負担感が大きいのではないかと考えております。自治会と市では、加入率の向上に向けた対策として負担軽減策等を協議しており、加入者の増加に向けた運営方法についても話し合いを行っております。 | P71 | 修正無し | 市民生活課 |
| | | 40 | 情報交流には、市長への手紙とか市政への問合せというような「1対1対応」型の発信だけではなく、野田市について自由に書き込める「広場」をHP上に設定してはどうか。批判しあわずに、つばやいたり自由な提案をしたり、の場の設定で、市民や市内勤務者の登録制による運営とし、その中から行政がヒントをもらったり市政の改善を進める。採用した声には地域クーポンをあげるとか。登録は実名でおこない、書き込み上はハンドルネームとし、実名は行政以外には分からないようにする。（書面で受け付けて、管理を分ける。） 書き込みは、「困った」でも「ありがとう」でも「こうできないの？」でも「頑張っ！」でも何でもよい。たとえ「ありがとう」でもそこには「ありがとうの前の困った」があり、改善の種がある。（そういう思考が必要） | 市民の皆さんから生の意見をいただくために、様々な方法を提供することは重要であると考えております。しかし、インターネット上で様々な人が見ることができる場所での誹謗中傷等のいたずらな書き込みがあった際には、個人情報に関することから、対応が困難な場合があります。このため、ご意見にもあるとおり、登録方法や書き込みルール等について研究を行いたいと考えております。 | P69 P70 | 修正無し | 総務課 PR推進室 |
| | 41 | 情報の共有には、地域FM局もあっていいのでは。これは、災害時には強い力を発揮する。豆メールの内容をここでも発信すればよい。運営は市民を中心に行い、理科大生や高校生の力も借りればよい。何から何までプロがやる必要はなく、下手な内容で良い。時間が余ったら音楽を流し続けてもよい。災害時には24時間運営すれば、市民の安心感につながる。市内在住や勤務の外国人の出演もあってよい。総合計画の推進の強力な後押しになるのではないかとと思う。 | 情報提供、共有のために様々なツールを活用することは重要であると考えております。地域FM局の開設に当たっては、設備費用や運営形態、免許申請等のハードルがあることから、既存のFM局（BayFM等）の枠の活用や、千葉テレビ、JCOM等との協働により、情報の発信について可能性のある手法を研究してまいります。 | P73 | 修正無し | PR推進室 防災安全課 | |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|------------------------|---------------------|--|--|--|------------|----------------|------------------|
| 基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市 | 基本方針1 地域産業の振興 | 42 | 商店街の活性化についてこう思う。野田市の特性を生かした魅力づくりが不可欠では、と。特に「野田市本町会」～「下町サービス店会」にかけての周辺の商店会は、せっかく長い歴史の中で醤油会社の本社があったり、せんべい店が沢山あったり、川魚料理店が何件もあったりしているのに、活かし切れていないのでは？そこで、醸造をテーマとした街づくりをしてはどうか。地場の野菜や関宿牛を使った個性とパリエーションあふれる「むらさきラーメンの街」とか、醤油会社の協力をもらって「醤油のミニプラント」を見学できる醤油博物館の建設とか、市内の全ブランドの全商品が販売されている販売センター（野田に行けば醤油や醸造品の発見があり、希少な商品が手に入る）とか、醤油染めの衣類とか、とにかく野田の特性を生かした街づくりで若者の起業も応援できるといい。 | 商店街の活性化に今ある地域資源を活用していくことは重要であると考えております。今年度設置したPR推進室は、担当職員自らが地域に出て、新たな発想で情報収集や発信を行うこととしているため、今後も市の特産品等、地域資源の活用について進めてまいります。 | P79 P81 | 修正無し | PR推進室 商工労政課 |
| | | 43 | 国は都市農業振興基本法の10条において、地方公共団体における農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされているのですから、野田市都市農業振興基本計画を策定しては？ | 農業の振興については、基本目標1、基本方針1の自然と調和した農業、基本目標6、基本方針1の農業の活性化の推進等、様々な施策を推進することとしておりますが、都市農業振興基本法に基づく「都市農業の振興に関する計画」につきましては、千葉県が策定した「千葉県農林水産業振興計画」の「都市農業の振興」に戦略項目が位置付けられており、市においても県の計画により収益性の高い農業の推進、地域環境に配慮した農業の推進など、都市農業の振興を図っていくこととしているため、策定は考えておりません。 | P12 P80 | 修正無し | 農政課 |
| | 基本方針2 観光・イベントの振興 | 44 | 地域資源を活用した交流人口の拡大のため、サイクリング、カヌーの楽しめるとあるが、更に地域特色の強いスカイスportsも追加してほしい。近隣で、空、水上、陸上のレジャーを楽しめるエリアは野田市の大きな魅力です。 | ご意見に基づき、基本目標6、基本方針2の地域資源を活用した交流人口の拡大の記述について、「他にも、サイクリングロードなど地域資源の掘り起こしを行うとともに、市の魅力をあらゆる角度から、情報発信します。」から「他にも、サイクリングロードや河川空間など地域資源の掘り起こしを行うとともに、サイクリング、カヌー、スカイスportsなどの市の魅力をあらゆる角度から、情報発信します。」に修正します。 | P84 | 修正有り | PR推進室 スポーツ推進課 |
| | | 45 | 基本方針1との連携とそれによる「まつり」の活性化が必要と思う。貫太郎信奉者の方には申し訳ないが、貫太郎会館では人は呼べないと思う。 | 基本目標6、基本方針2のまつりやイベントの活用において、まつりやイベントの充実により、観光のPRの推進を図り、にぎわいの創出に取り組むとしており、鈴木貫太郎記念館の再建により地域資源、観光の拠点になるものと考えております。 | P84 | 修正無し | PR推進室 |
| | | 46 | 近隣市は観光基本計画を策定しているのですから、野田市も道の駅計画もあるのですから、野田市観光基本計画の策定をしてはいかがですか。 | 野田市観光基本計画の策定については、現在進行中の鈴木貫太郎記念館の再建や市内観光等の地域資源の洗い出しを進めていく中で考えてまいります。 | P83 | 修正無し | PR推進室 |
| | | 47 | 魅力ある街づくりの為に、イオン・ノアの再開発が必要ではないだろうか。今の状況は廃れたショッピングセンターと廃れた遊園地で、魅力のない街の象徴となっている。春日部や越谷の規模でなくとも、野田市に見合った手ごろな家族で楽しめる「Live&Enjoyments Park」ができないものか。 | イオン・ノア店、森の遊園地は民有地にあり、当該土地の再開発については、他の計画において再開発等の計画がされていないため、土地所有者等が主体的に行うものとなることから、市は要望があれば実施について調整を行いたいと考えております。 | P84 | 修正無し | 商工労政課 都市計画課 |
| | 48 | 地域資源と言えば、人的資源もあると思う。元気な高齢者は地域活性化の貴重な「資源」では？塾に行けない子供の自習を援助する「寺子屋」で活躍してもらおうとか。 | 基本目標3、基本方針1の子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進に位置付ける「子ども未来教室」では、事業者と連携し、元気な高齢者の方に学習支援員として参加していただくため、学習支援員の募集を市報で行っています。 | P41 P87 | 修正無し | 生涯学習課 学校教育課 | |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|---------------------|-------------|----|--|---|-------------------|------|--------------|
| 基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市 | 基本方針3 定住の促進 | 49 | 「市街化調整区域について、幹線道路沿道や既存の工業地の一定規模以上の土地に、流通業務、工場、観光～適正な土地利用を図ります。」とあるが、これらの土地は農地である。農地をつぶして、流通業がどんどん進出して来るのは反対である。農業振興をはかる施策を進めるべきである。 | 基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進において、市街化調整区域の都市的土地利用を位置付けており、市域の7割を市街化調整区域が占める本市においては、特に産業分野において市の活性化につなげるため、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどに限定して、特性をいかした適正な土地利用を誘導することが必要と考えておりますが、流通業務等の土地利用を図る場合においては、「都市計画の決定又は変更の提案の手続きに関する要綱」及び「宅地開発指導要綱」を十分に活用し、周辺環境への配慮や周辺住民への説明等を十分に指導してまいります。 また、農業の振興については、基本目標1、基本方針1の自然と調和した農業、基本目標6、基本方針1の農業の活性化の推進等、様々な施策を推進することとし、主に集团的に存在する農用地や農業基盤整備事業が実施された農用地など、農用地区域に指定している農地を中心に実施しています。なお、農業振興に必要な農地は確保されているものと考えています。 | P12 P80 P89 | 修正無し | 都市計画課 農政課 |
| | | 50 | 市街化調整区域の農地等への流通業務誘致に規制をかける。(倉庫多すぎ)これ以上造る必要なし。16号中里、船形などの農地土地は地権者の所有物ですが、周辺に暮らす人々の環境でもあることを考慮して開発をすべきである。野田市は安易に市有地(生活道路など)民間業者に差し出すべきでない。※野田市の20、30年先の風景を考えてほしい。 | 国道16号などの幹線道路沿道の市街化調整区域については、大規模流通業務施設を立地できる要件が、都市計画法に定められていることから、規制は難しいと考えておりますが、地域の状況に配慮した施設計画となるよう指導してまいります。なお、基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進において、市街化調整区域の都市的土地利用を位置付けており、市域の7割を市街化調整区域が占める本市においては、特に産業分野において市の活性化につなげるため、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどに限定して、特性をいかした適正な土地利用を誘導することが必要と考えております。 | P89 | 修正無し | 都市計画課 |
| | | 51 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの見直し ・市街化調整区域の都市的土地利用 3年前の都市計画マスタープラン(市街化調整区域における地区計画運用基準)にて、市内国道16号線沿い全部、県道我孫子関宿線(一部区間)、都市計画道路今上木野崎線(一部の区間)に物流倉庫建設優先の都市計画マスタープランの見直しを求めます。 巨大物流倉庫が住環境の側はだめです。雇用に関しても非正規中心産業、生産性と創造性不足にて若者たちに夢と希望を与えません。地域の住環境、コミュニティにとっても建物の威圧感のみで何らメリットがありません。巨大な建物と何台ものトラック群との地域共存は無理があります。その違和感は徐々にほころびが起こり、景観的にも精神的にもその地域は魅力もなくなり崩壊していくでしょう。 野田の街、全体を見ても大型トラックが走り回る危ない落ち着きない街になり、物を動かすだけの産業では消耗と消費するだけの魅力のない街づくりになってしまいます。国土交通省や物流業界が意図する物流中心の街づくりはもう止めてください。野田市はまだ、貴重な畑や林が多く残っている地域です。その貴重な自然環境を生かす街づくりとコミュニティづくりを強く求めます。 特に国道16号線沿いの中里、船形地区の物流倉庫建設計画は住宅が多く立ち並ぶ場所で住環境の保全地区でもあり、大型トラックが登り降りするバース式物流倉庫の圧迫感、トラックの往来、排気ガス、交通事故、火事等の心配もありで住環境悪化が大変心配です。コミュニティ論で言えば地域にとって威圧感のみで何のメリットもありません。この国道16号線沿いの中里、船形地区での大型物流倉庫建設はこの地域には適しません。巨大倉庫建設計画は止めてください。3年前の市街化調整区域の地区計画の運用基準が決められた経過も不透明で地元住民たちはだれも知りませんでした。市街化調整区域における地区計画の運用基準の見直しを強く求めます。 一つの案として、今ある農地と土と空間と自然環境を利用しての農業公園にして若者たちを育成して生産性を生み地域再生を目指す方向性を望みます。 消費者は賃金も増えない、非正規労働者の増加、物価高、少子化、断捨離、ネット通販とカード破産、物に魅力を感じなくなり、生活を守る為に物を買わなくなり、10～20年先に多くの倉庫群の需要があるとは思えません。提案として、既にできている倉庫群に関して総括などを行うことを勧めます。出来て良かったのか、悪くなったのか地域住民、野田市民の意見を広く聞いたら良い。それからでも開発は遅くありません。急ぎ過ぎる開発は止めてください。いったん始めると取り返しがつきません。 この物流倉庫問題は、地元商店街、スーパーの衰退とも関連しています。農家も後継者不足で畑の管理が大変、商店街も後継者不足で廃業や空き店舗が多い、結果、地域は衰退し、その隙間に意図しない開発業者が入って来ってしまうという構図が今の野田市の現状です。魅力ある街づくりを目指すなら、企業優先の開発よりも、住民の暮らしを守る「対話しながらの人づくり」を目指し、そして、先に自然、住環境を守るためのきめ細かい高さの制限、設置制限がある「まちづくり条例」を策定してほしい。 | 本市は市域の7割を市街化調整区域が占めており、特に産業分野において市の活性化につなげるためには、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどの限定された土地について、特性をいかした適正な土地利用を誘導することが必要と考えていますが、土地利用が図られる場合には、地域の状況への配慮も考慮した地区計画となるよう指導していきます。なお、都市計画マスタープランは誘導すべき土地利用の方向性を示すものであり、上記の考え方と合致していることから改正は考えておりません。また、地区計画運用基準については地区計画の類型ごとに定めるべき内容を示したものであることから変更を行うことは考えておりません。 農業公園を整備して若者たちを新たな農業の担い手とすることについては、基本目標6、基本方針1の農業の活性化の推進において、担い手農家への支援を行うこととしており、農業公園に関しては、整備の必要性を含め研究すべきものと考えておりますが、現在、農業体験が出来る場として江川地区の水田型市民農園やふれあい貸農園を開設し、農産物加工の場として農業構造改善センターを整備し市民の皆様にご利用いただいているところです。 また、まちづくり条例の制定につきましては、本市のまちづくりは、市の建設に関する基本構想である「野田市総合計画」、「野田市国土強靱化地域計画」及び千葉県が定める広域的なまちづくりの計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則した「野田市都市計画マスタープラン」の方針を基に進めており、具体的な制限については、都市計画法や建築基準法、その他の関係法令に示された規定や基準等があるため、条例で土地の権利者に対して過度な規制をかけることは非常に難しいと考えております。このため「都市計画の決定又は変更の提案の手続きに関する要綱」及び「宅地開発指導要綱」を十分に活用し、周辺環境への配慮や周辺住民への説明等を十分に指導してまいります。 | P89 | 修正無し | 都市計画課 農政課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-----------------|------|----|--|---|-----|------|-------|
| 第3章 重点プロジェクト | | 52 | <p>「第3章の重点プロジェクトに対するコメント」 8つの重点プロジェクトで縦と位置付ける施策・事業の横連携を明示したことは大変良い。更に、『関連する施策を有機的に連動させながら取り組むために』との目的を達成するために、各プロジェクトについて推進体制の明確化を行うべきです。 具体的には、1. プロジェクトリーダー、副リーダー、メンバーの任命、2. プロジェクト推進のための組織横断での権限付与、そして当たり前ですが、3. 人事評価とのリンクの3点です。 本基本計画では、そのうちプロジェクトリーダーと副リーダーをバイネーム（または、総務部長や行政管理課長などの役名での表記）で明記すべきです。</p> | <p>各重点プロジェクトの進捗等について責任を持たせるため、プロジェクトリーダー等を指定することは重要であると考えますが、重点プロジェクトとは、基本目標を横断的に捉え直し、それぞれの関連した施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属する形で整理し、総合計画の推進により求める理想の姿を示すためにまとめているものです。 このため、各部署が所管する事業と関連する事業を認識し、連携を行っていくこととなり、その中で同プロジェクトに係るリーダー的存在が自然発生的に決まることで、より積極的な取組が行われることになると考えております。このため、リーダーの設定は行いません。</p> | P93 | 修正無し | 企画調整課 |
| | | 53 | <p>プロジェクトのイメージの中に、どういう人的構成で行われるのかが無い。計画立案してほとんど固まってから「いかがでしょう」ではなく、計画立案の段階から市民の参加があった方が、硬直しないイメージ豊かな事業が進められるのではないかと思います。特に、プロジェクトの結果を受けるのは今の若い人たち（学生、生徒、児童）であり、その子たちの意見は成否のカギを握っていると思う。</p> | <p>重点プロジェクトとは、基本目標を横断的に捉え直し、それぞれの関連した施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属する形で整理し、総合計画の推進により求める理想の姿を示すためにまとめているものです。そのため、重点プロジェクトでは人的構成や目標値等を設定しないものとしています。したがって、各事業を実施していく中で、関連する部署が連携を取り、市民の意見を伺いながら進めてまいります。 また、今回の後期基本計画については、平成27年に策定した基本構想を引き継ぐため、その策定の際に市民の皆さんから伺った多くの意見に基づいて策定しているものです。また、令和3年度までに市内の小中学校で実施した「市長と話そう集会」で児童・生徒から頂いた意見についても参考にしています。</p> | P93 | 修正無し | 企画調整課 |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-----------|------|----|--|--|--|------|----------------|
| 多項目にわたる意見 | | 54 | <p>全体的に読ませていただきましたが、多岐にわたり様々な角度から検討されていることが理解できました。共通的に感じた意見を明記させていただきます 1ボランティアとの記載が複数出てきます。 野田市のボランティアに関しては、社会福祉協議会、学校、図書館、民間の募集等様々あり、ボランティア活動を検討した時、ボランティア活動情報入手に非常に困難しました。ボランティア活動にも条件があったり。そこで、まずボランティアに対して現在市の直轄、民間、その他どのような内容があるかを一度整理すると同時に、少子高齢化時代において、私は市民と行政の一体化、主に高齢者の知見、ノウハウを活用するために行政に直結した、仮称ですがエキスパートボランティア、プロフェッショナルボランティアの新設を提案します。エキスパート、プロフェッショナルボランティアは国もデジタル促進のために約2万人活用予定です 行政としても様々な分野（例メディカル活用、ITC活用、スポーツ活用、年金、学校、海外その他）の知見がありノウハウがあるボランティアを行政の一員として参画させることで、市の職員のレベルアップ、政策への助言等が図れ、さらに行政との一体感による、市民と行政の融合が図れると思います。知見ノウハウを有した市民を行政が活用しないのはもったいない 2地域通貨の項目がない 今後地域が主体で動くことが求められています。地域通貨の検討も必要では、例えば 市会議員の報酬の3割は地域通貨、市民の審議会委員の報酬も地域通貨、市が発注する仕事の一部も地域通貨にし、市外より市内の活性化を図る。 3情報環境整備 コロナで情報ネットワーク環境の充実が不可欠となりました。市としても各家庭にWIFI設備の導入補助を行い、さらにボランティアを活用し情報機器の説明を行うことで、将来の在宅医療、パンデミックにおける情報共有、災害への対応が図れると思います。（このような情報ネットワークに関しても知見を有した、ボランティアの参加を行い、よりよりシステムを検討するのはいかがでしょうか） 以上 100ページ程度すべて目を通し感じた意見です。知見ノウハウを有した高齢者をうまく活用してください。 当然検討済み意見もあると思いますが、失礼をお許しください。</p> | <p>市では市民の有するノウハウを活用し、市民の皆さんと一体となった市政運営は引き続き必要になると考えており、基本目標5の基本方針1において市民等との協働のまちづくりを推進することとしております。この方針に基づき、今後、事業実施の際には、必要に応じ、エキスパートボランティアに限らず、各種活動に専門知識がありリーダーシップをとっていただける方の活用等を検討したいと考えております。</p> | P69 | 修正無し | 市民生活課 生活支援課 |
| | | 55 | | <p>地域通貨につきましては、基本目標6、基本方針1の商業の魅力向上による商店街等の活性化の活性化策として、国の地方創生施策に注視しつつ検討を行いたいと考えているため、素案の修正は行いません。また、地域通貨を導入した場合においても、使用できる場所が市内の限定された店舗等となるため、議員報酬の一部や非常勤特別職の報酬であっても使用に制限の係る形での支払いは困難であると考えております。</p> | P79 | 修正無し | 商工労政課 人事課 |
| | | 56 | | | <p>各家庭へのW i f i 設備導入については、各家庭において整備すべきものであり補助を行うことは考えていません。なお、基本目標5、基本方針2の迅速・的確な情報提供にある、公共施設への公衆無線LAN整備により代替できるものと考えており、通常時の市民の皆さんのインターネット活用、災害時の通信手段として活用していただけるものと考えております。また、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対し、スマートフォンを利用したオンラインによる行政手続、サービス等の利用方法に関する講座を行っております。今後も、スマートフォンの機能やアプリを活用し、生活の質の向上を図ることができるよう講座を継続して実施するとともに、必要に応じてボランティア参加等の検討を行ってまいります。</p> | P73 | 修正無し |

資料1「パブリック・コメント手続の意見及び市の考え方」

| 基本目標等 | 基本方針 | 番号 | 市民意見全文 | 市の考え方 | 素案 | 修正有無 | 担当課 |
|-----------|------|----|--|--|------------|------|----------------------|
| 多項目にわたる意見 | | 57 | 少子高齢化時代と云われ久しいが、最近の新聞報道によれば、2022年1～6月の出生者数は40万人を割り込んだ。又、空き家が1000万戸との記事があります。2025年以降になると団塊の世代全員が後期高齢者（75才以上）になる。野田市総合計画後期基本計画で次の3点を検討願います。 1. 75歳以上の高齢者が多数居住する地区の対応 2. 高齢者が亡くなると空き家が増えると思います。空き家対策（空き家バンクでは対応出来ない） 3. 子供が減少するため学校の統廃合の検討を願います。 以上3点の検討を願います。 | 本市は、超高齢社会を迎えており、市全体において高齢者の居住する割合が高く、新たに整備された住宅地等一部地域に若者の割合が高い場所があるという現状にあります。このため、基本目標2、基本方針1の高齢者福祉サービスの充実において、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要と記載されており、市全体において地区ごとのニーズに応じた施策を推進することとします。 | P25 | 修正無し | 高齢者支援課 |
| | | 58 | | 空き家対策については、現在空き家の適正管理の指導及び空き家バンク制度の周知を行うこととしていますが、耐震化の補助金等の対象範囲を広げ、空き家の解体補助に活用するなどにより、土地を利用促進するための検討や、消費生活セミナーの終活に関する講座の中で、自身の住宅問題について取り上げるなど、空き家を増やさないための取組を行ってまいります。 | P54 | 修正無し | 市民生活課 都市計画課建築指導担当 |
| | | 59 | | 基本目標3、基本方針1の学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保と関連しますが、学校の統廃合については、平成27年1月に文部科学省から『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に係る手引』が発表され、その中で、1学年1学級以下となる場合、学校統廃合を速やかに検討する必要があるとされています。本市の通常学級数でこの基準に当てはまる学校は小学校が6校ありますが、現在、それぞれの学校の特色をいかして魅力ある教育活動、例えば小規模特認校や小中連携の強化等を行っており、地域からの高い評価を受けています。 市としては、これまでも学校は教育のための施設だけでなく、地域におけるコミュニティの核としての役割を持つと捉えており、現在のところ統廃合を進めるという考えはありません。しかしながら、更に児童数が減少し、魅力ある学校作りに支障をきたす様子が見られた場合には、保護者や学校関係者、地域の方々に丁寧に説明し、議論を行っていきたくと考えています。 | P44 | 修正無し | 学校教育課 |
| | | 60 | 地域の振興、発展に寄与する土地利用として「流通業務工場」とある。現時点でも既に市内に巨大な物流倉庫の計画や建設が進んでおり、既存の住宅地の隣の倉庫では住民の住環境を脅かす危険が発生し、緑多い野田の自然の景観が壊されている。 今後も経済力のある企業によって無秩序に物流倉庫が建てられるのでは、野田市の緑の多さに魅かれて住み始めた市民の定住も望めない。 物流、工場などの開発には、立地場所、面積、高さ、周辺環境、住環境への影響、景観、市民への事前説明等の規制や配慮を盛り込んだ条例策定が必要と考える。 野田市の下水道普及率は70%。中には本下水道につなげていない家もある。残り30%の生活排水はそのまま川に流されている。野田市の水道水は江戸川の下流で取水されているから、野田市民の排水が飲み水として戻ってくる。この排水に廃食油や合成化学物質が混入すれば、污水处理場や浄水場でそれらを除去するための設備や負担が大きくなり、水道料金の値上げにもつながる。 排水をできるだけ汚さない意識が市民に求められる。 又、野田市では現在、家庭から出る廃食油はゴミとして出すよう示されているが、これを回収してリサイクルすれば資源として活用できるし、ゴミの減量にもつながる。 廃食油から再生した「リサイクルせっけん」は汚れ落ちが良いだけでなく、1日で分解するから水質保全や水生生物への負荷を減らして環境保全にもなる。 施策実現の具体策として、市が廃食油回収とリサイクルせっけんの利用を進めるよう提案したい。既に我孫子市では実施している。国連が世界レベルで取り組んでいるSDGsを進めることにもなる。 | 基本目標6、基本方針3の魅力ある計画的なまちづくりの推進では、市街化調整区域の中でも国道16号などの幹線道路沿道や工業団地に隣接するエリアなどについて地域の振興又は発展に寄与するような適正な土地利用を図ることとしておりますが、物流センター等が建築される際には、「都市計画の決定又は変更の提案の手続に関する要綱」及び「宅地開発指導要綱」を十分に活用し、周辺環境への配慮や周辺住民への説明等を十分に指導してまいります。 また、基本目標6、基本方針3の雇用創出等による若年層の定住促進のとおり、本市への定住促進には雇用の場の確保が重要と考えておりますが、工場等の開発の際には、周辺環境への配慮として、工場立地法により緑地面積の確保について指導しています。 | P86 P89 | 修正無し | 都市計画課 商工労政課 |
| | | 61 | | 基本目標1、基本方針2のごみの減量・リサイクルの推進によりごみの減量、資源物のリサイクル推進をすすめることとしております。廃食油を排水として流さず可燃ごみとして処理するよう広報するとともに、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置助成により公共用水域の水質保全を行っていますが、リサイクルについては、いくつか方法がありますので、カーボンニュートラルを進める中でより良い方法について検討していきたくと考えています。 | P14 | 修正無し | 清掃計画課 |

資料 2 「総合計画後期基本計画（案）」

目 次

◆基本計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の前提条件..... | 2 |
| 1 将来人口..... | 2 |
| 1) 総人口 | |
| 2) 年齢別構成 | |
| 2 財政の見通し..... | 3 |
| 1) 歳入の見通しについて | |
| 2) 歳出の見通しについて | |
| 3) 財政調整基金の見通しについて | |
| 4) 市債残高の見通しについて | |
| 3 都市構造・土地利用の方向..... | 6 |
| 1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成 | |
| 2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全 | |
| 3) 4つの核の形成 | |
| 第2章 施策の展開方向..... | 10 |
| 基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市..... | 10 |
| 基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進 | |
| 基本方針2 循環型社会の推進 | |
| 基本方針3 生活環境の整備 | |
| 基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市..... | 22 |
| 基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進 | |
| 基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実 | |
| 基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実 | |
| 基本目標3 豊かな心と個性を育む都市..... | 40 |
| 基本方針1 質の高い学校教育の実現 | |
| 基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進 | |
| 基本方針3 国際交流の推進 | |
| 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市..... | 53 |
| 基本方針1 防犯・防災対策の推進 | |
| 基本方針2 安全で快適な都市基盤の整備 | |
| 基本方針3 公共交通の充実 | |
| 基本目標5 市民がふれあい協働する都市..... | 68 |
| 基本方針1 協働によるまちづくりの推進 | |
| 基本方針2 情報発信・共有の充実 | |
| 基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進 | |
| 基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市..... | 78 |
| 基本方針1 地域産業の振興 | |
| 基本方針2 観光・イベントの振興 | |
| 基本方針3 定住の促進 | |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第3章 重点プロジェクト | 93 |
| プロジェクト1 自然と共生するまちづくり | 94 |
| プロジェクト2 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり | 96 |
| プロジェクト3 子育てがしやすく豊かな心と個性を育むまちづくり | 98 |
| プロジェクト4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | 100 |
| プロジェクト5 安全で魅力あふれるまちづくり | 102 |
| プロジェクト6 交通の利便性が高いまちづくり | 104 |
| プロジェクト7 市民がふれあい協働するまちづくり | 106 |
| プロジェクト8 活力とにぎわいに満ちたまちづくり | 108 |
| 第4章 計画の実現に向けて | 110 |

基本計画

(素案)

- 第1章 計画の前提条件
- 第2章 施策の展開方向
- 第3章 重点プロジェクト
- 第4章 計画の実現に向けて

第1章 計画の前提条件

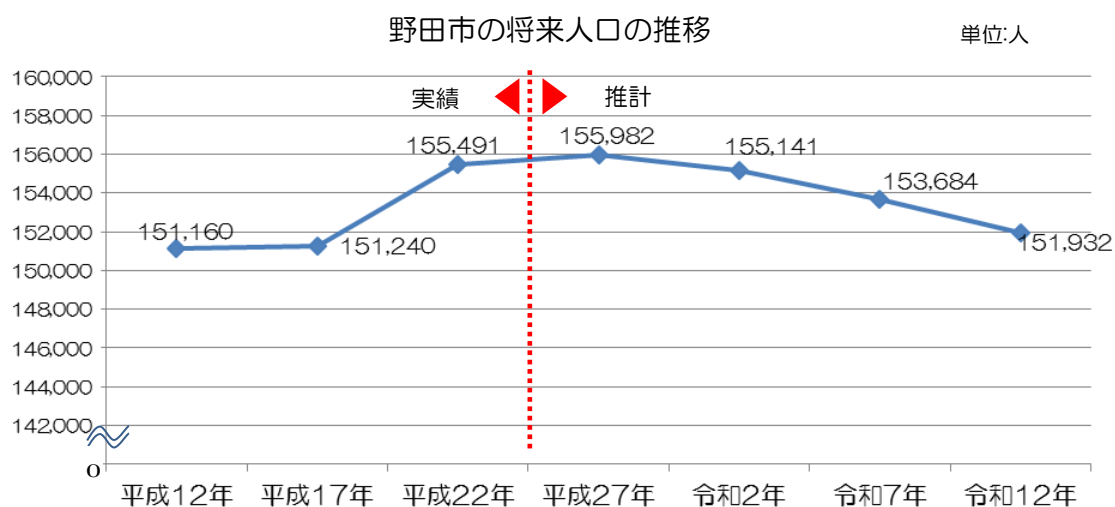
1 将来人口

1) 総人口

令和12年(2030年)における人口は、約15万2千人と想定しました。

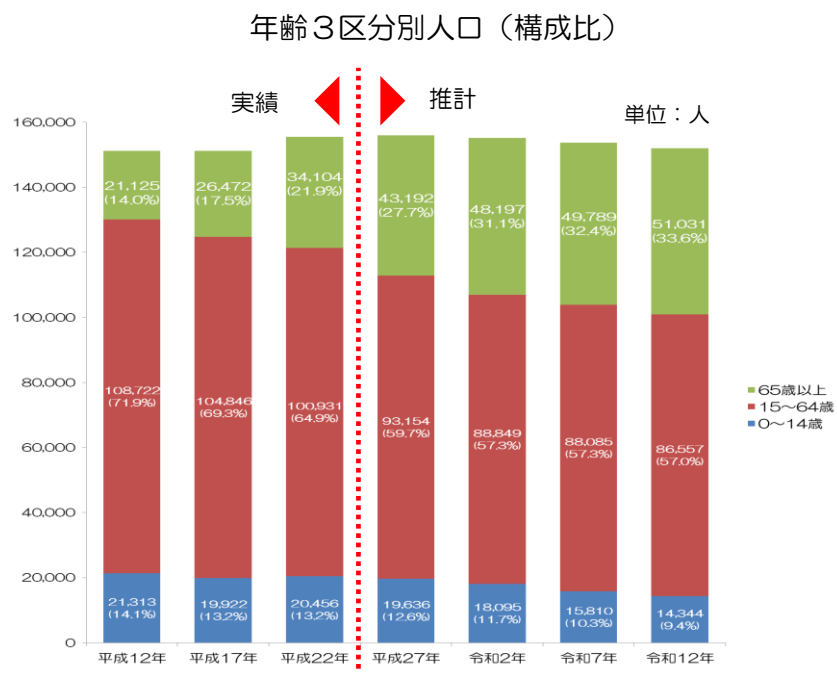
平成12、17、22年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、令和12年までの人口推計を行いました。

総人口のピークは平成27年の155,982人であり、その後は人口減少に転じ、令和12年には151,932人まで減少すると見込みました。



2) 年齢別構成

総人口がピークとなる平成27年の高齢化率は、平成22年と比較して5.8ポイント増加することが見込まれます。計画期間の最終年となる令和12年の高齢化率は、平成22年と比較して11.7ポイント増加すると見込みました。



2 財政の見通し

1) 歳入の見通しについて

表 一般会計歳入の財政見通し（平成 28 年度～令和 12 年度）

（単位:百万円）

| 歳入 | 平成 25 年度 （当初予算） | | 平成 28 年度 | | 令和 4 年度 | | 令和 12 年度 | |
|----------|--------------------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 市税 | 21,733 | 47.93% | 21,824 | 46.51% | 21,488 | 46.04% | 20,947 | 45.38% |
| 譲与税・交付金等 | 2,222 | 4.90% | 3,608 | 7.69% | 3,608 | 7.73% | 3,608 | 7.82% |
| 地方交付税 | 4,770 | 10.52% | 3,852 | 8.21% | 3,113 | 6.67% | 3,113 | 6.74% |
| 国・県支出金 | 8,086 | 17.83% | 8,462 | 18.04% | 8,512 | 18.24% | 8,626 | 18.69% |
| 使用料・手数料等 | 1,623 | 3.58% | 1,684 | 3.59% | 1,830 | 3.92% | 2,086 | 4.52% |
| 繰入金 | 817 | 1.80% | 634 | 1.35% | 1,087 | 2.33% | 1,446 | 3.13% |
| 繰越金 | 850 | 1.88% | 1,200 | 2.56% | 1,200 | 2.57% | 1,200 | 2.60% |
| 市債 | 4,081 | 9.00% | 4,524 | 9.64% | 4,702 | 10.08% | 4,002 | 8.67% |
| その他 | 1,162 | 2.56% | 1,131 | 2.41% | 1,131 | 2.42% | 1,131 | 2.45% |
| 合計 | 45,344 | 100.00% | 46,919 | 100.00% | 46,671 | 100.00% | 46,159 | 100.00% |

<一般会計（歳入）の用語説明>

- 市税／市民の皆さんから納めていただく市の税金です。
- 譲与税・交付金等／国や県の税金のうち、法令で定められた分が市に交付されるものです。
- 地方交付税／普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。特別交付税は、普通交付税における標準的な基準では捉えきれない特別な事情のある地方公共団体に交付されます。
- 国・県支出金／特定の事業など、国・県から用途を指定されて交付されるものです。
- 使用料・手数料等／市営住宅や体育館など行政財産及び公の施設を利用する特定の方から徴収するもの（使用料）、住民票や納税証明など特定の方への役務の提供に要する経費として徴収するもの（手数料）です。
- 繰入金／他会計及び基金から資金を受け入れるものです。
- 繰越金／前年度から繰り越したものです。
- 市債／市が都市基盤整備事業等を実施するための借入金です。

歳入の根幹となる市税収入については、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みです。譲与税・交付金等における地方消費税交付金は、税率引上げによる増収が見込めるものの、普通交付税の合併算定替^{※1}の終了に伴い地方交付税は大きく減少するものと見込みました。

^{※1} 合併算定替…合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後 10 年間は、合併しなかったと仮定して算定した個々の普通交付税額の合算額が交付される（合併算定替）。その後 5 年間で段階的に割り落とされ、1 団体としての算定額となる（一本算定）。

2) 歳出の見通しについて

表 一般会計歳出の財政見通し（平成 28 年度～令和 12 年度）

（単位:百万円）

| 歳出 | 平成 25 年度 （当初予算） | | 平成 28 年度 | | 令和 4 年度 | | 令和 12 年度 | |
|--------|--------------------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 人件費 | 8,574 | 18.91% | 8,504 | 18.12% | 8,055 | 17.26% | 8,055 | 17.45% |
| 扶助費 | 9,968 | 21.98% | 10,615 | 22.62% | 10,873 | 23.30% | 11,066 | 23.97% |
| 公債費 | 5,226 | 11.53% | 5,239 | 11.17% | 5,152 | 11.04% | 4,732 | 10.25% |
| 義務的経費計 | 23,768 | 52.42% | 24,358 | 51.91% | 24,080 | 51.60% | 23,853 | 51.67% |
| 投資的経費 | 3,615 | 7.97% | 4,174 | 8.90% | 3,885 | 8.32% | 3,072 | 6.66% |
| 物件費 | 9,802 | 21.62% | 10,269 | 21.89% | 10,269 | 22.00% | 10,269 | 22.25% |
| 補助費等 | 2,354 | 5.19% | 2,354 | 5.02% | 2,354 | 5.04% | 2,354 | 5.10% |
| 繰出金 | 4,261 | 9.40% | 4,033 | 8.59% | 4,352 | 9.33% | 4,880 | 10.57% |
| その他 | 1,544 | 3.40% | 1,731 | 3.69% | 1,731 | 3.71% | 1,731 | 3.75% |
| 合計 | 45,344 | 100.00% | 46,919 | 100.00% | 46,671 | 100.00% | 46,159 | 100.00% |

<一般会計（歳出）の用語説明>

- 人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。
- 扶助費／子どものいる方、障がいを持った方、高齢者などの生活を支援する費用です。
- 公債費／借入金（市債）の返済のための費用です。
- 投資的経費／道路や学校などの施設建設や災害復旧等に支出する費用です。
- 物件費／市の業務を民間業者に委託する費用、業務で使用する機器のリース費用などです。
- 補助費等／国や県へ負担する費用や、各種団体への補助金を支出する費用です。
- 繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。

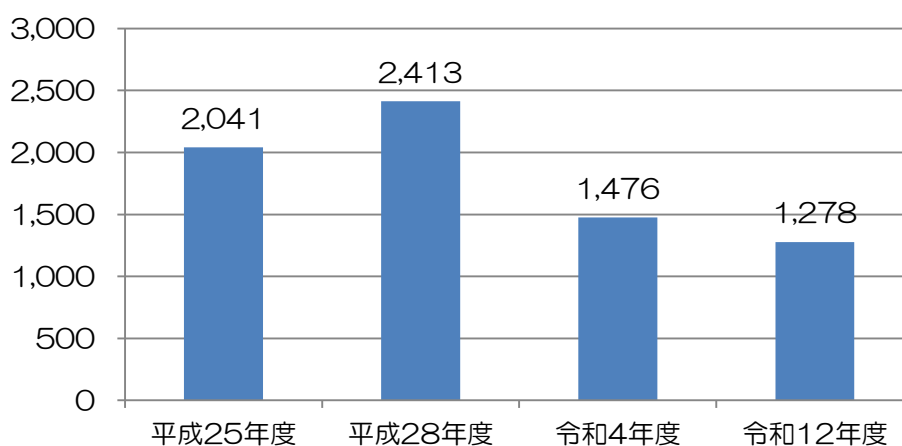
人件費については、減少傾向にあります。

また、扶助費については、少子化により児童手当は減少するものの、全体では増加していくものと見込みました。

3) 財政調整基金の見通しについて

各年度末財政調整基金残高見込み

(単位:百万円)

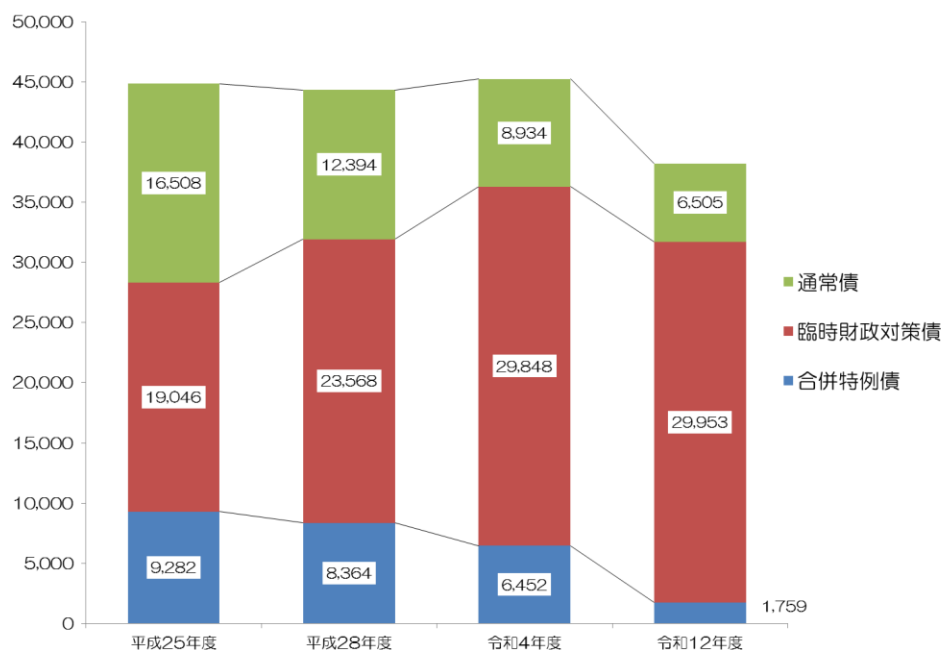


財政調整基金については、平成 22 年度以降積立てにより現在高を増やしてきましたが、市税収入及び地方交付税の減少に伴い、平成 28 年度をピークに一般会計繰入金（取崩し）が増加するため減少していくものと見込みました。

4) 市債残高の見通しについて

各年度末市債残高の推移（一般会計）

(単位:百万円)



市債残高については、合併特例債の発行期限である令和5年度をピークに減少していくものと見込みました。

構成比では、普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の残高の割合が引き続き高い水準で推移するものと見込みました。

3 都市構造・土地利用の方向

都市構造及び土地利用の現状を踏まえて、野田市では、今後以下の方向に基づき、骨格となる交通ネットワークの形成を推進するとともに、自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全並びに4つの核の形成を推進します。

1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

(1) 骨格となる幹線道路網の形成

◆都市間道路ネットワークの形成

- ・広域幹線道路としての位置付けを持つ、国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などにも配慮しつつ、千葉北西連絡道路の早期整備を推進します。
- ・埼玉県や茨城県へ通じる東西方向の幹線道路の渋滞解消に向けて、野田橋及び芽吹大橋の4車線化を含めた幹線道路の改良整備を促進するとともに、東武野田線の清水公園駅から平成やよい通り間の連続立体交差事業の事業完了を目指します。
- ・関宿地域については、首都圏中央連絡自動車道五霞及び境インターチェンジが開通されたことにより、交通量増加による既存道路の渋滞緩和のため、主要地方道境杉戸線バイパス（西側ルート）の整備を促進するとともに、隣接する他県と連絡する道路整備についても促進します。

◆外郭環状構造の確立

- ・野田地域の市街地を囲むように形成される外郭環状道路網^{※1}の早期整備を図ります。これにより、市街地への通過交通の流入を抑制し、渋滞解消と円滑な交通誘導を図ります。

(2) 公共交通の充実

◆東京直結鉄道の整備促進

- ・市民の通勤、通学等の日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、関係機関と連携して、まちづくりを主眼に路線計画の検討や概算事業費の算定、輸送需要予測、収支予測、費用対効果分析、事業主体の検討などによる鉄道整備計画の策定などを進めます。
- ・東京直結鉄道の整備促進と併せて、道路網の整備及び駅前広場等の整備を推進するほか、野田市駅周辺等の市街地整備を促進します。

◆東武野田線の複線化の促進

- ・市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請等に努め、鉄道高架事業を契機として、その整備を促進します。

◆バス路線の維持・整備・充実

- ・民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や渋滞緩和のため、関係機関に路線の維持及び整備を要請していきます。
- ・コミュニティバス（まめバス）については、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて代替手段も含めて検討を行い、利便性の向上を図り、更なる利用率向上に努めます。

^{※1} 外郭環状道路網…都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線（一部の区間）、我孫子関宿線（一部の区間）で構成する環状道路で、野田地域の市街地内への通過交通を排除し、市街地の混雑解消や地区間移動の円滑化を図る道路→P31「将来都市構造・土地利用イメージ図」参照

2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全

(1) 市街地ゾーンの設定

◆市街地ゾーン（居住系）の整備

- ・高齢者や障がい者を含めて誰もが便利で暮らしやすい野田市の実現に向けて、平地林などの自然環境を活かしつつ、上質な居住環境を備えた計画的な市街地整備を推進します。
- ・良好な住環境の形成に向けた、学校、公園等の公共施設の整備については、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、既存施設の有効利用を促進します。
- ・既成市街地については、幹線道路、生活道路、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、住工混在地区、住宅密集地区などにおける市街地の再編に努めます。

◆市街地ゾーン（産業系）の整備

- ・工業を始めとする産業機能の集積に向けて、工業団地などにおける生産環境の整備に努めます。
- ・地域経済の振興に向けて、中里地区、船形地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、住工混在による問題の解消や職住近接の実現を図ります。
- ・企業立地の受け皿となる産業用地を確保するとともに、誘致を推進します。

(2) 緑地・レクリエーションゾーンの設定

◆緑地の維持・保全

- ・利根川、江戸川、利根運河の河川用地や、中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとして捉え、緑地の維持及び保全に努めます。また、里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
- ・安全・安心の地域再生、自然再生の取組として、江川地区のビオトープ（生物生息空間）や環境にやさしい農業への取組について、後世に引き継がれるよう、引き続き推進します。

◆公園の整備

- ・みどりの拠点としての役割を果たしている野田市総合公園、野田市スポーツ公園及び野田市関宿総合公園を始めとした公園及びその周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備及び充実を推進します。

◆河川沿いの親水空間の整備・利活用

- ・市の周囲を流れる利根川、江戸川、利根運河及び座生川など、河川沿いの親水空間としての整備を推進します。

(3) 農業振興ゾーンの設定

- ・市街化調整区域を中心にまとまって存在している優良農地を、農業振興ゾーンとして設定します。
- ・農業環境の保全を図ることはもとより、市民の憩いの場の提供のため、農地や緑地などの多様な自然資源を活かしたみどり豊かな空間形成を図ります。また、関宿地域においては、河川沿いに広がる優良な一団の農地の保全を図ります。

3) 4つの核の形成

(1) 中心サービス核の形成

- 東京直結鉄道の整備や連続立体交差事業と併せて、野田市駅・愛宕駅周辺において、中心サービス核を形成します。
- 中心サービス核は、広域的な野田市の顔となる地域であり、全市及び広域を対象とする商業機能や各種のサービス機能が集積し、にぎわいのある地域の形成を目指します。
- 中心サービス核の形成に当たっては、面的な市街地整備を行うとともに、既存の商業集積などの地域の資質と併せて、新たな交通基盤整備のインパクトをできるだけ活用し、高次都市機能の集積を推進します。また、歴史的・文化資源を有効活用し、来訪者の街中への誘導を図る等、歩行者空間として、歩いて楽しいにぎわいの空間整備を推進します。さらに、野田市の顔にふさわしい特色があり魅力的な景観づくりを推進します。

(2) 地域サービス核の形成

- 地域サービス核は、中心サービス核を補完する都市機能が集積する地域として梅郷駅周辺、川間駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺において形成します。
- 地域サービス核の形成に当たっては、駅及びバスターミナルを中心とする市街地整備を行うとともに、住民のニーズや利便性を考慮した商業集積を図るなど、できるだけ多様な都市機能集積を誘導します。

| | |
|---------------------|---------|
| ◎野田市駅・愛宕駅周辺地域 | 中心サービス核 |
| ◎梅郷駅周辺地域 | 地域サービス核 |
| ◎川間駅周辺地域 | 地域サービス核 |
| ◎関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域 | 地域サービス核 |

将来都市構造・土地利用イメージ図



凡例

- | | | |
|----------------|--------|---------------|
| 市街地ゾーン | 幹線道路 | サービス核 |
| 農業振興ゾーン | 外郭環状道路 | 緑地・レクリエーション拠点 |
| 緑地・レクリエーションゾーン | 鉄道 | 河川 |

第2章 施策の展開方向

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

1) 市民の意見


| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|----------------|---------------|
| 1 | 自然環境の保全 | ◎環境保全の推進 |
| 2 | 生物多様性の実現 | |
| 3 | 自然と調和した農業の推進 | ◎自然と調和した農業の推進 |
| 4 | 耕作放棄地等の有効利用の推進 | |

2) 基本方針

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性^{※1}の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|---------------|---|
| ■自然環境の保全 ・再生・利活用 の推進  | ◎環境保全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の戦略の改訂と推進 ・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境の保護 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・環境保全型農業の推進 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・水質保全対策の推進 |
| | ◎自然と調和した農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・環境保全型農業の推進 ・市民農園設置の推進 ・遊休農地の集約の推進 |

※1 生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

4) 施策の内容

◎環境保全の推進

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、今後のまちづくりに当たってもその保全に努めることが重要です。川や池沼等を含めた豊かな自然環境を保全し、活かすことにより、潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを実感できる個性的な魅力づくりを行い、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。

そのため、生物多様性のだ戦略の下、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、かつて国内各地で見られ、里山の田んぼの食物連鎖の頂点に位置していたコウノトリの保護増殖、更に野生復帰を目指します。コウノトリも棲める環境は、餌となる多くの生き物を育むとともに、人間にとっても安全、安心に暮らせる環境といえます。野生復帰の推進により、これまでの自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めます。

また、みどりの基本計画を策定するとともに、野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全し、減少する貴重なみどりに対して、みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

さらに、市民参加によるふるさと花づくり運動やみどりのふるさとづくり実行委員会の活動を中心としたグリーントラストバンク^{※1}を推進し、市民と行政が連携して緑化活動等の促進・普及を始めとする自然環境保全のための取組を積極的に進めます。加えて、貴重な自然資源である池沼等の保全を図るため、自然保護団体への支援を行います。

農薬や化学肥料の使用等による環境負荷の軽減を目指した環境保全型農業の実現に向け、畑及び水田での有機堆肥の利用を促進し、併せて玄米黒酢農法^{※2}を始めとした減農薬及び減化学肥料による農産物の生産を進めます。さらに、農業用水の水質改善を図るとともに、地域における農地の維持活動を積極的に推進します。

【主な事業】

- 生物多様性のだ戦略の改訂と推進
- みどりの基本計画の策定
- 江川地区自然環境の保護
- 中央の杜の保全
- 市民の森の保全
- ふるさと花づくり運動
- グリーントラストバンク
- 三ツ堀里山自然園の管理運営
- 環境保全型農業の推進
- 園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- 水質保全対策の推進

^{※1}グリーントラストバンク…みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い、みどりを保全すること。

^{※2}玄米黒酢農法…酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

【関連する野田市の計画】

- ・生物多様性の戦略
- ・野田市環境基本計画

【市民等に期待される役割】

- ・みどりのふるさとづくり実行委員会や身近な緑化等自然環境保全のための活動への積極的な参加

◎自然と調和した農業の推進

玄米黒酢農法による米づくりを始めとした減農薬及び減化学肥料の取組を市内全域で推進し、コウノトリを頂点とする生物多様性の取組に資するとともに、安全、安心な農産物としてのブランド化を図ります。

また、農地中間管理機構^{※1}を活用して農地の集約と担い手への集積を進め、遊休農地の解消を図ります。

【主な事業】

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

【市民等に期待される役割】

- ・野田市固有のブランド構築への理解と協力
- ・市民農園や体験プログラム等への積極的な参加

5) 指標・目標値

◎環境保全の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-------------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| 地区指定率 | 野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約 163,000 m ² の地区指定率の向上を図ります。 | 43% | 60% |
| 「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計） | 市の人口が 12 万人に達したことを契機に、一人 1 本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。 | 153,500 本 | 179,000 本 |

◎自然と調和した農業の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------------|--|-------------------|-------------------|
| 玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合 | 玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。 | 50% | 100% |

※1 農地中間管理機構…担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち農地の中間的な受皿となる組織で、各都道府県に 1 つ指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める。

●基本方針 2 循環型社会の推進

1) 市民の意見


| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|-----------------------|------------------------------|
| 5 | 意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進 | ◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進 |
| 6 | 環境美化・マナー意識の向上 | |
| 7 | ごみの出し方・回収方法等の改善 | ◎ごみの減量・リサイクルの推進 |
| 8 | 新清掃工場の整備・充実 | |
| 9 | 再生可能エネルギーの活用による地域活性化 | ◎ゼロカーボンシティ ^{※1} の推進 |

2) 基本方針

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R^{※2}（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働^{※3}、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー^{※4}に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|----------------------|--|
| ■循環型社会の推進  | ◎不法投棄の撲滅 ・環境美化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄パトロールの強化 環境美化活動の推進 環境美化意識の啓発 ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進 |
| | ◎ごみの減量・リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・分別排出の推進 資源回収・リサイクル化の促進 一般廃棄物処理基本計画の推進 一般廃棄物最終処分場の確保 新清掃工場の整備 |
| | ◎ゼロカーボンシティの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ゼロカーボンシティの推進 住宅用設備等脱炭素化促進事業 |

※1 ゼロカーボンシティ…2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

※2 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

※3 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※4 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

4) 施策の内容

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施している環境美化活動や江戸川クリーン大作戦に参加する団体等が増えることで、一層の環境浄化につながることから、新たな参加団体等の確保に努めます。

また、ポイ捨て禁止を子供の頃から意識付けするよう教育や学校単位での環境美化活動の実施についても教育委員会と連携し協議を進めます。

なお、地域において実施する環境美化活動については、多くの自治会等が実施できる体制の充実に努めます。

さらに、「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に基づき実施しているポイ捨てパトロールについては、重点地区を除いた駅についても実施回数を増やすなどの強化を図ってまいります。

【主な事業】

- ・不法投棄パトロールの強化
- ・環境美化活動の推進
- ・環境美化意識の啓発
- ・ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進

【市民等に期待される役割】

- ・環境美化意識の高揚
- ・江戸川クリーン大作戦等の環境美化活動への積極的な参加

◎ごみの減量・リサイクルの推進

循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成 24 年度については一人1日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である令和3年度には基準年度である平成22年度に対して一人1日当たりの排出量の20%削減を掲げています。

目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るため、引き続き一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努めます。

【主な事業】

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市一般廃棄物処理基本計画

【市民等に期待される役割】

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ・家庭や事業者から排出されるごみの減量、分別等の徹底

◎ゼロカーボンシティの推進

温室効果ガス^{※1}の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を推進する「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。これまでも環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、家庭用燃料電池システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用設備等の普及拡大に向けて、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を交付しています。

しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。

その他に、近年では太陽光パネルを設置するために山林が伐採され、二酸化炭素を吸収する緑が減少傾向にあることから、「ゼロカーボンシティ」の推進を図りつつ、緑を保全するための施策を推進します。また、再生可能エネルギーについては、太陽光パネルに関わらず、野田市の地域特性に合った可能なエネルギー政策を検討するとともに、これに伴う環境への影響にも配慮してまいります。

さらに、ゼロカーボンシティを推進するためには、市民の協力と理解が必要なことから、ごみの減量化を進め、焼却する際の二酸化炭素削減を図るとともに、小・中学生への環境教育を推進します。

【主な事業】

- ・ゼロカーボンシティの推進
- ・住宅用設備等脱炭素化促進事業

^{※1} 温室効果ガス…二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。この気体が大気中に存在すると、地表面からの赤外線をいったん吸収し、熱として地表面に放射する。日射に加えて、こうした加熱があるため、地表付近はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地球温暖化対策実行計画

【市民等に期待される役割】

- ・再生可能エネルギーに対する理解の促進
- ・再生可能エネルギー活用の推進

5) 指標・目標値

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------------|---|-------------------|-------------------|
| 環境美化区域の 指定数（累計） | 指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。 | 8か所 | 28か所 |
| 不法投棄ごみの 処理量 | 様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。 | 133.4 t | 50 t |

◎ごみの減量・リサイクルの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|---------------------|---|-------------------|-------------------|
| 一人 1 日当たり のごみ排出量 | 循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない一人 1 日当たりのごみ排出量を指標とします。 | 649 g | 逡減 |

◎再生可能エネルギーの利活用

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 屋根貸し事業実 施件数（累計） | 屋根貸し事業については、か所数及び棟数を目標値とします。 | 0か所 0棟 | 18か所 37棟 |

●基本方針 3 生活環境の整備

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|----------------------------|-----------------|
| 10 | 環境汚染等への適切な対応 | ◎環境汚染・公害等への対応 |
| 11 | ごみ焼却等による煙害の防止 | |
| 12 | 騒音・振動等への対応 | |
| 13 | 上水道の整備促進による快適で安全な暮らしの確保 | ◎上下水道の整備促進 |
| 14 | 公共下水道の整備促進 | |
| 15 | 浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり | |
| 16 | 水の浄化と浄化槽の適正管理の推進 | ◎水質の浄化・浄化槽の適正管理 |

2) 基本方針

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※1等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組みます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。


下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※2の水質保全に取り組みます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|----------|---------------|--|
| ■生活環境の整備 | ◎環境汚染・公害等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の推進 ・放射性物質除染業務 |

※1 VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質

※2 公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

| 基本方針 | 施 策 | 主な事業 |
|---|---------------------|--|
|  | ◎上下水道の整備 促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・浄・配水施設整備の推進 ・広報・PRの実施 ・公共下水道の整備 ・利根運河の水質保全 ・くり堀川の整備 ・三ヶ尾川（仮称）の整備 ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備 ・排水路の整備・管理 ・地域排水の整備 |
| | ◎水質の浄化・浄 化槽の適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境の保全 ・地質環境の保全 ・合併処理浄化槽の設置促進 |

4) 施策の内容

◎環境汚染・公害等への対応

野田市環境基本条例に示された基本理念の実現に向けて、市民、事業者及び市が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを実現するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

大気環境の保全では、大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、大気汚染物質を排出する工場等に対し、監視、指導、啓発を行います。また、市内の産業廃棄物焼却処理施設に起因する大気汚染健康問題についても、24 時間体制での監視等を継続するとともに、住民の健康被害解消に向け、全力で取り組みます。

騒音・振動・悪臭の防止では、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法並びに野田市環境保全条例に基づき、事業者の監視・指導の強化のため、関係機関との連携の下、騒音や振動の調査、事業所への立入検査を実施し、騒音等の規制を継続します。

放射性物質の除染では、野田市放射性物質除染計画に基づき、平成 25 年5月に全ての公共施設及び戸建住宅等の敷地の除染が完了し、事後モニタリングを実施しています。なお、局所的に再び除染基準値を上回る可能性もあることから、事後モニタリングと併せて、市民への放射線量測定器の貸出しや自治会を対象とした放射線量の測定支援を継続し、市基準値以上の場合は、随時除染を実施します。

【主な事業】

- ・大気環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭の防止
- ・環境基本計画の推進
- ・放射性物質除染業務

【関連する野田市の計画】

- ・野田市環境基本計画
- ・野田市放射性物質除染計画

【市民等に期待される役割】

- ・環境に配慮したライフスタイルの構築
- ・市内の騒音・振動・悪臭等に関する監視

◎上下水道の整備促進

市民に安全な水を安定的に供給するため、浄・配水施設については、日常点検により適正な維持管理を継続するとともに、経年劣化による機能性低下を解消するため、計画的な更新事業を推進し、長寿命化を図ります。水道管が行き届かない未整備地区においては、市民から要望のある地域について優先的に整備を進め、待機期間の短縮に努めるとともに、普及率の向上を目指し、加入促進を図りながら計画的に整備を進めます。災害時等における迅速な情報提供を始めとし、日常における様々な情報提供として、水道事業の経営状況の明確化、水道水の安全性、水資源の重要性等を周知するため、あらゆる機会を活用し、広報・PRに努めます。

市民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、河川・水路等の水質の保全、浸水常襲箇所の解消に努めます。

公共用水域の水質保全や排水不良地区解消のため、下水道計画と並行して河川・排水路の整備等、重点的な排水対策を推進します。また、近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨等の浸水被害を軽減するため、河川、水路での対策、流域での対策（調整池、雨水貯留浸透の推進）、低地地域保全対策（内水排除施設(側溝整備等)）、遊水機能保全対策（緑地の保全）、雨水利用の促進等、地域（流域）に応じた総合的な対策を行います。

【主な事業】

- ・浄・配水施設整備の推進
- ・広報・PRの実施
- ・公共下水道の整備
- ・利根運河の水質保全
- ・くり堀川の整備
- ・三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・排水路の整備・管理
- ・地域排水の整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市環境基本計画
- ・水道ビジョン野田
- ・水道事業短期マネジメント計画

【市民等に期待される役割】

- ・老朽化する浄・配水施設の整備への理解と協力
- ・水資源の重要性、節水等への理解
- ・公共下水道の整備への理解と有効活用

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

水質・地質環境保全のため、規制基準を守ることはもとより、生活環境への影響を考えた保全活動を通して、水質・地質環境等を健全な状態に保持することにより、人の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、野田市環境基本計画

に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

水質環境の保全では、野田市周辺の利根川、江戸川、利根運河における、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められており、市内の公共用水域についての水質汚濁状況を把握する必要があるため、排水路の水質調査を定期的に行っています。しかし、いまだに河川の環境基準の超過が見られることから、更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備等を進めるとともに、排水路の水質調査を継続的に実施します。また、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行います。

地質環境の保全では、工場、事業場の排水等に含まれる化学物質から引き起こされた地下水の環境基準の超過が確認されていることから、毎年、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施しています。地下水汚染が確認された場合には、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸等の継続的なモニタリングの調査と浄化対策等を実施しており、年々、環境基準を超過する井戸が減少しています。今後も地下水汚染調査を継続し、汚染発生源の究明や浄化対策等に取り組みます。

【主な事業】

- ・水質環境の保全
- ・地質環境の保全
- ・合併処理浄化槽の設置促進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市環境基本計画
- ・循環型社会形成推進地域計画
- ・生活排水処理基本計画

【市民等に期待される役割】

- ・浄化槽の適正利用及び管理

5) 指標・目標値

◎環境汚染・公害等への対応

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------------|--|-----------------|-----------------|
| 環境汚染・公害等の苦情及び指導件数 | 大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。 | 117件 | 54件 |
| 温室効果ガス排出量 | 市の事務や事業を通して排出されるCO ₂ の量 | 21,464 t | 逡減 |

◎上下水道の整備促進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|---------------|---|-------------------|-------------------|
| 上水道の普及率 | 総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。 | 96.2% | 98% |
| 公共下水道（汚水）の普及率 | 総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。 | 63.3% | 76.7% |
| 公共下水道（雨水）の整備率 | 浸水常襲箇所の解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> ・南部 4 号幹線 ・南部 1 号幹線 ・阿部沼 1 号幹線 ・五駄沼幹線 | 14.6% | 57.7% |
| | 浸水常襲箇所の解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> ・阿部沼調整池 | 0% | 100% |
| くり堀川整備率（河川） | 公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで河川がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> ・くり堀川整備 | 72.3% | 100% |
| 排水整備率（調整池） | 公共用水域の排水不良地区解消のため、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> ・六丁四反調整池整備 | 2.7% | 100% |

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 合併処理浄化槽設置数（累計） | 対象区域において合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します。 | 1,219 基 | 1,560 基 |

●基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|---------------------------|------------------------|
| 17 | 誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり | ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 |
| 18 | 高齢者の社会参画・交流の促進 | ◎高齢者の生きがいづくり |
| 19 | 高齢者の福祉の推進 | |
| 20 | 高齢者の生活支援の充実 | ◎高齢者福祉サービスの充実 |
| 21 | 高齢者の介護の充実 | ◎介護保険事業の充実 |
| 22 | 心のバリアフリー、ノーマライゼーションのまちづくり | ◎障がい者福祉の充実 |
| 23 | 誰もが安心して自立的に生活できる支援の充実 | ◎市民生活の安定と自立の促進 |

2) 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではNPOやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障がい（バリア）を取り除くとともに、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン※1）を推進します。また、市民一人一人が障がいを自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実を図る必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

※1 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|------------------------|---|
| <p>■ 支え合いによる福祉のまちづくりの推進</p>  | ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会福祉協議会活動の推進 ・ 地域福祉の推進 ・ 福祉のまちづくり運動の推進 ・ 福祉のまちづくり講座の開催 ・ 孤立死防止対策の推進 ・ 総合福祉会館の活用 |
| | ◎高齢者の生きがいづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動の推進 ・ シルバー人材センターの充実 ・ 雇用促進奨励金の交付 ・ 市民の学習活動への環境整備 ・ 新たな老人福祉センターの整備 |
| | ◎高齢者福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉サービスの適切な提供 ・ 買物弱者対策 |
| | ◎介護保険事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への介護情報の提供強化 ・ 在宅サービスの適切な提供 ・ 介護サービスの適切な提供 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・ 地域包括支援センターの設置及び運営 ・ 在宅医療、介護連携の推進 ・ 認知症高齢者に係る施策の推進 ・ 介護保険制度の円滑な運営 ・ 野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進 |
| | ◎障がい者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者相談支援事業 ・ 自立生活の支援 ・ 雇用促進奨励金の交付 ・ 障がい者職場実習奨励金の支給 ・ 施設整備・利用の促進 ・ 障がい特性の理解促進 ・ 社会参加の促進 ・ 障がい福祉サービス（介護給付） ・ 各種補助・手当の支給 ・ 社会福祉法人への支援 ・ 障がい児支援の充実 ・ 障がい福祉サービス（訓練等給付） ・ 野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進 |
| | ◎市民生活の安定と自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者の生活安定と自立の促進 |

4) 施策の内容

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

高齢化が急激に進む中で、高齢者や障がい者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。

特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばか

りでなく、制度の隙間に取り残されている人も含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。

そのため、市民や行政、地域がそれぞれの役割の中で、人格と個性を尊重し合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組による地域共生社会の実現へ向けて、重層的支援体制を整備するとともに、高齢者や障がい者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。

また、地域における福祉活動を充実するためには、市内全域で組織された地区社会福祉協議会や自治会、NPO・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働^{※1}が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。

さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。

【主な事業】

- ・地区社会福祉協議会活動の推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

- ・地区社会福祉協議会の地域福祉活動への理解と積極的な参加

◎高齢者の生きがいづくり

高齢化が急速に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。

新型コロナウイルス感染症により、今後は「新しい生活様式」を日常生活に取り入れながら高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を展開する必要があります。

このため、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいづくりの拠点を整備するとともに、デジタル社会の変化に取り残されることがないように高齢者が安全にインター

^{※1}協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

ネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現に向けた就労支援を推進します。

さらに、高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

【主な事業】

- ・コミュニティ活動の推進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・新たな老人福祉センターの整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

- ・コミュニティ活動や世代間交流への理解と積極的な参加
- ・積極的な高齢者の雇用及び活用

◎高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や住まいで生き生きと暮していくためには、在宅における高齢者福祉サービスの充実が重要です。今後、更に独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要となります。

スーパーマーケット等の撤退により、日常生活圏に買物ができる場所がなく、かつ、移動のための交通手段を持たないために買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

【主な事業】

- ・介護職員の確保対策の推進
- ・高齢者福祉サービスの適切な提供
- ・買物弱者対策

【市民等に期待される役割】

- ・高齢者福祉サービスへの理解と適切な活用

◎介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。

平成 26 年の法改正は、介護保険制度を維持するため、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等が実施され、介護の社会化を進めることを目的に創設された介護保険制度の流れに逆行するものとなっており、現在もこの問題を内包したまま制度が運用されています。

野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取り組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきましたが、平成 26 年の法改正により、国の保険給付の縮小により市町村の事業や役割が増加し、市が実施するサービス水準をいかに維持するかが課題となっていることから、引き続き、機会を捉えて、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。

これまでの施策に加え、平成 29 年度より「介護予防 10 年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、「シルバーリハビリ体操」「のだまめ学校」「えんがわ」「市民ボランティアの育成」「介護予防サポート企業」「広報戦略」の六つの戦略を柱とした事業に積極的に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを進めていきます。さらに、地域包括ケアシステム^{※1}や推進の核となる地域包括支援センターについて、市民の皆さんに相談窓口として知っていただき、気軽に利用していただくよう、令和 3 年 4 月から愛称を「高齢者なんでも相談室」にするとともに、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進及び高齢者虐待防止等に対応するための体制強化など、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防、権利擁護等に係る介護保険事業の充実を図ります。

【主な事業】

- ・市民への介護情報の提供強化
- ・在宅サービスの適切な提供
- ・介護サービスの適切な提供
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの設置及び運営
- ・在宅医療、介護連携の推進
- ・認知症高齢者に係る施策の推進
- ・介護保険制度の円滑な運営
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

^{※1} 地域包括ケアシステム…介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。介護サービス事業者、医療機関、行政だけでなく、地域住民やボランティア、NPO法人など、様々な地域資源を活かしながら、地域全体で高齢者を支えていくことを目指す。

【市民等に期待される役割】

- ・介護保険制度への幅広い理解と適切な活用

◎障がい者福祉の充実

障がいのある人やその家族を取り巻く環境及び制度の見直し等の社会情勢の著しい変化に対応しながら、障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。

さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。

【主な事業】

- ・障がい者相談支援事業
- ・自立生活の支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・障がい者職場実習奨励金の支給
- ・施設整備・利用の促進
- ・障がい特性の理解促進
- ・社会参加の促進
- ・障がい福祉サービス（介護給付）
- ・各種補助・手当の支給
- ・社会福祉法人への支援
- ・障がい児支援の充実
- ・障がい福祉サービス（訓練等給付）
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市障がい者基本計画
- ・野田市障がい福祉計画
- ・野田市障がい児福祉計画

【市民等に期待される役割】

- ・障がい者の社会参加や自立への理解と協力
- ・積極的な障がい者の雇用

◎市民生活の安定と自立の促進

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされ、生活困窮者に対する支援を充実することが重要な課題となっています。

そのため、生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえ、継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、全ての市民が生涯にわたり、健康で安定した生活が送れるよう、生活困窮者に対する支援の充実を推進します。

また、生活保護受給者については、関係機関との連携を図りながら、多様な状況に応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、稼働能力の程度に応じた就労支援を促進するなど、世帯の自立を図るよう生活保護の適切な活用を図ります。

【主な事業】

- ・生活困窮者の生活安定と自立の促進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

- ・生活困窮者の生活安定と自立促進への理解と協力

5) 指標・目標値

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 福祉のまちづくり講座の開設数 | 人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数 | 0館 | 10館 |

◎高齢者の生きがいづくり

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| ボランティア養成講座の開設数 | 市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数 | 2館 | 10館 |

◎介護保険事業の充実

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|------------------|---|-----------------|-----------------|
| 認知症サポーター養成者数（累計） | 認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。 | 1,446人 | 4,900人 |

◎障がい者福祉の充実

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計） | 地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。 | 22人 | 73人 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。 | 11人 | 36人 |

●基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実

1) 市民の意見


| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|-------------|----------------|
| 24 | 子どもの健全育成の推進 | ◎子どもの健全育成の推進 |
| 25 | 子育て環境の充実 | ◎安心できる子育て環境の整備 |
| 26 | 子どもの保育環境の充実 | |

2) 基本方針

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されます。

そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|----------------|---|
| ■子どもの健全育成と子育て環境の充実  | ◎子どもの健全育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・学童保育サービスの充実 |
| | ◎安心できる子育て環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・保育所の耐震補強 ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進 ・学童保育サービスの充実 ・障がい児支援の充実 ・民間賃貸住宅居住支援事業 |
| | ◎幼児教育・保育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた教育・保育の推進 ・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実 ・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用 |

4) 施策の内容

◎子どもの健全育成の推進

子どもたちが遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、さらには、子

どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い反映させるなど、市民主体の運営を目指します。

また、児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによるサークル、相談、講習等の事業や保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続します。

なお、放課後における学童保育所の過密化解消や保育の質の向上など運営の充実を図ります。

【主な事業】

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援の充実
- ・学童保育サービスの充実

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

- ・子育て支援サービスへの理解と適切な活用
- ・地域で担う子育て支援意識の高揚

◎安心できる子育て環境の整備

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。

そのため、平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。

学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を子ども・子育て新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけるため、機能の充実を図ります。

引き続き、あらゆる虐待を防止するための対策を推進します。

【主な事業】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の耐震補強
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進
- ・学童保育サービスの充実
- ・障がい児支援の充実
- ・民間賃貸住宅居住支援事業

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市男女共同参画計画
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画
- ・野田市地域福祉計画
- ・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
- ・野田市障がい児福祉計画
- ・野田市障がい者基本計画
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）
- ・野田市行政改革大綱

【市民等に期待される役割】

- ・多様な保育サービスの活用

◎幼児教育・保育の推進

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加し、高止まりしているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

一方で、幼稚園での教育を希望する共働き家庭もあることなど、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

また、発達の支援を要する子の受入れについては、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受け皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。

【主な事業】

- ・幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた教育・保育の推進
- ・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実
- ・保育士の確保対策の推進
- ・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン

5) 指標・目標値

◎子どもの健全育成の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------------|--|---|--|
| 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数 | 子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を図ります。 | 101,666人 (69,756人) ※()内は 子ども館利用者数 | 191,700人 (159,800人) ※()内は 子ども館利用者数 |

◎安心できる子育て環境の整備

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------|
| 保育所待機児童数(入所保留者を含む。) | 求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。 | 172人 (平成26年4月1日現在) | 0人 |
| 過密学童保育所(利用者一人当たりの面積1.65㎡以下)の数 | 小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。 | 4か所 | 0か所 |

●基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|---------------|--------------|
| 27 | 高齢者の健康づくりの推進 | ◎市民の健康づくりの推進 |
| 28 | 市民の健康づくりの推進 | |
| 29 | 地域の医療体制の充実 | ◎地域医療体制の充実 |
| 30 | 母子の医療環境の充実 | ◎母子保健・医療の充実 |
| 31 | 母子医療の充実 | |
| 32 | 高齢者の医療環境の充実 | ◎高齢者医療の充実 |
| 33 | 障がい者のための医療の充実 | ◎障がい者医療の充実 |


2) 基本方針



日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、24時間体制による2次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ります。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|--------------|---|
| <p>■健康づくりの推進と地域医療の充実</p>  | ◎市民の健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民への啓発・PRの強化 ・健康・スポーツポイント事業の拡充 ・一般介護予防事業の推進 ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 ・各種がん検診の実施 ・健康診査・生活習慣改善指導の実施 ・健康づくりフェスティバル事業の推進 ・健康づくり推進計画21の推進 ・食育の推進 ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進 及び見直し ・感染症予防対策の実施 ・エイズ予防対策の推進 ・食品衛生に対する正しい知識の普及 |

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|-------------|---|
| ■健康づくりの推進と地域医療の実   | ◎地域医療体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民への医療情報の提供強化 ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進 ・救急医療体制の充実 ・関係機関との連携強化 ・24時間救急医療体制の維持強化 ・災害医療体制の整備 ・献血事業の推進 |
| | ◎母子保健・医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・不妊及び不育症治療費等助成の実施 ・子ども医療費助成制度の拡充 ・救急医療体制の充実 ・子育て支援の充実 |
| | ◎高齢者医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療、介護連携の推進 |
| | ◎障がい者医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療費助成の実施 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断早期療育のための体制の充実 |

4) 施策の内容

◎市民の健康づくりの推進

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。このため、各種がん検診、特定健康診査等の受診率の向上を図るとともに、メタボリックシンドローム^{※1}やロコモティブシンドローム^{※2}の予防等の生活習慣や食生活の改善を図るための各種施策を実施します。

また、健康・スポーツポイント事業の拡充を中心とした健康づくりやのたまめ学校などの介護予防に係る施策を推進します。

令和2年からまん延している新型コロナウイルス感染症に対しても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じるとともに、その他の感染症も含め感染症予防対策を実施します。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。

【主な事業】

- ・市民への啓発・PRの強化
- ・健康・スポーツポイント事業の拡充
- ・一般介護予防事業の推進

※1 メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群といい、腹部の周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった生活習慣病の危険因子を併せ持っている状態のこと。

※2 ロコモティブシンドローム…運動器症候群といい、骨、関節、筋肉、神経などの運動器の衰えや障がいにより要介護リスクの高い状態になること。

- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
- ・各種がん検診の実施
- ・健康診査・生活習慣改善指導の実施
- ・健康づくりフェスティバル事業の推進
- ・健康づくり推進計画 21 の推進
- ・食育の推進
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進及び見直し
- ・感染症予防対策の実施
- ・エイズ予防対策の推進
- ・食品衛生に対する正しい知識の普及

【関連する野田市の計画】

- ・野田市健康づくり推進計画 21
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）
- ・野田市男女共同参画計画
- ・野田市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・野田市国民健康保険データヘルス計画
- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市食育推進計画
- ・野田市歯科口腔保健計画
- ・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画

【市民等に期待される役割】

- ・健康づくりに対する意識の高揚
- ・疾病予防や健康づくりへの努力
- ・各種サービスの活用
- ・感染症予防や公衆衛生に関する正しい理解

◎地域医療体制の充実

全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。

そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医^{※1}の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で2次医療^{※2}を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療^{※3}を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

また、これまで、夜間や、休日の急な病気やケガにも対応できるよう、24時間体制による2次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ってきましたが、今後も体制の維持強化を図ります。

さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。

※1 かかりつけ医…身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができ、病状に応じて適切な医療機関を紹介するなどの役割を担う医師

※2 2次医療…入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院

※3 3次医療…2次医療機関で対応できない重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院

【主な事業】

- ・市民への医療情報の提供強化
- ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
- ・救急医療体制の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・24 時間救急医療体制の維持強化
- ・災害医療体制の整備
- ・献血事業の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市健康づくり推進計画 21
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）
- ・野田市歯科口腔保健計画
- ・野田市エンゼルプラン

【市民等に期待される役割】

- ・地域医療体制や救急医療体制の在り方についての理解

◎母子保健・医療の充実

子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図っています。また、子どもの急病に対応するため、24 時間救急医療体制による小児科診療を行っています。さらに、子どもを望む夫婦への不妊及び不育症の治療等費用を助成することによって、妊娠及び出産を経済的にも支援します。

子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校 3 年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、令和 4 年 8 月診療分から、小学校 6 年生までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、今後も拡充を図ります。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。

【主な事業】

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・不妊及び不育症治療費等助成の実施
- ・子ども医療費助成制度の拡充
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

【関連する野田市の計画】

- ・野田市男女共同参画計画
- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市健康づくり推進計画 21
- ・野田市食育推進計画
- ・野田市歯科口腔保健計画
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

- ・訪問指導や健康診査の適切な活用
- ・医療費助成の活用

◎高齢者医療の充実

介護保険法の改正により在宅医療・介護連携推進事業が創設され、医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組むこととされました。

そのため、医師会や介護事業者等と連携して 24 時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。

【主な事業】

- ・在宅医療、介護連携の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

- ・各種サービスの活用

◎障がい者医療の充実

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見のため、妊産婦・新生児訪問指導、各種健康診査等の保健施策を推進するとともに、障がい者の疾病や負傷に係る医療費負担の軽減を図ります。また、発達障がいの疑いのある児の診断を早期に行えるよう、市内の医療機関と連携を図り、早期診断体制を構築します。

さらに、早期療育につなげられるよう相談支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・重度障がい者医療費助成の実施
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断早期療育のための体制の充実

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市男女共同参画計画
- ・野田市歯科口腔保健計画

【市民等に期待される役割】

- ・医療費助成の活用

5) 指標・目標値

◎市民の健康づくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| がん検診受診率 | がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合 | | |
| ・胃がん | | 19.8% | 46% |
| ・肺がん | | 29.8% | 52% |
| ・子宮がん | | 32.0% | 59% |
| ・乳がん | | 38.4% | 60% |
| ・大腸がん | | 37.1% | 57% |

◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 乳児家庭訪問の実施率 | 生後2か月児に対して実施している家庭訪問の実施率 | 92.4% | 100% |
| 乳幼児健康診査の受診率 | 1歳6か月児、3歳児健康診査を受診した者の割合 | | |
| ・1歳6か月児 | | 96.7% | 100% |
| ・3歳児 | | 89.8% | 100% |

●基本方針1 質の高い学校教育の実現

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|------------------|----------------------------|
| 34 | 子どもの学力の向上 | ◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進 |
| 35 | 子どもの能力を引き出す教育の推進 | |
| 36 | 教職員の資質向上 | |
| 37 | 地域や家庭との連携の強化 | ◎家庭・地域の教育力の向上 |
| 38 | 子ども・若者の問題への対応 | ◎子ども・若者の健全育成 |
| 39 | 学校教育環境の整備・充実 | ◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保 |
| 40 | 人権教育の推進 | ◎学校人権教育の推進 |

2) 基本方針

次世代を担う「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた幼児、児童、生徒の育成に向けて、学校、家庭、地域が互いの信頼関係を深め、それぞれの役割を果たします。

学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通じて、子どもが十分に体を動かし、スポーツの楽しさを体験するとともに、体力の向上を図ることができるような環境を整備します。

近年、有害情報の氾濫や子ども、若者を狙った犯罪の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の悪化が懸念されています。また、不登校、ひきこもり、ニート^{※1}等、子ども・若者が抱える問題も多様化しています。そのため、学校、家庭、地域が一体となり、子ども・若者の健全育成に向けた取組の推進を図ります。


子どもたちのより良い学習環境を整えるために、学校教育施設の整備・充実を図ります。また、学校が地域の特色を活かして主体的に創意工夫のある教育活動を展開するなど、地域の住民と一体となって子どもたちを育てていく学校づくりを進めます。さらに、教職員の資質の向上を図り、家庭、地域の信頼に応える学校づくりを推進します。

児童虐待や学校でのいじめ、職場における男女差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※2}、ストーカー行為等、様々な人権問題が存在しています。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展等、社会経済状況の変化を背景とした新たな人権問題も生じています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指します。

※1 ニート…Not in Education, Employment or Training の略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|----------------------------|--|
| ■質の高い学校教育の実現  | ◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・特別支援教育の充実 ・土曜授業 ・武道指導の充実 ・教職員研修の充実 ・子ども未来教室の充実 ・G I G Aスクール構想の実現 |
| | ◎鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える | <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木貫太郎記念館の再建 ・鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調査・研究 ・公立小中学校における鈴木貫太郎翁の出前授業や道徳授業等の充実 ・各地域の地域資源を活用した観光との融合 ・鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信 |
| | ◎家庭・地域の教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用ー学校支援地域本部事業の推進ー ・家庭教育力の向上 |
| | ◎子ども・若者の健全育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の充実 ・適応指導学級の充実 ・いじめ防止対策の推進 ・青少年活動の支援 ・環境浄化活動 ・相談活動 |
| | ◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・I C T教育の推進と情報モラル教育の充実 ・食育の充実 ・読書環境・指導の充実 ・通学路の安全性の確保 ・校舎、体育館、プール等の改修 ・防災教育の充実 ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置 ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修 |
| | ◎学校人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育指導者養成講座の開催 |

4) 施策の内容

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

変化の激しい社会の中で、主体的・創造的に自らの人生を切り開き、力強く生きていくための「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成します。このために、教職員の資質向上を図るとともに、地域人材等も更に積極的に活用しながら、各種教育活動の充実を図ります。特に、「確かな学力」の向上に向けて土曜授業の実施やサポートティーチャー等の雇用等を進めるとともに、特別支援教育の専門性や資質能力を有する教員の育成を図ること、基礎学力の向上や学習習慣の定着のための学習支援の実施等により、きめ細やかで個々に応じた指導を推進します。

また、その方策の一つである「G I G Aスクール構想^{※1}の実現」に向けて、多様な

※1 GIGA スクール構想…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する。

子どもたちを誰一人取り残すことなく、個に応じて資質や能力が一層確実に育成できるICT^{※1}環境を整備し、これまでの教育実践と最先端のICTを相互に活かすことで、教職員が児童生徒の能力を引き出せる指導を推進します。

全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるように「子ども未来教室」についても引き続き開催し、野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めます。

【主な事業】

- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育^{※2}の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・土曜授業
- ・武道指導の充実
- ・教職員研修の充実
- ・子ども未来教室の充実
- ・GIGAスクール構想の実現

【関連する野田市の計画】

- ・野田市教育大綱

【市民等に期待される役割】

- ・教育施策への理解

◎鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える

鈴木貫太郎記念館は、内閣総理大臣として日本を終戦に導いた鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝えるため、幼少期と最晩年を過ごした地である鈴木貫太郎翁の居宅があった場所に隣接して建設されました。吉田茂元首相や元鈴木内閣の閣僚らを中心に組織された「鈴木貫太郎記念太平会」と千葉県知事を名誉会長とする関宿町や野田市の首長などの地元関係者が中心となった「財団法人鈴木貫太郎記念会」が一体となり開館が実現したもので、その後、関宿町に移管されたあと、現在は野田市が管理しています。

館内には、鈴木貫太郎翁愛用の品々や辞令書など500点以上を所蔵し、また、昭和天皇の「御聖断」を仰ぎ、ポツダム宣言の受諾を決めた御前会議を描いた油絵「最後の御前会議」などを展示していましたが、令和元年10月以降、台風被害や耐震強度の問題から臨時休館となっており、「オール野田市」で記念館の再建に取り組んでいます。

今後も郷土の偉人である鈴木貫太郎翁を顕彰するため、鈴木貫太郎記念館の整備及び再建に取り組むとともに、引き続き鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調

※1 ICT…コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報処理及び情報通信のこと。IT（情報技術）とほぼ同義語

※2 キャリア教育…児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるように取り組んでいくこと。

査・研究や、公立小中学校における鈴木貫太郎翁に関する学習の充実、各地域の地域資源を活用した観光との融合や魅力発信にも取り組みます。

【主な事業】

- ・鈴木貫太郎記念館の再建
- ・鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調査・研究
- ・公立小中学校における鈴木貫太郎翁の出前授業や道徳授業等の充実
- ・各地域の地域資源を活用した観光との融合
- ・鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信

◎家庭・地域の教育力の向上

学校・保護者・地域が連携・協働し、児童生徒の教育活動を推進するとともに、学校における地域資源の活用及び地域教育力の再生と活性化を図るために、学校支援地域本部事業を核とした地域の社会人活用を推進します。特に、児童生徒の生きる力の育成のため、地域の人的資源を活用し、知的興味及び関心の醸成、教育環境の更なる整備を進めます。

【主な事業】

- ・地域人材の活用—学校支援地域本部事業の推進—
- ・家庭教育力の向上

【関連する野田市の計画】

- ・野田市教育大綱

【市民等に期待される役割】

- ・地域や家庭での適切な教育

◎子ども・若者の健全育成

活力あふれる野田市を実現するためには、次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行を防止できるよう安全安心な地域環境を確保する必要があります。そのため、青少年の体験活動や地域における社会活動を促進し、人や自然とのふれあいを通して世代間の交流や心身の健やかな成長を促します。

また、多様化、複雑化する不登校児童生徒が抱える悩みや不安を解消するため、適応指導や教育相談の充実を図ります。さらに、実情に即した非行防止対策を進め、家庭、学校、地域が一体となって連携協力しながら取組を推進します。

【主な事業】

- ・教育相談の充実
- ・適応指導学級の充実
- ・いじめ防止対策の推進
- ・青少年活動の支援
- ・環境浄化活動
- ・相談活動

【市民等に期待される役割】

- ・青少年育成活動への理解と家庭、学校、地域が一体となった協力
- ・問題を抱える児童生徒への理解と支援

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

児童生徒の確かな学力や健全育成を支えるため、教育環境の整備を進めるとともに、更なる情報化の進展に対応した情報教育の充実を図ります。また、食育を推進することにより、健全な食生活の維持と健康の確保を図るとともに、児童生徒の安全・安心を確保するための通学路の整備や、防犯・防災教育の推進を図ります。

加えて、学習の効果を高めるためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があるので、適正な教室数を確保し、普通教室等へのエアコン設置や洋式トイレへの改修を計画的に進めます。施設の老朽化対策については、ファシリティマネジメント※¹の考え方、計画に基づき進めていくとともに設備・備品の更新を図ります。

【主な事業】

- ・ICT教育の推進と情報モラル教育の充実
- ・食育の充実
- ・読書環境・指導の充実
- ・通学路の安全性の確保
- ・校舎、体育館、プール等の改修
- ・防災教育の充実
- ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置
- ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修

【関連する野田市の計画】

- ・野田市学校施設長寿命化計画

【市民等に期待される役割】

- ・教育施策への理解
- ・教育施設・設備の充実の必要性への理解と協力

◎学校人権教育の推進

人権問題に対する認識を深め、人権意識の醸成と人権感覚を高めるために、学校人権教育における指導者の養成を図ります。

【主な事業】

- ・学校人権教育指導者養成講座の開催

【市民等に期待される役割】

- ・人権問題に対する正しい認識

※¹ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。

5) 指標・目標値

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---|------------------------------------|----------------------|--------------------|
| 児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合 | 様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。 | 小学校63.8% 中学校62.1% | 小学校 80% 中学校 80% |

◎家庭・地域の教育力の向上

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合 | 地域の方々子どもたちに与える影響は大きく、学校の教育活動を支援することにより、①豊かな心の育成、②教員の負担感軽減、③地域教育力の向上につなげます。 | 38.7% | 80% |
| 地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合 | | 54.8% | 80% |
| 家庭教育学級の参加者数 | 公民館が開設する家庭教育に関する講座、講演会の参加者数 | 10,290人 | 11,800人 |

◎子ども・若者の健全育成

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-----------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 不登校率 | 全児童生徒人数に対する不登校の割合 | 小学校0.26% 中学校2.46% | 小学校 0.2% 中学校 2.4% |
| 適応指導学級通級生の学校復帰率 | 野田市適応指導学級の通級生に対する復帰者の割合 | 80% | 90% |

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|--------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 授業中にICTを活用して指導する能力を有する教職員の割合 | 授業において、必要な場面で積極的にICT機器を使用し、児童生徒の意欲を高めます。 | 70.5% | 100% |
| 情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合 | 最近のインターネットに係るトラブルやいじめ等が増加している中、適切な指導を行い、インターネット社会に対応できる児童生徒を育成します。 | 78.3% | 100% |
| 食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合 | 児童生徒に対する食に関する指導を推進するため、指導計画に基づき教育活動全体を通じて取り組みます。 | 32.3% | 100% |
| エアコンの設置率 | 普通教室、特別教室、管理諸室にエアコンの設置が済んだ小・中学校、幼稚園の割合 | 0% | 100% |

●基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|-------------|--------------|
| 41 | 生涯学習の推進 | ◎生涯学習の推進 |
| 42 | 郷土愛を育む学習の推進 | ◎郷土愛を育む学習の推進 |
| 43 | 生涯スポーツの推進 | ◎生涯スポーツの推進 |

2) 基本方針

市民誰もが生涯にわたって学習や文化、スポーツ活動に取り組み、その成果を適切に活かすことのできる社会が求められています。そのため、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動の推進や、地域の学習拠点である公民館、図書館、スポーツ施設等の充実を図ります。また、豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|--------------|--|
| <p>■生涯学習や郷土愛を育む学習の推進</p>  | ◎生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 生涯学習施設の整備 市民の情報活用能力の育成 市民の学習活動への環境整備 家庭教育力の向上 公民館サービスの充実 博物館機能の充実 図書館資料・情報提供機能の充実 文化会館委託文化事業の充実 児童生徒の学校外体験活動の活性化 オープンサタデークラブの充実 |
| | ◎郷土愛を育む学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存と活用 博物館機能の充実 郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書） 野田市史の刊行 郷土の偉人の顕彰 伝統文化や民俗芸能の保存・伝承 |
| | ◎生涯スポーツの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各種スポーツ施設の整備 スポーツ・レクリエーション活動の推進 サイクリングロードの整備 健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 総合公園陸上競技場の整備 総合公園野球場の整備 福田体育館の整備 旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備 |

4) 施策の内容

◎生涯学習の推進

市民が仕事や生活の中で得た知識や技術を地域に還元していただき、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図ります。

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言を行い、市民の文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組みます。地域の文化芸術の向上を図るため、積極的に文化会館等の委託文化事業を展開し、優れた舞台芸術を始めとした様々な芸術文化に触れる機会を提供するとともに市民参加型事業等、創造性のある事業についても開催し、芸術、文化活動への啓発や、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努めます。

【主な事業】

- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・生涯学習施設の整備
- ・市民の情報活用能力の育成
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・家庭教育力の向上
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館委託文化事業の充実
- ・児童生徒の学校外体験活動の活性化
- ・オープンサタデークラブの充実

【関連する野田市の計画】

- ・野田市公共施設等総合管理計画
- ・野田市社会教育施設等長寿命化計画

【市民等に期待される役割】

- ・積極的、主体的な施設の利用及び学習活動への参加
- ・学習活動の場づくりへの参加
- ・生涯学習活動等で得た知識・技術の地域への還元
- ・芸術文化に触れる機会を活用した芸術文化活動への自主的な参加及び自らの文化創造

◎郷土愛を育む学習の推進

健康スポーツ文化都市宣言に基づき、全ての市民が、郷土で育まれた豊かな歴史や伝統、郷土の偉人、自然環境などを学び、郷土への誇りや愛着をもてるまちの実現に向けて取り組みます。そのために、野田市の伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価・認識し、適切な保存に努めるとともに、これらの伝統文化や文化遺産等を整備活

用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境を実現するために、文化遺産の整備等を体系的に進めます。加えて、郷土の歴史と文化を学ぶため、博物館機能の充実を図ります。郷土の偉人である鈴木貫太郎翁や関根金次郎十三世名人、山中直治先生などを顕彰するとともに、伝統文化や民俗芸能の保存及び伝承の支援に取り組みます。

また、今日の野田市が形成される歴史的過程や自然環境を的確に把握し、それらを明確にするための郷土資料や伝承文化の収集、整理、研究を行います。それらの市史編さん事業を推進し、その成果を市史として刊行するとともに、ホームページ等で公開することにより、地域に対する理解を深め、受け継がれた伝承文化や文化遺産を後世に伝えます。

【主な事業】

- ・文化財の保存と活用
- ・博物館機能の充実
- ・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書）
- ・野田市史の刊行
- ・郷土の偉人の顕彰
- ・伝統文化や民俗芸能の保存・伝承

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・情報の提供と野田市史への関心

◎生涯スポーツの推進

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、スポーツ推進計画の見直しを図るとともに、健康スポーツ文化都市宣言を行い、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

【主な事業】

- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・総合公園陸上競技場の整備
- ・総合公園野球場の整備
- ・福田体育館の整備
- ・旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市スポーツ推進計画

【市民等に期待される役割】

- ・スポーツ活動への自主的な参加
- ・スポーツ活動の場づくりへの参加

5) 指標・目標値

◎生涯学習の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| 公民館の利用者数 | 公民館の主催、共催及び貸館の利用者数 | 429,454 人 | 464,500 人 |
| 人口一人当たりの図書館資料の貸出点数 | 市内全市立図書館の総貸出点数を人口で除して算出した貸出点数 | 6.7 点 | 7.5 点 |
| 地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合 | 家庭教育力の向上のため地域としてできることは、子どもたちが家庭や園・学校以外の多様な人々とふれあい交流することで、人間関係を学ぶ場として重要な役割を担っています。地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、家庭や子どもを支え見守ることで、保護者の子育ての不安軽減を図り、子どもの社会的成長を促します。 | 38.7% | 80% |

◎郷土愛を育む学習の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 指定文化財等の件数（累計） | 指定文化財及び登録文化財の件数 | 指定文化財 35 件 登録文化財 28 件 | 指定文化財 41 件 登録文化財 78 件 |
| 市史に関する刊行物の刊行数（累計） | 通史編・別編・資料編・報告書・目録・その他、市史に関する刊行物の累計刊行数 | 39 冊 | 71 冊 |

◎生涯スポーツの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-------------|---|-------------------|-------------------|
| スポーツ施設の利用者数 | 総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図ります。 | 593,807 人 | 654,000 人 |

●基本方針3 国際交流の推進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|--------------|---------------|
| 44 | 国際的な交流と協力の推進 | ◎国際的な交流と協力の推進 |

2) 基本方針

野田市には多くの外国人が住んでおり、今後も外国人の増加が予想されます。そのため、在住外国人が地域の構成員として地域活動へ参加、協力する機会を増加させるなど、在住外国人と地域との交流の活性化を図り、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、近年の国際化が進む社会状況等も踏まえ、国際交流の機会や場の充実を図り、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適應できる人材の育成等に取り組みます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|-----------------|---------------|--|
| <p>■国際交流の推進</p> | ◎国際的な交流と協力の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び国際交流協会等と協働による国際交流の推進 ・多言語による生活情報の提供の充実 |

4) 施策の内容

◎国際的な交流と協力の推進

地域における多文化共生を推進するため、国際交流イベント等のボランティア活動を行う国際交流協会等の市民活動団体と協働により、市民の異文化交流の推進、外国人への日本語学習指導、また在住外国人等に向けた多言語翻訳サービス等のICTを活用した情報提供の充実等に取り組み、外国人が暮らしやすい地域社会の構築を推進します。

また、児童生徒等、市民が外国の文化とふれあい、異文化への理解を深めるため、国外都市との友好事業の実施に向けて検討を進めます。

【主な事業】

- ・市民及び国際交流協会等と協働による国際交流の推進
- ・多言語による生活情報の提供の充実

【市民等に期待される役割】

- ・草の根レベルでのボランティア活動への積極的な参加
- ・地域に居住する外国人との相互理解
- ・外国人が暮らしやすい環境づくり

5) 指標・目標値

◎国際的な交流と協力の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------------------------|---|-------------------|-------------------|
| 国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数 | 国際交流協会が、地域住民と在住する外国人との交流の場として、毎年開催する「国際交流フェスタ」の参加者数 | 300 人 | 600 人 |
| 国際交流協会開催の日本語教室の参加者数 | 国際交流協会において、日本語が上手く話せない外国人のために開催している日本語教室の参加延べ人数 | 1,387 人 | 1,800 人 |

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|-------------------------|-------------|
| 45 | 市民の防犯意識の向上 | ◎防犯まちづくりの推進 |
| 46 | 地域連携による防犯パトロールの推進 | |
| 47 | 防犯に役立つ施設整備の推進 | |
| 48 | 家族・地域住民・市が一体となった防災対策の実施 | ◎防災まちづくりの推進 |
| 49 | 自治会等の組織の活性化 | |
| 50 | 防災教育の推進 | |
| 51 | 風水害対策の充実 | |
| 52 | 防犯・防災情報の収集・発信、共有化、活用 | |
| 53 | 市の防災体制の強化 | |
| 54 | 防災拠点の整備 | |
| 55 | 災害時要支援者対策の検討 | ◎消防体制の充実 |
| 56 | 地域における消防体制の充実 | |

2) 基本方針


市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助^{※1}」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|-------------|-------------|---|
| ■防犯・防災対策の推進 | ◎防犯まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心メール「まめメール」 ・防犯体制、防犯活動の推進 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ・空き家の適正管理の指導 |

^{※1}自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|-------------|--|
|  | ◎防災まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進 水質事故等における大規模断水対策の推進 防災情報ネットワークの活用 武力攻撃災害等に対する取組 備蓄の推進 排水機場の運転・管理 水防対策の強化 自主防災組織の育成 避難行動要支援者支援計画の推進 |
| | ◎消防体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 救急業務の高度化 市民と消防団の連携 予防査察体制の充実 応急手当の普及啓発活動の推進 消防車両の充実強化 消火栓・防火水槽の整備 消防団拠点施設の整備 消防団用装備等の整備 消防団の活性化 |

4) 施策の内容

◎防犯まちづくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備を促進し、防犯力の向上を図ります。

また、安全安心メール「まめメール」により不審者情報を配信することで、情報を共有し、家庭・学校・地域が連携して子どもたちの見守りを推進するとともに、子どもたちの安全に対する意識の高揚や安全安心な社会環境を推進します。

空き家について、適正管理を指導するとともに、空き家バンク制度^{※1}の周知を行い、空き家の有効活用を推進します。

【主な事業】

- 安全安心メール「まめメール」
- 防犯体制、防犯活動の推進
- 防犯灯、防犯カメラの整備
- 空き家の適正管理の指導

【市民等に期待される役割】

- 子どもたちを犯罪から守るための家庭、学校、地域の連携協力
- 自主防犯組織への積極的な参加
- 空き家の適正管理

^{※1} 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度

◎防災まちづくりの推進

災害から、市民の生命、財産を守るため、防災、減災対策に取り組みます。野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水質事故等により大規模な断水が発生した場合は、迅速に広報や応急給水を行うための対策を推進します。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。

また、洪水ハザードマップ^{※1}を活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

過去の災害の教訓から、行政による公助だけでは全ての被災者を迅速に支援することには限界があります。災害に対しては、自分自身の命は自分で守る自助が重要になることから、住民の防災意識を高め、各家庭における循環備蓄や分散避難の必要性を認識し、事前に一人ひとりが災害時に自分自身が取る避難行動を時系列に決めておく（マイタイムライン）など、平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。

地域においては、災害時に共に助け合う共助による防災体制として、自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

加えて、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置促進及び住宅で使用する火気器具等の使用実態にあった防火指導を実施します。

【主な事業】

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

【関連する野田市の計画】

- ・水道ビジョン野田
- ・水道事業短期マネジメント計画

^{※1}洪水ハザードマップ…河川が大雨によって氾濫し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果の例に基づいて、浸水する範囲及びその程度並びに避難場所を示した地図

- ・野田市地域防災計画
- ・野田市耐震改修促進計画
- ・野田市水防計画
- ・野田市避難行動要支援者支援計画

【市民等に期待される役割】

- ・住宅用火災警報器の設置
- ・応急給水活動への理解と協力
- ・非常用の食料、水、備品等の最低限の備蓄
- ・自分の身は自分で守る「自助」の意識を持つこと
- ・防災意識の高揚
- ・自主的な防災体制づくり
- ・防災訓練等への積極的な参加
- ・個人宅の雨水浸透柵設置の推進
- ・避難行動要支援者支援計画に対する理解と協力

◎消防体制の充実

市民を火災その他の災害から守るため、火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地震及び風水害等の各種災害対策等、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

【市民等に期待される役割】

- ・地域防災力の充実強化（消防団への加入等）への理解と協力

5) 指標・目標値

◎防犯まちづくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|------------|--|-------------------|-------------------|
| 自主防犯組織の組織率 | 犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。 | 82.4% | 100% |

◎防災まちづくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------|--|-------------------|-------------------|
| 自主防災組織の組織率 | 大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。 | 46.4% | 80% |
| 住宅用火災警報器の設置率 | 住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。 | 72.4% | 100% |

◎消防体制の充実

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-----------------|---|-------------------|-------------------|
| 救急救命士数 | 救急救命士の養成目標人数 | 28 人 | 38 人 |
| 消防団員数 | 消防団員確保の目標人数 | 763 人 | 860 人 |
| 公共施設への AED の配備率 | 公共施設 101 か所への AED の配備を進めます。 | 71.3% | 100% |
| 予防査察執行率 | 防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。 | 20.3% | 50% |

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 2 安全で快適な都市基盤の整備

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|----------------------------|------------------------|
| 57 | 子どもの交通安全の推進 | ◎交通安全の推進 |
| 58 | 交通ルール・マナーの徹底 | |
| 59 | 道路交通網の整備 | ◎道路交通体系の整備 |
| 60 | 歩行者にやさしい歩道整備 | |
| 61 | 道路の維持管理の推進 | |
| 62 | 美しい街路樹の創出と維持管理 | ◎魅力ある景観の形成 |
| 63 | 歴史的な街並みの保存 | |
| 64 | 公園の有効利用と維持管理 | ◎地域による公園等利活用の促進 |
| 65 | 道路等のインフラ整備による移動利便性と都市魅力の向上 | ◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 |
| 66 | 歩行者・自転車の交通環境の向上 | |
| 67 | 個性と魅力あふれる市街地の形成 | ◎個性と魅力あふれる市街地の形成 |

2) 基本方針

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実を図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのような資源やみどりを活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|------------------------|---|
| <p>■安全で快適な都市基盤の整備</p>  | ◎交通安全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 交通安全団体への支援 交通安全指導の充実 |
| | ◎道路交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 千葉北西連絡道路の整備促進 県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進 県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進 県道結城野田線の整備促進 県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進 県道川間停車場線の整備促進 県道我孫子関宿線の整備促進 東西に連絡する道路の整備促進 県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進 都市計画道路中野台中根線の整備 都市計画道路堤台柳沢線の整備 都市計画道路清水公園駅前線の整備 バリアフリーの推進 市道の整備 |
| | ◎魅力ある景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 街路樹の整備 公共事業による積極的な景観形成 景観計画の策定及び景観条例の制定 「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備） |
| | ◎地域による公園等利活用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 身近な公園、緑地等の整備 総合公園の整備 |
| | ◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業の促進 愛宕駅周辺地区のまちづくり 野田市駅西土地区画整理事業 梅郷駅西土地区画整理事業 市営住宅維持管理修繕事業 住宅改修支援事業 民間賃貸住宅居住支援事業 透水性舗装の推進 市道の維持修繕事業の推進 交通安全施設の整備 私有道路敷舗装の推進 歩道・自転車通行帯等の整備 道路台帳の電子化 |
| | ◎個性と魅力あふれる市街地の形成 | <ul style="list-style-type: none"> 次木親野井特定土地区画整理事業 台町東特定土地区画整理事業 駐輪場の整備 土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画） |

4) 施策の内容

◎交通安全の推進

市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちにするためには、市民一人一人が交通マナーやルールを守ることが重要です。

そのため、交通安全団体への支援を行うとともに、交通安全教室等を開催し、交通安全知識の普及を図ります。

【主な事業】

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

【市民等に期待される役割】

- ・交通安全教室への積極的な参加
- ・交通ルールを守る意識の高揚と交通マナーの向上

◎道路交通体系の整備

周囲を河川に囲まれた野田市においては、国及び県が所管する河川橋梁や幹線道路は、他県へのアクセスや物流、産業等に重要な道路であることから、県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。

そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

【主な事業】

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市エンゼルプラン（第5期計画）

【市民等に期待される役割】

- ・道路整備への理解と協力

◎魅力ある景観の形成

野田市の伝統文化や文化遺産等の意義、価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境の実現に向けて整備等を進めます。

街路樹は、みどりの創出、道路の景観向上、更には防火等の機能も果たしていることから、街路樹の適正な管理を行い、街並みの良好な景観の維持を図るとともに、みどりの保全や創出に向けた緑化を推進します。

水辺景観や田園景観の保全等の自然・地形を活かした景観形成や、野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成、点在する身近な歴史的資源の保全と活用等、歴史・文化・産業の蓄積を活かした景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。また、公共施設の改良の際も、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を実践することにより、景観の方向性を広く市民に示します。

なお、環境に配慮した街路樹の整備や野田市の特性を活かした道路整備等においては、時代のニーズに適應した合理的な整備を推進します。

【主な事業】

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

【関連する野田市の計画】

- ・景観形成計画

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・街路樹の樹種の選定や管理への積極的な参加
- ・景観計画策定への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎地域による公園等利活用の促進

公園は、市民の憩いの場として、また、子どもたちが安全・安心に遊べる場として都市における貴重な空間となっています。そのため、今後も公園機能の維持・増進を図るよう適正な管理を行います。また、市民の多様なスポーツレクリエーション等のニーズに対応するため、総合公園やスポーツ公園等の整備も行います。

【主な事業】

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

【市民等に期待される役割】

- ・公園等の積極的な活用及び管理

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性を確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。

なお、現在の国の下水道施設設置基準（時間雨量 50 ミリ）を上回る近年の異常気象によるゲリラ豪雨等については、被害軽減を行うための地域に応じた対策（調整池等）を行います。

生活に密着した道路における拡幅整備やボトルネック^{※1}の解消等を推進するとともに、便利で快適な生活の実現のため、日常生活に身近な生活道路として、人や環境への優しさを配慮しながら、市道の整備点検を推進します。また、管理橋梁の老朽化等に伴い、橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕も進めます。

自転車については、安全な通行が可能となるような自転車通行空間の確保に向けた検討を行い、通行帯等の整備を進めます。

既存の市営住宅を適切に維持するためには、長期的・計画的に維持管理し、長寿命化を図るとともに、高齢者等に配慮したバリアフリー化を進める必要があります。新たな市営住宅の供給については、住宅を取り巻く環境が市営住宅を建設していた当時とは大きく変わり、市営住宅の応募倍率は近年下がっています。このような状況を踏まえ、市営住宅の供給という役割も薄れている状況から、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。

住まいに関する相談窓口において、高齢者や障がい者のための住宅改修等の相談や、耐震相談、耐震改修の助成等、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

住宅市場において自力では適正な居住水準を確保できない世帯の安定を図るためには、住宅セーフティネットの構築を図ることも重要です。そのため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業により、ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供や連帯保証人がいない場合の支援等を行うことにより、入居の機会の確保及び入居後

※1 ボトルネック…道路の幅が急に細くなるなど、車の流れが阻害されること。

の安定した居住の継続を支援します。また、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業により緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等や配偶者からの暴力による被害女性世帯で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対して賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

【関連する野田市の計画】

- ・野田市国土強靱化地域計画
- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市都市計画マスタープラン
- ・野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・社会資本総合整備計画（土地区画整理事業）

【市民等に期待される役割】

- ・駅前広場や駅前線整備への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善等を行うとともに地区計画により、無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。

また、駅周辺の放置自転車の解消を図るため、駐輪場の整備も進めます。鉄道利用者の多くが自転車を利用していることから、市内鉄道各駅の今後の整備を計画的に推進します。

【主な事業】

- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・駐輪場の整備
- ・土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

【市民等に期待される役割】

- ・周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備への理解と協力
- ・自転車利用のモラルの向上
- ・放置自転車対策への理解と協力

5) 指標・目標値

◎道路交通体系の整備

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-------------------|---|-------------------|-------------------|
| 県道（主な事業 5 路線）の整備率 | 整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道 5 路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。 | 44.9% | 100% |
| 市道（主な事業 4 路線）の整備率 | 整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道 4 路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉春線）の整備の進捗状況を表す指標です。 | 55.4% | 100% |

◎魅力ある景観の形成

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|---------------------|---|----------------------|----------------------|
| 新設・既存街路樹（高木）の本数（累計） | 今後新設される街路樹は 198 本、既存の街路樹は 6,017 本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。 | 6,017 本 | 6,215 本 |
| 標柱、解説板の設置数（累計） | 文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数 | 解説板 15 基 標 柱 45 基 | 解説板 24 基 標 柱 54 基 |

◎地域による公園等利活用の促進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積） | 公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民一人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた標準値 10.0 m ² /人を上回っています。 | 193.39ha (12.37 m ² /人) | 195.84ha (12.89 m ² /人) |

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率 | 駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 8.7% | 100% |
| 愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率 | 愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 85.6% | 100% |
| 愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率 | 愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 0% | 100% |
| 連続立体交差事 業の進捗率 | 連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 9.6% | 100% |
| 梅郷駅西土地 区画整理事業の 進捗率 | 梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 89.4% | 100% |

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 3 公共交通の充実

1) 市民の意見


| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|--------------------------------------|---------------------|
| 68 | まめバス等の交通機関の充実 | ◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 |
| 69 | 東武野田線の複線化の実現 | |
| 70 | 東京直結鉄道について | |
| 71 | 鉄道の整備・改善による基幹的な移動手段の確立による利便性の高いまちづくり | |
| 72 | 市内バス網の整備による誰もが気軽に移動できる交通手段の整備 | |

2) 基本方針

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|---------------------|---|
| <p>■公共交通の充実</p>  | ◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京直結鉄道の整備促進 ・鉄道建設基金の積立 ・東武野田線の複線化の促進 ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等 ・バス路線の維持・整備 |

4) 施策の内容

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、事業化への条件を満たすために補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。なお、鉄道建設のための基金については、財政見通しを考慮しつつ積立を行います。さらに、検討調査の結果を踏まえ、整備主体の設立、営業主体の調

整を行い、事業化の推進を図ります。

東武野田線の全線区間のうち、春日部駅－運河駅間だけが複線化が決定されていません。連続立体交差事業や清水公園駅周辺等の沿線まちづくりが進む中、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるように関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。

市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

【主な事業】

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等
- ・バス路線の維持・整備

【市民等に期待される役割】

- ・東京直結鉄道の整備への理解と協力
- ・東武野田線の複線化の促進への協力
- ・東武野田線の積極的な利用
- ・路線バス・まめバスの積極的な利用

5) 指標・目標値

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------|----------------------|-----------------|-----------------|
| まめバス利用者数 | まめバスの年間利用者数 | 306,765人 | 320,000人 |
| 民間バス路線数 | 民間バス事業者が市内を運行するバス路線数 | 16路線 | 16路線 |

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針1 協働によるまちづくりの推進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|--|------------------|
| 73 | 市政やまちづくりへの市民参加を促進させる仕組みづくり | ◎市民参加を促進する仕組みづくり |
| 74 | 協働の仕組みづくりの推進 | ◎協働の仕組みづくりの推進 |
| 75 | 地域の支え合いによるまちの活性化 | ◎互いに支え合う地域づくりの推進 |
| 76 | 心のバリアフリーを大切にした支え合いの促進(高齢者、障がい者、子育て世代への支援の充実) | |
| 77 | 災害等の不測の事態に備えた普段のコミュニケーションの促進 | |
| 78 | 市民のふれあい、交流、情報共有等の拠点づくり | ◎ふれあい、交流の拠点づくり |
| 79 | 自治会を核としたコミュニティの強化 | ◎地域コミュニティの強化 |

2) 基本方針


多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働^{※1}によるまちづくりが重要です。そのため、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

※1 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|------------------|---|
| ■協働によるまちづくりの推進  | ◎市民参加を促進する仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> 市民参加手法の検討 住民投票制度の運用 パブリック・コメント手続の運用 審議会等の公募委員の拡充 市民活動団体への支援 |
| | ◎協働の仕組みづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 「市長への手紙」及び「市政メール」の活用 「市長と話そう集会」の活用 「市長と話そう（手紙編）」の活用 市政懇談会の実施 地区社会福祉協議会活動の推進 |
| | ◎互いに支え合う地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 防犯体制、防犯活動の推進 自主防災組織の育成 |
| | ◎ふれあい、交流の拠点づくり | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体等の情報提供 地域における子育て支援サービスの充実 高齢者の交流促進 |
| | ◎地域コミュニティの強化 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動活性化の推進 地区集会施設整備への支援 多世代交流センターの設置 |

4) 施策の内容

◎市民参加を促進する仕組みづくり

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、市民の手によるまちづくりアイデアの募集等、市民参加の手法を検討し、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。また、パブリック・コメント手続^{※1}の運用及び審議会等への公募委員の拡充、住民投票制度の運用等により、市政に対する公平の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図り、開かれた市政運営を目指します。

加えて、介護保険法等の改正等により、NPO法人やボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、その担い手となる市民活動団体の育成・支援を行います。

【主な事業】

- 市民参加手法の検討
- 住民投票制度の運用
- パブリック・コメント手続の運用
- 審議会等の公募委員の拡充
- 市民活動団体への支援

【関連する野田市の計画】

- 行政改革大綱実施計画

^{※1}パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続

【市民等に期待される役割】

- ・市民参加の機会への積極的な参加
- ・まちづくりの取組への積極的な参加
- ・まちづくりに関心を持つこと
- ・パブリック・コメント手続及び審議会等への公募を活用した市政への積極的な参加
- ・市民活動団体への積極的な参加
- ・市民活動団体の安定的な運営

◎協働の仕組みづくりの推進

市政懇談会等を通して、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。

【主な事業】

- ・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
- ・「市長と話そう集会」の活用
- ・「市長と話そう（手紙編）」の活用
- ・市政懇談会の実施
- ・地区社会福祉協議会活動の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

- ・まちづくりの取組への積極的な参加

◎互いに支え合う地域づくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。

災害対策基本法の改正に伴い、自助、共助、公助^{※1}の連携が明記されたことから、共助として自治会等を単位とする自主防災組織の設立を推進し、地域の防災力向上を図ります。

地域においては、市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。

【主な事業】

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

^{※1} 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

【市民等に期待される役割】

- ・ 自主防犯組織への積極的な参加
- ・ 防災訓練等への積極的な参加
- ・ 自主的な防災体制づくり

◎ふれあい、交流の拠点づくり

市民活動支援センターの機能体制を強化し、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、市民活動支援センターのホームページで市民活動団体が行うイベントや会員募集等の情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信します。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図るとともに、えんがわ等の事業の充実により、高齢者の交流促進を図ります。

【主な事業】

- ・ 市民活動団体等の情報提供
- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 高齢者の交流促進

【関連する野田市の計画】

- ・ 野田市エンゼルプラン
- ・ 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

- ・ 市民活動団体への積極的な参加

◎地域コミュニティの強化

東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、地域コミュニティの核となる自治会等への加入率が減少傾向にあります。自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

【主な事業】

- ・ 自治会活動活性化の推進
- ・ 地区集会施設整備への支援
- ・ 多世代交流センターの設置

【市民等に期待される役割】

- ・ 自治会活動への積極的な参加
- ・ 地域住民同士が交流を深めること

5) 指標・目標値

◎市民参加を促進する仕組みづくり

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 審議会等の公募委員の人数 | 審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。 | 26 人 | 55 人 |

◎互いに支え合う地域づくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|------------|--|-------------------|-------------------|
| 自主防犯組織の組織率 | 犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。 | 82.4% | 100% |

◎ふれあい、交流の拠点づくり

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------------------|---|---|--|
| 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数 | 子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内 8 つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。 | 101,666 人 (69,756 人) ※ () 内は 子ども館利用者数 | 191,700 人 (159,800 人) ※ () 内は 子ども館利用者数 |

◎地域コミュニティの強化

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|---------|--|-------------------|-------------------|
| 自治会の加入率 | 自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。 | 73.4% | 81% |

●基本方針2 情報発信・共有の充実

1) 市民の意見



| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|---------------------|-------------|
| 80 | 市民が必要とする情報の迅速・的確な発信 | ◎迅速・的確な情報提供 |

2) 基本方針

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|-------------|---|
| <p>■情報発信・共有の充実</p>   | ◎迅速・的確な情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・情報提供マニュアルの見直し及び活用 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現 ・情報公開制度の充実 |

4) 施策の内容

◎迅速・的確な情報提供

情報通信技術や情報処理技術が急速に進展していく中で、情報通信技術の利活用促進に向けた基盤整備が重要となっていることから、携帯電話やスマートフォン、タブレットといったモバイル端末^{※1}等を利用した情報提供を推進します。

また、公衆無線LAN^{※2}環境の整備の検討等により、防災情報ネットワークシステム構築に努めるとともに、公衆無線LANを使ったインターネット接続サービスの利用で市民の積極的なコミュニティ参加を図り、情報発信や交流を通して地域の活性化につなげます。

情報の受け手に配慮した分かりやすい情報提供を目指し、情報提供マニュアルの見直しや周知の徹底を図ります。加えて、野田市が置かれている状況と市政の状況に対する市民の理解が深まるよう、情報提供マニュアルに基づき、市報、ホームページ等の充実に努めるとともに、情報化の進展に対応し、様々なメディアによる情報提供を推進します。

※1 モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

※2 公衆無線LAN…電波でデータの送受信を行うことができるよう無線通信を使用してインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ることで、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展を目指します。

【主な事業】

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動^{※1}の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

【市民等に期待される役割】

- ・情報提供の充実への理解と協力
- ・市報等を通じて市政に関心を持つこと
- ・情報公開制度への理解と有効活用

5) 指標・目標値

◎迅速・的確な情報提供

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|--------------------|---|-----------------|-----------------|
| 市ホームページ 年間アクセス数 | パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。 | 851,814 件 | 1,773,000 件 |

^{※1}パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動

●基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進


1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|-------------|--------------|
| 40 | 人権教育の推進 | ◎人権教育の推進 |
| 81 | 男女共同参画社会の推進 | ◎男女共同参画社会の推進 |

2) 基本方針

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|--------------|---|
| <p>■人権尊重・男女共同参画社会の推進</p>  | ◎人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・啓発資料の作成配布 ・隣保館事業の充実 ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進 ・企業人権教育研修の実施 ・社会人権学習講座の実施 |
| | ◎男女共同参画社会の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画促進 ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり |

4) 施策の内容

◎人権教育の推進

市民一人一人が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現するため、人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく取組を推進し、学校等の様々な場において人権教育と啓発を図ります。女性、子ども等に係る人権課題についても正しい理解と意識改革を図るため、講演会等を通じて啓発に努めます。

また、あらゆる差別の問題を扱う人権教育の充実を図り、人権尊重意識の一層の高揚に努めます。

【主な事業】

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

【関連する野田市の計画】

- ・野田市男女共同参画計画
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画

【市民等に期待される役割】

- ・人権問題に対する正しい認識

◎男女共同参画社会の推進

性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。

また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター^{※2}を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。

また、DVと児童虐待は密接に関連していることから、関係機関との情報共有を強化し一体的に支援します。

【主な事業】

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

【関連する野田市の計画】

- ・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
- ・野田市男女共同参画計画

【市民等に期待される役割】

- ・男女共同参画社会実現のための取組への理解と協力

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

※2 シェルター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく施設で、DV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及びることを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護を行う。

5) 指標・目標値

◎人権教育の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--|--|----------------------|-----------------------|
| 自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合 | 人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。 | 27.7% | 26% |
| 人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合 | 人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。 | 28.8% | 31.5% |
| 社会人権学習講座の参加者数 | 公民館、福社会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数 | 公民館 78人 福社会館 139人 | 公民館 120人 福社会館 150人 |

◎男女共同参画社会の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|------------------|---|-------------------|-------------------|
| 審議会等における女性委員の登用率 | 政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。 | 45% | 50% |

●基本方針1 地域産業の振興

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|---------------------------|----------------------------|
| 82 | 商店街の活性化等、商業地域の魅力向上 | ◎商業の魅力向上による商店街等の活性化 |
| 83 | 生産意欲の向上、集約化等による持続可能な農業の推進 | ◎農業の活性化の推進 |
| 84 | 農業の担い手育成と若者営農希望者の確保 | |
| 85 | 事業創出や起業を担う人材の育成 | ◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成 |
| 86 | 工業の振興 | |

2) 基本方針

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっており、耕作放棄地も増加しています。今後の持続可能な農業の推進に当たっては、農地の集約化等により農業従事者の経営基盤の強化を図り収益性を高めていくとともに、新たな農業の担い手として若手の新規就農者の育成や民間企業等の参入を促進します。また、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。さらに、みどりの食料システム戦略等の農業政策や社会情勢の変化に対し適切に対応します。

少子高齢化や生活スタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化、環境や健康等に対する意識の高まりといった社会環境の変化は、起業や新たな事業創出のきっかけとなることが考えられます。野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進し、起業支援や新たな事業の創出につなげます。

工業については、長い歴史と伝統を持つ醤油醸造業を始め、金属・機械・物流を中心とした6つの工業団地が立地しており、野田市の活力を支えてきました。しかし、国際化や経済のグローバル化^{※1}が進み、産業構造が大きく変化している中で、更なる発展に向けて、異業種交流、産学官連携による技術革新、グローバル化への対応等を促進させる取組を進めます。

※1 グローバル化…世界的規模に拡大すること。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|----------------------------|--|
| ■地域産業の振興  | ◎商業の魅力向上による商店街等の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地商業等活性化関連事業 ・ 買物弱者対策 ・ 商店街共同施設設置事業 ・ 共同駐車場確保事業 ・ 商店会販売促進事業 ・ 各種融資制度による事業経営の支援 ・ 経営普及改善事業への支援 ・ 異業種交流の推進 ・ 起業家支援事業 ・ 商品開発支援事業 |
| | ◎農業の活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業 ・ 利子補給事業 ・ アグリサポート（援農制度）の推進 ・ 担い手農家への支援 ・ 生産調整推進事業 ・ 青果物価格安定事業 ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 水田営農確立対策事業 ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・ 水質保全対策の推進 |
| | ◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業振興・活性化方策の検討 ・ 産学官交流の推進 ・ 地域職業訓練協会への支援 ・ 雇用促進奨励金の交付 ・ 起業家支援事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 土地区画整理事業による工業団地整備事業 ・ 都市計画マスタープランの見直し |

4) 施策の内容

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

消費者の新たな需要は、スーパーマーケットや通信販売等に向けられており、かつてのような中心市街地の商店会のにぎわいを取り戻すことは難しい状況にあるため、既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度^{※1}や空き店舗等活用補助金制度^{※2}のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

※1 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度

※2 空き店舗活用補助金制度…空き店舗に出店する方に、空き店舗の賃借料及び改修費の一部を補助する制度

【主な事業】

- 中心市街地商業等活性化関連事業
- 買物弱者対策
- 商店街共同施設設置事業
- 共同駐車場確保事業
- 商店会販売促進事業
- 各種融資制度による事業経営の支援
- 経営普及改善事業への支援
- 異業種交流の推進
- 起業家支援事業
- 商品開発支援事業

【市民等に期待される役割】

- 中心市街地活性化対策への理解
- 中小企業の経営基盤強化のための支援事業の活用

◎農業の活性化の推進

農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地の解消のため、新規就農者の発掘や地域営農の育成に努め、担い手となる農業者にブロックローテーション^{※1}等により農地を集約し、さらに、機械化による大規模化を進め、制度資金や援農制度の利用等により経営の安定化を図り水田営農の確立を進めます。あわせて、かんがい排水事業により農業基盤を整備するとともに、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。

また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、みどりの食料システム戦略等の農業政策や社会情勢の変化に適切に対応し、農業経営安定のための対策を講じます。

【主な事業】

- 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- 利子補給事業
- アグリサポート（援農制度）の推進
- 担い手農家への支援
- 生産調整推進事業
- 青果物価格安定事業
- 飼料用米を活用した耕畜連携事業
- 農業経営高度化の推進
- 水田営農確立対策事業
- 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- 水質保全対策の推進

^{※1}ブロックローテーション…米の集団転作として生産調整を行うため、耕地を3ブロックに分け、水稻以外の作物を順次、移動させて作付けする方法

【市民等に期待される役割】

- 農地の流動化への積極的な協力
- 転作地の集団化等への協力
- 地産地消への理解と協力

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

社会情勢の変化に対応するため、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携を促進させ、事業の創出へつなげるとともに、国の地方創生施策に注視しつつ、多様な就業機会を創り出し、新たな産業の受皿として工業団地の造成を検討します。あわせて、起業家を支援するとともに、就労機会を確保するため職業訓練を支援し、人材育成を図ります。

また、広域幹線道路ネットワークの強化に合わせ、関宿地域の活性化策等、新しい産業を創出し、地方創生につながる施策を検討します。

都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な事業】

- 工業振興・活性化方策の検討
- 産学官交流の推進
- 地域職業訓練協会への支援
- 雇用促進奨励金の交付
- 起業家支援事業
- 農業経営高度化の推進
- 土地区画整理事業による工業団地整備事業
- 都市計画マスタープランの見直し

【関連する野田市の計画】

- 野田市都市計画マスタープラン

【市民等に期待される役割】

- 地域産業振興への理解と協力

5) 指標・目標値

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------------|---|-----------------|-----------------|
| 商店会が実施するイベント、販売促進事業数 | 各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。 | 9事業 | 18事業 |

◎農業の活性化の推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|------------|--|-------------------|--------------------|
| 認定農業者数(累計) | <p>農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保する必要があるため、認定農業者数を指標とします。</p> <p>認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者(法人を含む。)です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。</p> | 103 人 (うち法人 7) | 200 人 (うち法人 14) |

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------------|--|-------------------------------|-------------------|
| 工業関係事業所の製造品出荷額 | 市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。 | 3,625 億円 (平成 24 年工業統計調査より) | 4,713 億円 |

●基本方針2 観光・イベントの振興

1) 市民の意見


| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|------------------------------------|-------------------|
| 87 | まつりやイベント等の活用、効果的な情報発信による新たなにぎわいの創出 | ◎まつりやイベントの活用 |
| 88 | 各種地域資源等の活用・PRによる交流人口の拡大 | ◎地域資源を活用した交流人口の拡大 |

2) 基本方針

野田市には、多くの歴史、文化資源が存在しており、コウノトリをシンボルとした自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組を進めています。このような多様な地域資源を活用し、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、情報を発信することで野田市独自の観光振興につなげるとともに、交流人口を拡大することが求められています。

そのため、市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|--|-------------------|--|
| <p>■観光・イベントの振興</p>  | ◎まつりやイベントの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント・まつりの振興 ・観光PRの推進 ・観光資源の洗い出し ・観光集客事業の促進 ・コウノトリの舞う里づくり ・サイクリングロードの整備 ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 |
| | ◎地域資源を活用した交流人口の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木貴太郎記念館を始めとする地域資源を活用した観光との融合 ・道の駅整備事業 ・野田市の魅力発信事業 ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 ・コウノトリの舞う里づくり ・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討 ・総合公園周辺における地域資源の連携の検討 ・博物館機能の充実 ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 ・サイクリングロードの整備 ・江戸川舟運の推進 |

4) 施策の内容

◎まつりやイベントの活用

伝統行事を振興するとともに、市内各地で開催されている夏まつりを一つのイベントとして市外への情報発信を行いつつ、まつりやイベントの充実により、観光のPRの推進を図り、にぎわいの創出に取り組みます。

ウォーキング大会や市民大会などのスポーツイベントを通じて、全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、健康スポーツ文化都市宣言を行うとともに、スポーツ推進計画の見直しを図り、ハード・ソフトの両面のスポーツ環境の充実を図ります。

【主な事業】

- ・地域イベント・まつりの振興
- ・観光PRの推進
- ・観光資源の洗い出し
- ・観光集客事業の促進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・サイクリングロードの整備
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進

【市民等に期待される役割】

- ・地域イベント・まつりへの積極的な参加
- ・観光資源の再認識
- ・観光資源の保存と活用への理解と協力
- ・スポーツ活動への自主的な参加

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

歴史的建造物や豊かな自然等の地域資源を活用し、市外からの集客を高めるための情報発信を行います。また、環境に優しく住みやすい野田市を広くPRするため、コウノトリをシンボルとした生物多様性を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

市民が直接参加しながら学び、研究し、交流する場としての博物館として、特別展・企画展を充実させ、市民が地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持てるようにします。また、野田市の伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、快適で心地よい生活環境を実現するため、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりを進めます。

他にも、サイクリングロードや河川空間など地域資源の掘り起こしを行うとともに、サイクリング、カヌー、スカイスポーツなどの市の魅力をあらゆる角度から、情報発信します。

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、健康スポーツ文化都市宣言及びその推進を行い、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。

市の特性と特色ある地域資源を活かし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠

点となる「道の駅」を整備します。

【主な事業】

- 鈴木貫太郎記念館を始めとする地域資源を活用した観光との融合
- 道の駅整備事業
- 野田市の魅力発信事業
- 健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- コウノトリの舞う里づくり
- 地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討
- **観光農園の推進**
- 総合公園周辺における地域資源の連携の検討
- 博物館機能の充実
- ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- サイクリングロードの整備
- 江戸川舟運の推進

【関連する野田市の計画】

- 野田市スポーツ推進計画

【市民等に期待される役割】

- 生物多様性の取組への理解と協力
- 資源循環型農業への理解と協力
- 来訪者への理解と協力（おもてなし）
- 居住する地域への理解
- 文化事業への自主的な参加
- 文化財保護への理解と協力
- スポーツ活動への自主的な参加

5) 指標・目標値

◎まつりやイベントの活用

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------|---|-----------------|--------------------------------------|
| 観光イベントの入込客数 | 観光イベント(さくらまつり、つつじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり躍り七夕、関宿まつり、産業祭)の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。 | 664,000人 | 744,000人 (令和5年度から令和12年度までの最大入込客数) |

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------|---------------------|--|--|
| 博物館の入館者数 | 郷土博物館、鈴木貫太郎記念館の入館者数 | 郷土博物館 31,328人 鈴木貫太郎記念館 4,811人 | 郷土博物館 34,500人 鈴木貫太郎記念館 5,400人 |

●基本方針3 定住の促進

1) 市民の意見

| No. | 市民と委員の意見の方向 | 反映した施策 |
|-----|----------------------|-------------------|
| 89 | 生活環境の整備と魅力向上による定住の促進 | ◎生活環境の充実と情報発信の強化 |
| 90 | 文化・教育水準の向上 | ◎文化・教育水準の向上 |
| 91 | 計画的なまちづくりの推進 | ◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 |
| 92 | 駅前整備の推進 | |
| 93 | 福祉のまちづくりの推進 | |

2) 基本方針


持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組めます。

3) 施策の体系

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|---|------------------|--|
| <p>■定住の促進</p>  | ◎生活環境の充実と情報発信の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活情報の提供強化 消費生活に係る相談機能の充実 一般社団法人野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援 子育て支援の充実 多様な保育サービスの充実 学童保育サービスの充実 携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 市報、ホームページ等による情報提供の充実 パブリシティ活動の強化 誰もが利用しやすいホームページの実現 野田市の魅力発信事業 自治体DX^{※1}の推進による住民サービスの充実 |

※1自治体DX…自治体が行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと。

| 基本方針 | 施策 | 主な事業 |
|------|-------------------|--|
| | ◎文化・教育水準の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 市民の学習活動への環境整備 公民館サービスの充実 博物館機能の充実 図書館資料・情報提供機能の充実 文化会館委託文化事業の充実 少人数指導の推進 大学等との連携による理数科教育の充実 英語教育の充実 キャリア教育の充実 土曜授業 |
| | ◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業の促進 愛宕駅周辺地区のまちづくり 野田市駅西土地区画整理事業 梅郷駅西土地区画整理事業 次木親野井特定土地区画整理事業 台町東特定土地区画整理事業 都市計画マスタープランの見直し 市街地における住居の表示の整備 市街化調整区域の都市的土地利用 東京直結鉄道の整備促進 東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定 |

4) 施策の内容

◎生活環境の充実と情報発信の強化

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。

【主な事業】

- 消費生活情報の提供強化
- 消費生活に係る相談機能の充実
- 一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
- 子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの充実
- 学童保育サービスの充実
- 携帯電話やモバイル端末^{※1}等の活用の推進
- 市報、ホームページ等による情報提供の充実

※1 モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

- ・パブリシティ活動^{※2}の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・野田市の魅力発信事業
- ・自治体DXの推進による住民サービスの充実

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

- ・消費生活セミナー等への参加
- ・一般社団法人野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの積極的な参加
- ・子育て支援サービスへの理解と協力
- ・情報提供の充実への理解と協力

◎文化・教育水準の向上

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言を行い、市民の文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組みます。市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努めます。また、積極的な文化会館等の委託文化事業の展開により、優れた舞台芸術の提供や市民参加型事業など創造性のある事業を行うとともに、芸術、文化活動への啓発や、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努めます。

学校教育においては、主体的、創造的に自らの人生を切り開き、力強く生きていくための「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するため、各種教育活動の充実を図ります。特に、「確かな学力」の向上に向けて地域人材を活用したサポートティーチャーの雇用等を進めるとともに、特別支援教育の専門性や資質能力を有する教員の育成を図ること、基礎学力の向上や学習習慣の定着のための学習支援の実施やGIGAスクール構想の実現等により、きめ細やかで個々に応じた指導を推進します。土曜授業については、これまでの実績を検証しながら、さらに真に子どもたちの学力向上に資する在り方を考え、子どもの個性や能力を伸ばす教育を推進します。

【主な事業】

- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館委託文化事業の充実
- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実

※2パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動のこと。

- 英語教育の充実
- キャリア教育^{※1}の充実
- 土曜授業

【市民等に期待される役割】

- 積極的、主体的な学習活動への参加
- 芸術文化活動への自主的な参加、自らの文化創造
- 教育施策への理解

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

活力とにぎわいに満ちた都市を実現するため、駅周辺の計画的なまちづくりを推進し、交流の拠点づくりをすることにより、定住の促進を図ります。特に中心サービス核である愛宕駅、野田市駅周辺は東武野田線連続立体交差事業により、踏切の除却や東西市街地の一体化を図ります。あわせて、土地区画整理事業や街路事業等により都市基盤整備を推進します。このことにより、中心市街地にふさわしい駅前広場や駅前線等の整備を行い、交通渋滞の解消や自動車と歩行者の分離、バリアフリー化を図り、駅へのアクセスを向上させ、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。梅郷駅西側についても、土地区画整理事業により区画道路等の整備を行い、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。

また、無秩序な市街地形成を抑制し、秩序ある快適な市街地形成を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備を計画的に行い、良好な居住環境を提供し、定住の促進を図ります。

さらに、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道や既存の工業地の周辺の一定規模以上の土地に、流通業務、工場、観光、レクリエーション等の地域の振興又は発展に寄与するような、市街化調整区域の適正な土地利用を図ります。

魅力ある計画的なまちづくりを推進するため、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進するとともに、東京直結鉄道整備の進捗に合わせて、土地利用計画の変更を含め、総合的なまちづくり計画を検討します。

総合計画の見直しに合わせ、都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な事業】

- 連続立体交差事業の促進
- 愛宕駅周辺地区のまちづくり
- 野田市駅西土地区画整理事業
- 梅郷駅西土地区画整理事業
- 次木親野井特定土地区画整理事業
- 台町東特定土地区画整理事業
- 都市計画マスタープランの見直し
- 市街地における住居の表示の整備
- 市街化調整区域の都市的土地利用

^{※1} キャリア教育…児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるように取り組んでいくこと。

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

【関連する野田市の計画】

- ・野田市国土強靱化地域計画
- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市都市計画マスタープラン
- ・野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・社会資本総合整備計画（土地区画整理事業）

【市民等に期待される役割】

- ・駅周辺整備への理解と協力
- ・秩序ある市街地形成に向けた土地区画整理事業による整備への理解と協力
- ・都市計画マスタープランの見直しに伴う説明会等への積極的な参加
- ・住居の表示の整備への理解と協力

5) 指標・目標値

◎生活環境の充実と情報発信の強化

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------|---|-----------------|-----------------|
| 出前講座の受講者数 | 出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。 | 100人 | 900人 |
| 市ホームページ年間アクセス数 | パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。 | 851,814件 | 1,773,000件 |

◎文化・教育水準の向上

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---|---|----------------------|------------------|
| 委託事業入場者数 | 文化会館大ホール、生涯学習センター小ホールを利用して開催する委託文化事業の入場者数 | 7,605人 | 10,000人 |
| 児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」と回答した児童生徒の割合 | 様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。 | 小学校63.8% 中学校62.1% | 小学校80% 中学校80% |

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

| 指標 | 指標の説明 | 基準値 (平成 25 年度) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------------------|---|-------------------|-------------------|
| 連続立体交差事業の進捗率 | 連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 9.6% | 100% |
| 愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率 | 愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 85.6% | 100% |
| 愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率 | 愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 0% | 100% |
| 野田市駅西土地地区画整理事業の進捗率 | 駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 8.7% | 100% |
| 梅郷駅西土地地区画整理事業の進捗率 | 梅郷駅西土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。 | 89.4% | 100% |
| 字の入り組み及び飛地の解消か所数（累計） | 住居の表示の整備方針（平成 19 年 2 月 1 日策定）に基づき、これまでに 14 か所を実施しており、さらに、平成 23 年度に飛地の解消の候補地として選定した 25 か所のうち未実施の 23 か所を対象に、地元住民の意向を調査しながら当該箇所を整備します。 | 8 か所 | 37 か所 |

重点プロジェクト

◆「重点プロジェクト」の設定

分野別の体系となっている基本目標を、横断的に捉え直し、関連する施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、前総合計画の重点プロジェクトからの継続性、連続性に配慮して、8の重点プロジェクトを設定し、将来都市像「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウトリも住めるまち」の実現を目指します。

◆「重点プロジェクト」の考え方

総合計画は、野田市の目指す将来都市像を定め、そこに向かってまちづくりを進めることで、市政全体の底上げを図ろうとするものです。これは、重点プロジェクトについても同様であり、このような意味で、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属している形にしています。

◆「重点プロジェクト」のイメージ



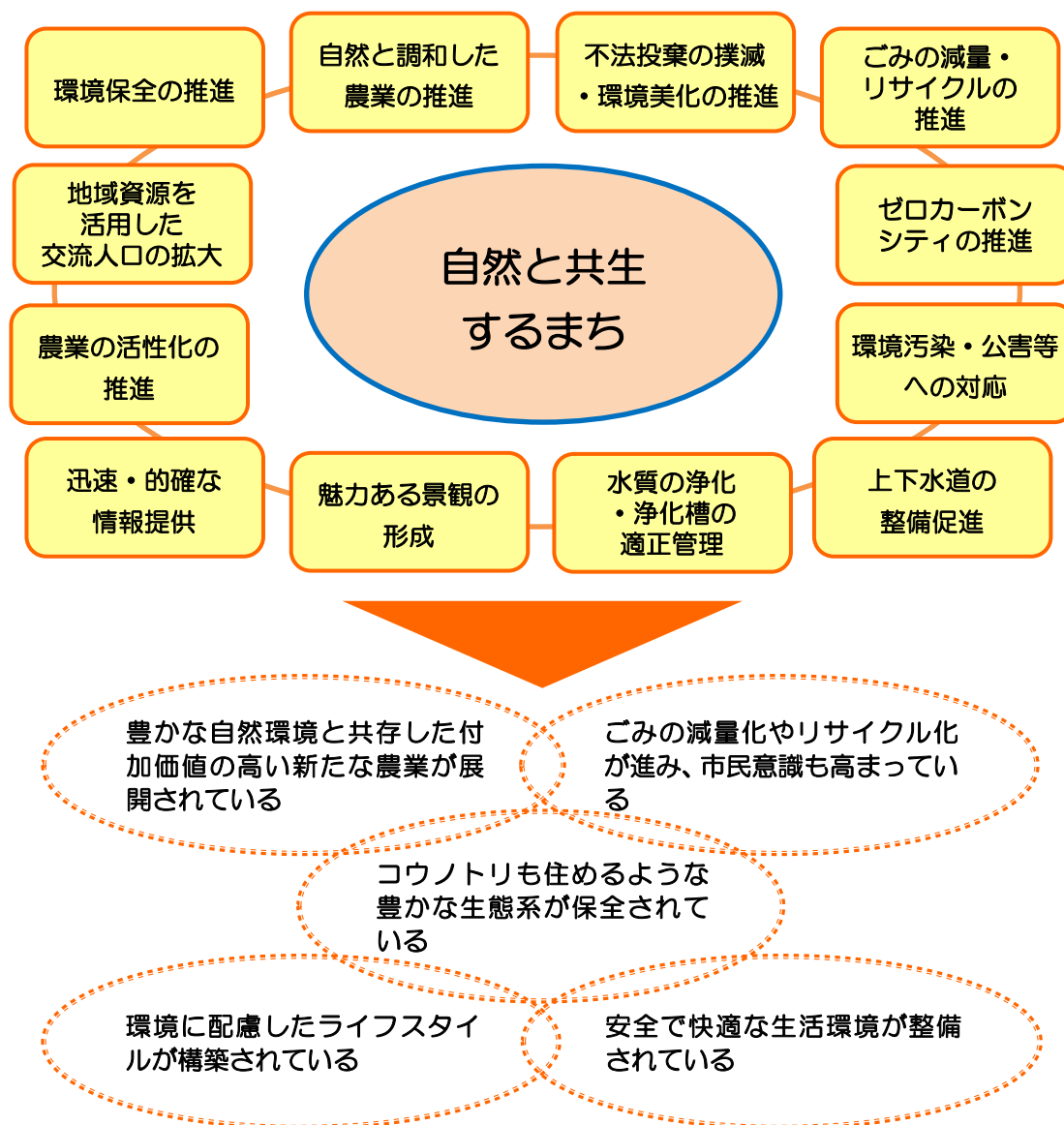
自然と共生するまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であるため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進め、自然再生のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰を目指します。あわせて、玄米黒酢農法^{※1}による米づくりを始めとした減農薬、減化学肥料の取組を市内全域で推進し、ブランド化を通して農業の活性化を図ります。

ごみの減量・リサイクルの推進等により、循環型社会を形成するとともに、水質の浄化等の生活環境の整備を進めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1} 玄米黒酢農法・・・酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎環境保全の推進 (P11)

- ・生物多様性の戦略の改訂と推進
- ・みどりの基本計画の策定
- ・江川地区自然環境の保護
- ・中央の杜の保全
- ・市民の森の保全
- ・ふるさと花づくり運動
- ・グリーントラストバンク
- ・三ツ堀里山自然園の管理運営
- ・環境保全型農業の推進
- ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- ・水質保全対策の推進

◎自然と調和した農業の推進 (P12)

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進 (P14)

- ・不法投棄パトロールの強化
- ・環境美化活動の推進
- ・環境美化意識の啓発
- ・ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進

◎ごみの減量・リサイクルの推進 (P14)

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

◎ゼロカーボンシティの推進 (P15)

- ・ゼロカーボンシティの推進
- ・住宅用設備等脱炭素化促進事業

◎環境汚染・公害等への対応 (P18)

- ・大気環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭の防止
- ・環境基本計画の推進
- ・放射性物質除染業務

◎上下水道の整備促進 (P19)

- ・浄・配水施設整備の推進
- ・広報・PRの実施
- ・公共下水道の整備
- ・利根運河の水質保全
- ・くり堀川の整備
- ・三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・排水路の整備・管理
- ・地域排水の整備

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理 (P19)

- ・水質環境の保全
- ・地質環境の保全
- ・合併処理浄化槽の設置促進

◎魅力ある景観の形成 (P61)

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎農業の活性化の推進 (P80)

- ・農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・利子補給事業
- ・アグリサポート（援農制度）の推進
- ・担い手農家への支援
- ・生産調整推進事業
- ・青果物価格安定事業
- ・飼料用米を活用した耕畜連携事業
- ・農業経営高度化の推進
- ・水田営農確立対策事業
- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・水質保全対策の推進

◎地域資源を活用した交流人口の拡大 (P84)

- ・鈴木貫太郎記念館を始めとする地域資源を活用した観光との融合
- ・道の駅整備事業
- ・野田市の魅力発信事業
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討
- ・総合公園周辺における地域資源の連携の検討
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

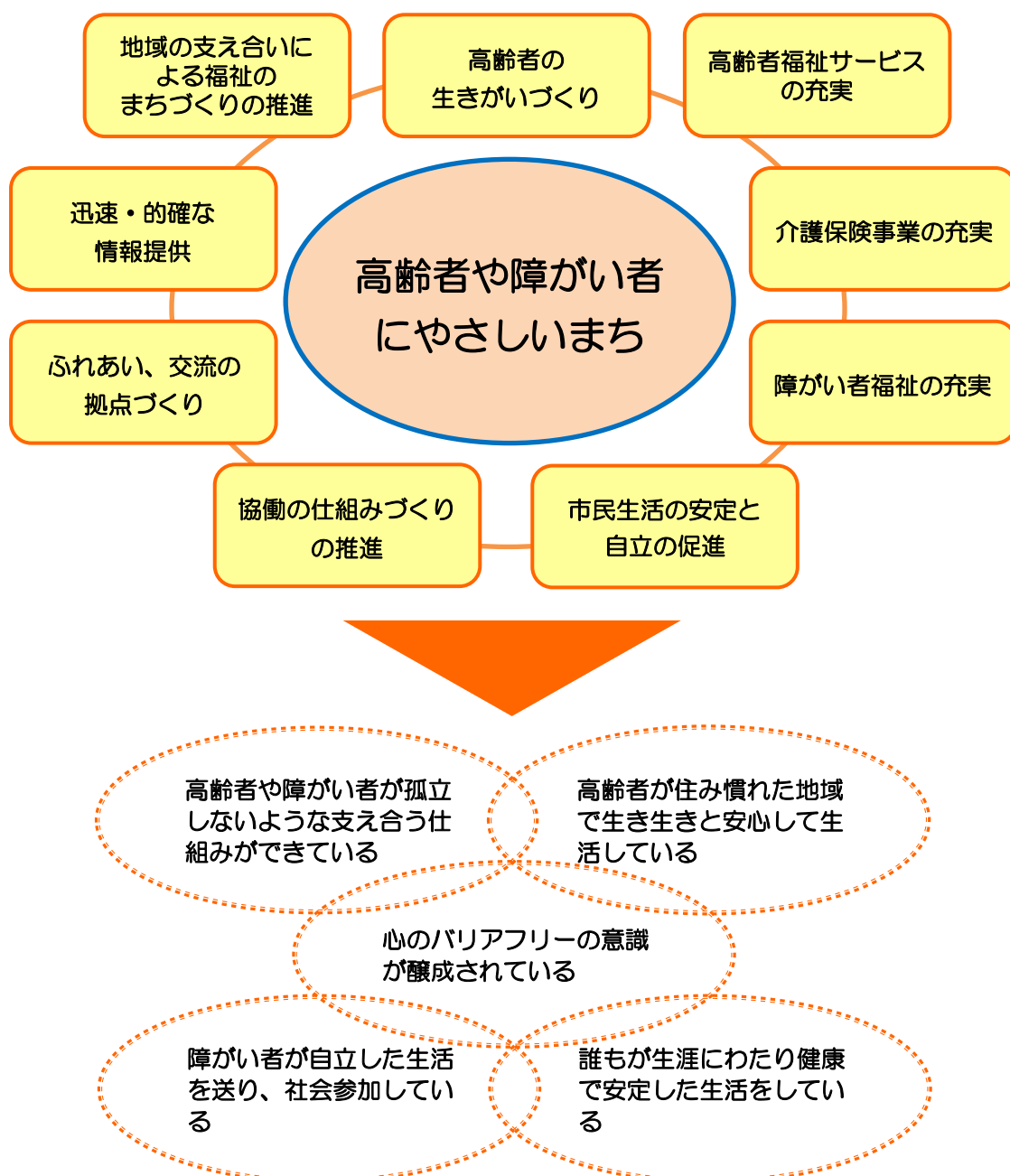
1. プロジェクトのコンセプト

高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー型のやさしいまちづくりを推進し、支え合いにより安心できるまちづくりを進めます。

元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりを進めるとともに、障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるよう、生活困窮者の福祉の充実と自立支援を図ります。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 (P23)

- ・地区社会福祉協議会活動の推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

◎高齢者の生きがいがづくり (P24)

- ・コミュニティ活動の推進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・新たな老人福祉センターの整備

◎高齢者福祉サービスの充実 (P25)

- ・高齢者福祉サービスの適切な提供
- ・買物弱者対策

◎介護保険事業の充実 (P26)

- ・市民への介護情報の提供強化
- ・在宅サービスの適切な提供
- ・介護サービスの適切な提供
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの設置及び運営
- ・在宅医療、介護連携の推進
- ・認知症高齢者に係る施策の推進
- ・介護保険制度の円滑な運営
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

◎障がい者福祉の充実 (P27)

- ・障がい者相談支援事業
- ・自立生活の支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・障がい者職場実習奨励金の支給
- ・施設整備・利用の促進
- ・障がい特性の理解促進
- ・社会参加の促進
- ・障がい福祉サービス（介護給付）
- ・各種補助・手当の支給
- ・社会福祉法人への支援
- ・障がい児支援の充実
- ・障がい福祉サービス（訓練等給付）
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

◎市民生活の安定と自立の促進 (P28)

- ・生活困窮者の生活安定と自立の促進

◎協働の仕組みづくりの推進 (P70)

- ・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
- ・「市長と話そう集会」の活用
- ・「市長と話そう（手紙編）」の活用
- ・市政懇談会の実施
- ・地区社会福祉協議会活動の推進

◎ふれあい、交流の拠点づくり (P71)

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・高齢者の交流促進

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

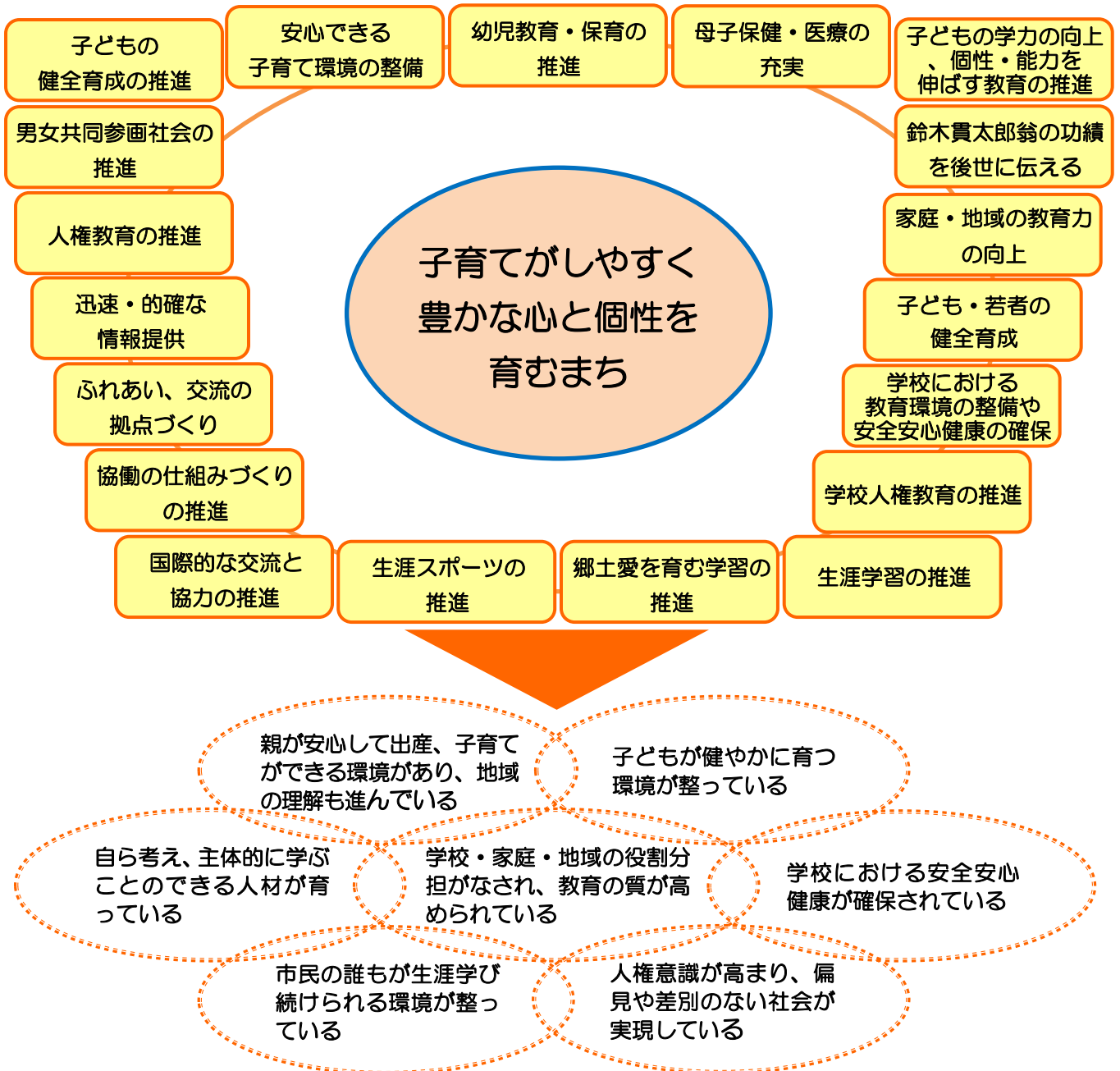
- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

1. プロジェクトのコンセプト

安心できる子育て環境整備を推進することはもとより、子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。あわせて、地域におけるふれあい、交流の拠点づくりを進めるとともに、教育環境を含めた子どもの健全育成を支える環境づくりを推進します。

子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育はもとより、人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現を目指すべく、学校・保護者・地域が連携・協働した教育活動を推進します。あわせて、学校における教育環境を整備し、安全安心健康を確保するとともに、市民の生涯学習環境の整備を推進し、生涯学習機会の拡充と支援に努めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎子どもの健全育成の推進 (P30)

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援の充実
- ・学童保育サービスの充実

◎安心できる子育て環境の整備 (P31)

- ・ひとり親家庭への支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の耐震補強
- ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進
- ・学童保育サービスの充実
- ・障がい児支援の充実
- ・民間賃貸住宅居住支援事業

◎幼児教育・保育の推進 (P32)

- ・幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた教育・保育の推進
- ・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実
- ・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用

◎母子保健・医療の充実 (P37)

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・不妊及び不育症治療費等助成の実施
- ・子ども医療費助成制度の拡充
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進 (P41)

- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・土曜授業
- ・武道指導の充実
- ・教職員研修の充実
- ・子ども未来教室の充実
- ・GIGAスクール構想の実現

◎鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える (P42)

- ・鈴木貫太郎記念館の再建
- ・鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調査・研究
- ・公立小中学校における鈴木貫太郎翁の出前授業や道徳授業等の充実
- ・各地域の地域資源を活用した観光との融合
- ・鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信

◎家庭・地域の教育力の向上 (P43)

- ・地域人材の活用-学校支援地域本部事業の推進-
- ・家庭教育力の向上

◎子ども・若者の健全育成 (P43)

- ・教育相談の充実
- ・適応指導学級の充実
- ・いじめ防止対策の推進
- ・青少年活動の支援
- ・環境浄化活動
- ・相談活動

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保 (P44)

- ・ICT教育の推進と情報モラル教育の充実
- ・食育の充実
- ・読書環境・指導の充実
- ・通学路の安全性の確保
- ・校舎、体育館、プール等の改修
- ・防災教育の充実
- ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置
- ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修

◎学校人権教育の推進 (P44)

- ・学校人権教育指導者養成講座の開催

◎生涯学習の推進 (P48)

- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・生涯学習施設の整備
- ・市民の情報活用能力の育成
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・家庭教育力の向上
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館委託文化事業の充実
- ・児童生徒の学校外体験活動の活性化
- ・オープンサタデークラブの充実

◎郷土愛を育む学習の推進 (P48)

- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・文化財の保存と活用
- ・博物館機能の充実
- ・郷土資料の収集・整理・調査・研究(調査報告書)
- ・野田市史の刊行
- ・郷土の偉人の顕彰
- ・伝統文化や民俗芸能の保存・伝承

◎生涯スポーツの推進 (P49)

- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・総合公園陸上競技場の整備
- ・総合公園野球場の整備
- ・福田体育館の整備
- ・旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備

◎国際的な交流と協力の推進 (P51)

- ・市民及び国際交流協会等と協働による国際交流の推進
- ・多言語による生活情報の提供の充実

◎協働の仕組みづくりの推進 (P70)

- ・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
- ・「市長と話そう集会」の活用
- ・「市長と話そう(手紙編)」の活用
- ・市政懇談会の実施
- ・地区社会福祉協議会活動の推進

◎ふれあい、交流の拠点づくり (P71)

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・高齢者の交流促進

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎人権教育の推進 (P75)

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

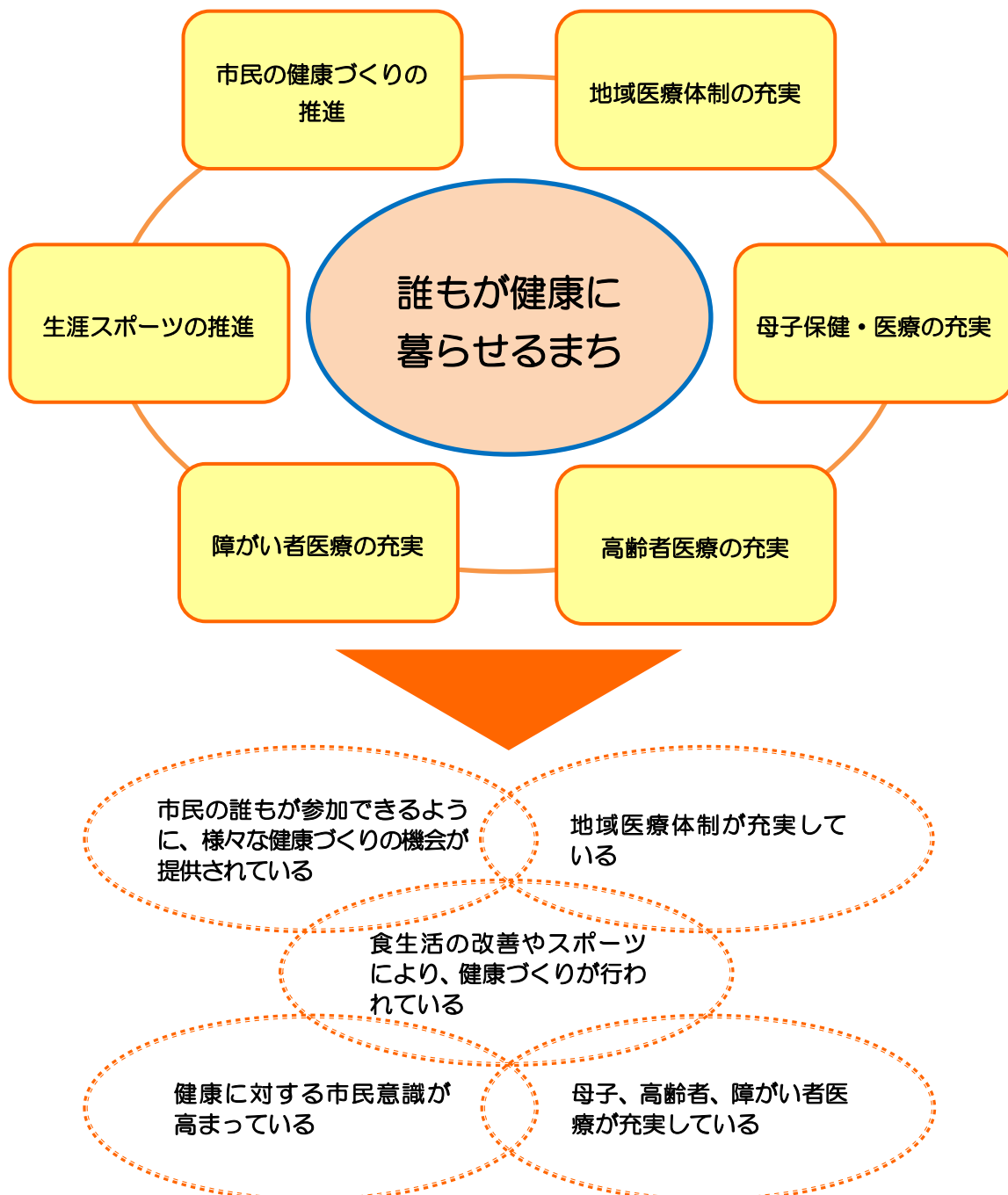
◎男女共同参画社会の推進 (P76)

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

1. プロジェクトのコンセプト

市民の健康意識の高揚に努めることに加え、食生活の改善や生涯スポーツの推進を通じて、更なる健康づくりの支援を行います。あわせて、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、地域医療体制の充実に努めるとともに、母子保健・医療、高齢者医療、障がい者医療の充実に努めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎市民の健康づくりの推進 (P35)

- ・市民への啓発・PR強化
- ・健康・スポーツポイント事業の拡充
- ・一般介護予防事業の推進
- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
- ・各種がん検診の実施
- ・健康診査・生活習慣改善指導の実施
- ・健康づくりフェスティバル事業の推進
- ・健康づくり推進計画 21 の推進
- ・食育の推進
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進 **及び見直し**
- ・感染症予防対策の実施
- ・エイズ予防対策の推進
- ・食品衛生に対する正しい知識の普及

◎地域医療体制の充実 (P36)

- ・市民への医療情報の提供強化
- ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
- ・救急医療体制の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・24 時間救急医療体制の維持強化
- ・災害医療体制の整備
- ・献血事業の推進

◎母子保健・医療の充実 (P37)

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・不妊及び不育症治療費等助成の実施
- ・子ども医療費助成制度の拡充
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

◎高齢者医療の充実 (P38)

- ・在宅医療、介護連携の推進

◎障がい者医療の充実 (P38)

- ・重度障がい者医療費助成の実施
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断早期療育のための体制の充実

◎生涯スポーツの推進 (P49)

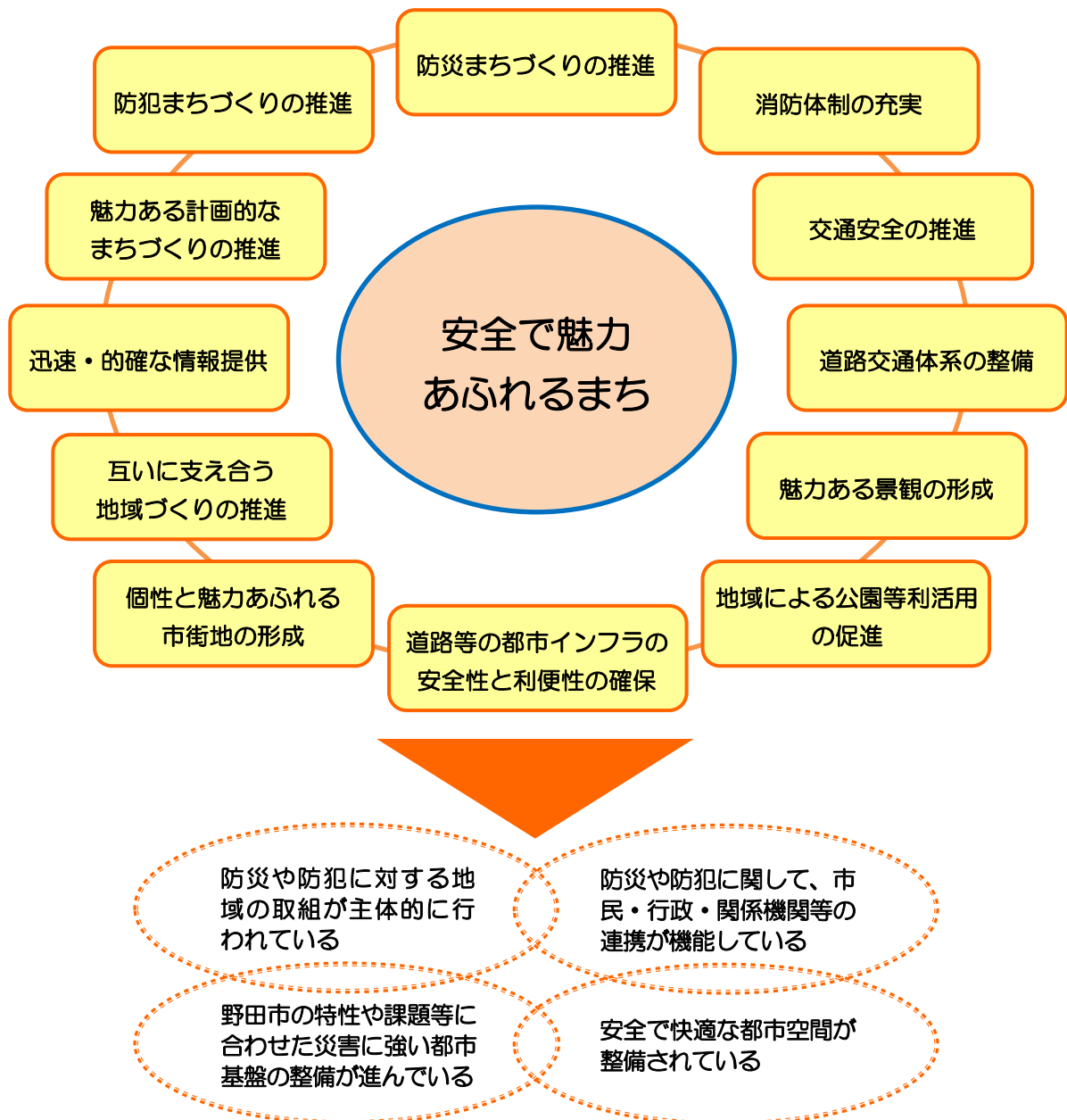
- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・総合公園陸上競技場の整備
- ・総合公園野球場の整備
- ・福田体育館の整備
- ・旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備

安全で魅力あふれるまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

防犯に関しては、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。防災に関しては、自助、共助、公助^{※1}の連携による防災体制づくりにより、防災力向上を図るとともに、市道の点検整備や橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕及び魅力ある計画的なまちづくりを進めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1} 自助・共助・公助・・・「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎防犯まちづくりの推進 (P54)

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

◎防災まちづくりの推進 (P55)

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

◎消防体制の充実 (P56)

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

◎交通安全の推進 (P60)

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

◎道路交通体系の整備 (P60)

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

◎魅力ある景観の形成 (P61)

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

◎地域による公園等利活用の促進 (P61)

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 (P62)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎個性と魅力あふれる市街地の形成 (P63)

- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・駐輪場の整備
- ・土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

◎互いに支え合う地域づくりの推進 (P70)

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P89)

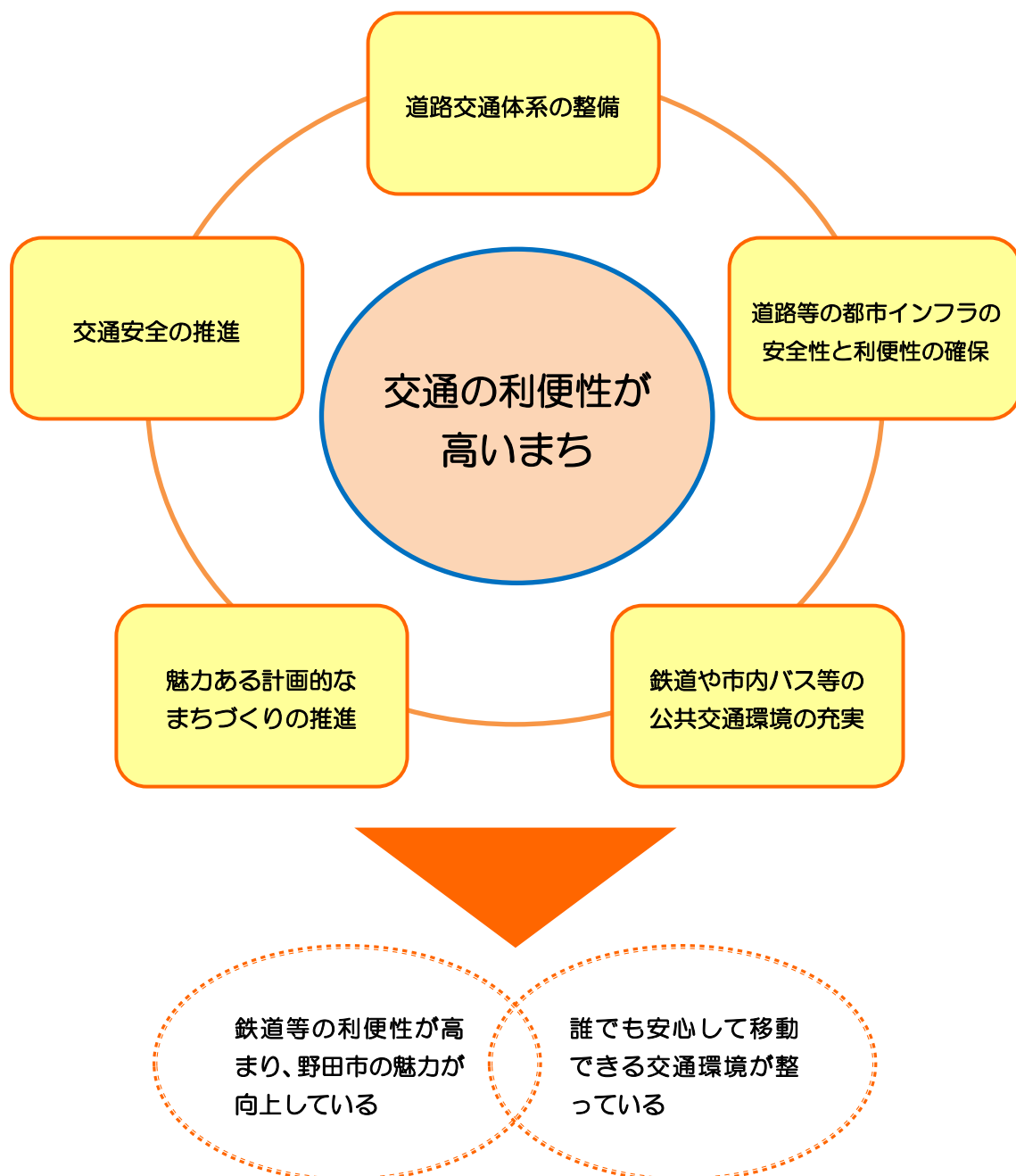
- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・市街化調整区域の都市的土地利用
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

交通の利便性が高いまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

東京直結鉄道の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組むとともに、市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）について、地域の要望を踏まえ、利便性の向上を図るとともに、交通不便地域における移動支援事業を実施します。あわせて、道路交通体系の整備を進め、交通の利便性が高いまちを目指します。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎交通安全の推進 (P60)

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

◎道路交通体系の整備 (P60)

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 (P62)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 (P66)

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等
- ・バス路線の維持・整備

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P89)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・市街化調整区域の都市的土地利用
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

市民がふれあい協働するまちづくり

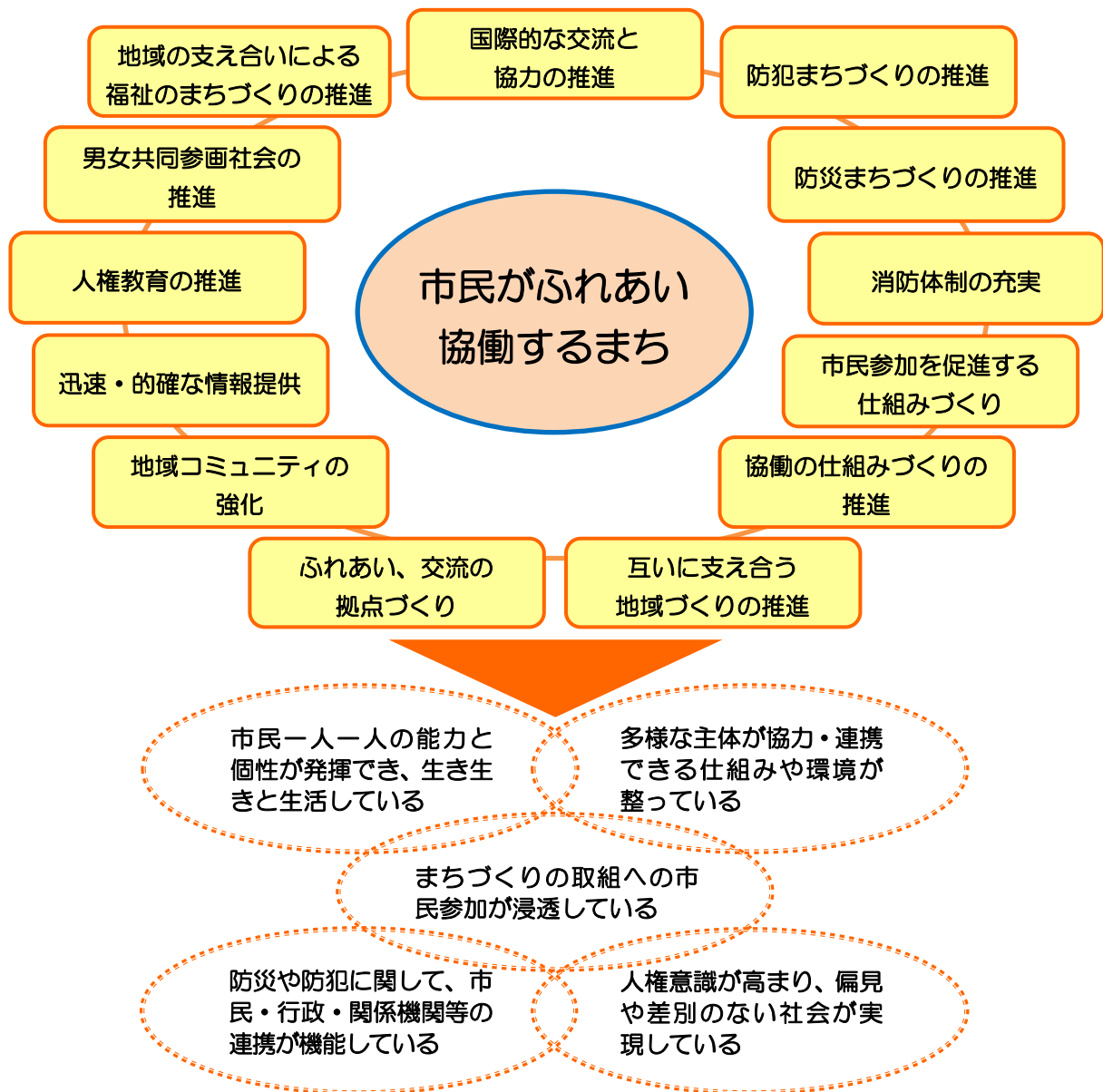
1. プロジェクトのコンセプト

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、パブリック・コメント手続^{※1}の運用、審議会への公募委員の拡充等、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。

NPO法人やボランティア団体の育成・支援を行うとともに、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ることにより、市民と行政が共に手を携えて取り組む協働によるまちづくりを推進します。あわせて、自治会活動や自主防災組織等への支援を行い、地域コミュニティの強化を図ります。

人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現を目指して、講演会や人権教育の充実を図ります。あわせて、市内の多くの外国人と地域との交流の活性化を図ります。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1}パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 (P23)

- ・地区社会福祉協議会活動の推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

◎国際的な交流と協力の推進 (P51)

- ・市民及び国際交流協会等と協働による国際交流の推進
- ・多言語による生活情報の提供の充実

◎防犯まちづくりの推進 (P54)

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

◎防災まちづくりの推進 (P55)

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

◎消防体制の充実 (P56)

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

◎市民参加を促進する仕組みづくり (P69)

- ・市民参加手法の検討
- ・住民投票制度の運用
- ・パブリック・コメント手続の運用
- ・審議会等の公募委員の拡充
- ・市民活動団体への支援

◎協働の仕組みづくりの推進 (P70)

- ・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
- ・「市長と話そう集会」の活用
- ・「市長と話そう（手紙編）」の活用
- ・市政懇談会の実施
- ・地区社会福祉協議会活動の推進

◎互いに支え合う地域づくりの推進 (P70)

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

◎ふれあい、交流の拠点づくり (P71)

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・高齢者の交流促進

◎地域コミュニティの強化 (P71)

- ・自治会活動活性化の推進
- ・地区集会施設整備への支援
- ・多世代交流センターの設置

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎人権教育の推進 (P75)

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

◎男女共同参画社会の推進 (P76)

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス (DV) 対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

活力とにぎわいに満ちたまちづくり

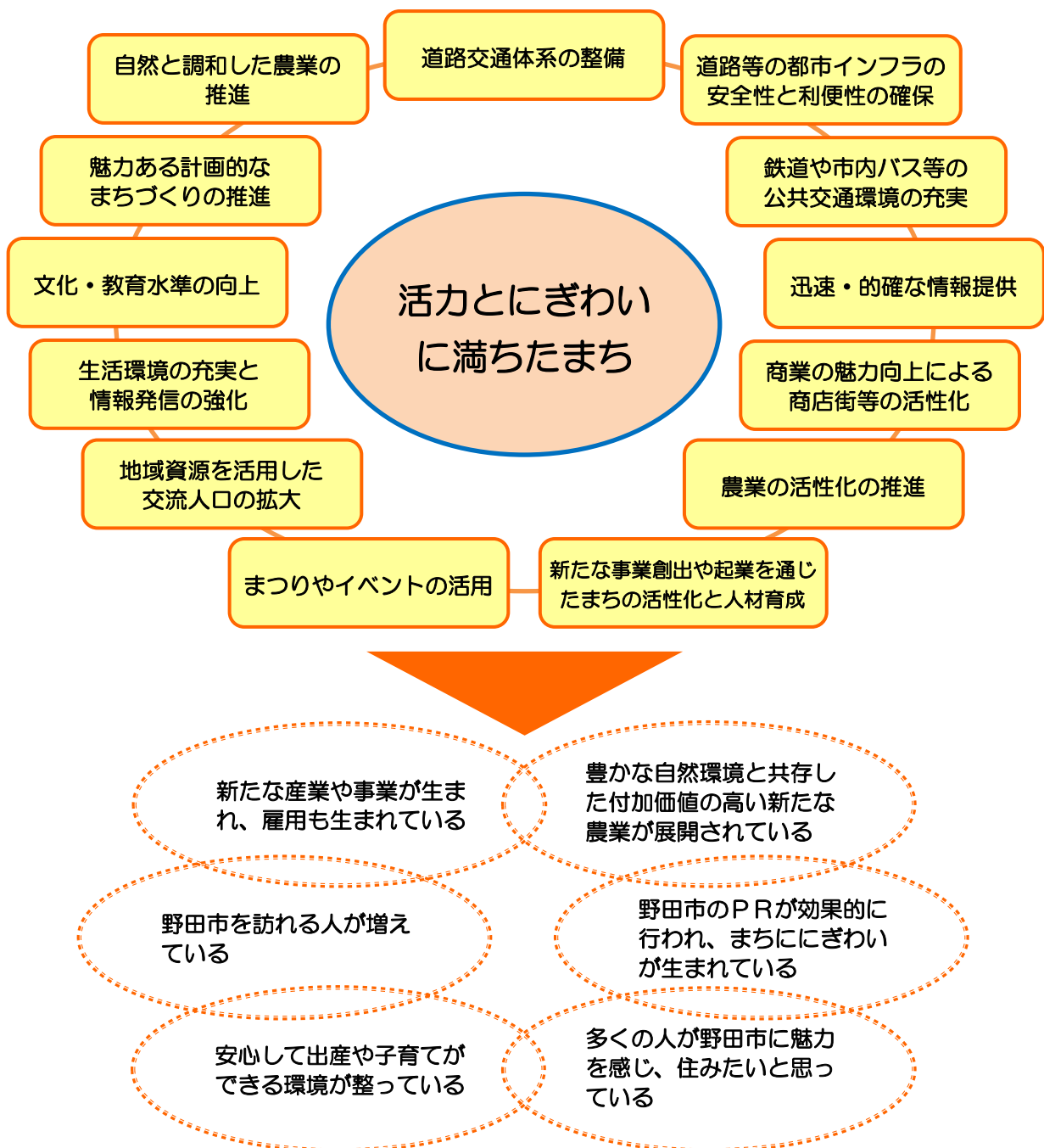
1. プロジェクトのコンセプト

商店街の魅力を高め、商店街の活性化を図るとともに、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携促進により新たな事業を創出し、地域産業の振興を図ります。あわせて、野田市産の農産物のブランド価値を高めます。

さらに、コウノトリをシンボルとした自然環境など、多様な地域資源を効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。

加えて、定住促進を図るため、東京直結鉄道整備等の公共交通の充実、教育や福祉の充実、雇用創出等の施策を実行することにより、魅力ある生活環境を整えます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎自然と調和した農業の推進 (P12)

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

◎道路交通体系の整備 (P60)

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化の整備促進
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 (P62)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 (P66)

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等
- ・バス路線の維持・整備

◎迅速・的確な情報提供 (P73)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化 (P79)

- ・中心市街地商業等活性化関連事業
- ・買物弱者対策
- ・商店街共同施設設置事業
- ・共同駐車場確保事業
- ・商店会販売促進事業
- ・各種融資制度による事業経営の支援
- ・経営普及改善事業への支援
- ・異業種交流の推進
- ・起業家支援事業
- ・商品開発支援事業

◎農業の活性化の推進 (P80)

- ・農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・利子補給事業
- ・アグリサポート（援農制度）の推進
- ・担い手農家への支援
- ・生産調整推進事業
- ・青果物価格安定事業
- ・飼料用米を活用した耕畜連携事業

- ・農業経営高度化の推進
- ・水田営農確立対策事業
- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・水質保全対策の推進

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成 (P81)

- ・工業振興・活性化方策の検討
- ・産学官交流の推進
- ・地域職業訓練協会への支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・起業家支援事業
- ・農業経営高度化の推進
- ・土地区画整理事業による工業団地整備事業
- ・都市計画マスタープランの見直し

◎まつりやイベントの活用 (P84)

- ・地域イベント・まつりの振興
- ・観光PRの推進
- ・観光資源の洗い出し
- ・観光集客事業の促進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・サイクリングロードの整備
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進

◎地域資源を活用した交流人口の拡大 (P84)

- ・鈴木貞太郎記念館を始めとする地域資源を活用した観光との融合
- ・道の駅整備事業
- ・野田市の魅力発信事業
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討
- ・総合公園周辺における地域資源の連携の検討
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

◎生活環境の充実と情報発信の強化 (P87)

- ・消費生活情報の提供強化
- ・消費生活に係る相談機能の充実
- ・一般社団法人野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・野田市の魅力発信事業
- ・自治体DXの推進による住民サービスの充実

◎文化・教育水準の向上 (P88)

- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館委託文化事業の充実
- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・土曜授業

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P89)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・市街化調整区域の都市的土地利用
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

第4章 計画の実現に向けて

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民の意見や多様化するニーズを的確に市政に反映するためには、市民と行政が対等な立場で役割や責任などを分担し、連携、協力して共通する取組や事業を推進することが必要です。そのため、市民参加の機会を充実し、市民が主体的にまちづくりに参画することができるよう、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動の支援・育成を通じて、まちづくりへの市民参加意識を高めるとともに、まちづくりに関する情報の広報・広聴活動等を積極的に行い、様々な形での市民参加を基本としたまちづくりを推進します。

(2) 心のバリアフリーによる支え合いのまちづくりの推進

バリアフリー化を実現するためには、駅や道路、建物といったハードの整備だけでなく、一人一人がバリアを理解し、市民が互いに認め合い、支え合う「心のバリアフリー」が最も大切です。これまでも、福祉のまちづくりフェスティバルなどを通じて、「心のバリアフリー」の浸透した野田市の実現を図っているところであり、今後も、様々な機会を通じて、市民に対する意識啓発を推進することにより、高齢者や障がい者、子育て世帯等、特に地域社会とのつながりや支援が必要な市民を見守り、支援していくことができる支え合いのまちづくりを進めます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

野田市は、まちの中心的な役割を持つ地域、広大な農地や自然環境を有する地域、歴史的遺産等の文化的な潤いのある地域等、様々な特性を持つ地域が集まって形成されています。また、それぞれの地域には、様々な世代や価値観を持つ市民が暮らしています。

このような地域特性を活かし、より市民の視点に立った施策や事業に取り組みます。

(4) 持続可能な行財政運営

地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。歳入の根幹をなす市税等について常に効果的な徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化を図ります。

また、ファシリティマネジメント^{※1}の考え方にに基づき、公有財産の有効活用などに努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、限りある財源を真に必要な事業に充て、計画的な行財政運営を行います。

加えて、組織の活性化や人材の育成を図り、持続可能な行財政運営を進めます。

^{※1}ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。